

ぎふ農業・農村基本計画

(令和3～7年度)

中間見直し版

ぎふ農業・農村基本計画 目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 1 |
| 第2章 | 前計画の評価と残された課題 | 3 |
| 第3章 | 社会情勢の変化と時代の潮流 | 6 |
| 第4章 | 本県農業・農村を取り巻く現状 | 8 |
| 第5章 | 計画の目指すべき将来像、基本方針 | 13 |
| 第6章 | 将来像達成に向けた取組み | |
| 1 | 基本方針ごとの重点施策と主な取組み | |
| (1) | ぎふ農業・農村を支える人材育成 | |
| ① | 担い手の経営発展への支援強化 | 15 |
| ② | 産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保 | 17 |
| ③ | 本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開 | 21 |
| ④ | 農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化 | 24 |
| | 観測指標<基本方針(1)【ぎふ農業・農村を支える人材育成】> | 26 |
| (2) | 安心で身近な「ぎふの食」づくり | |
| ① | 地産地消県民運動の展開 | 27 |
| ② | 安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開 | 30 |
| ③ | 水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開 | 32 |
| ④ | 家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり | 34 |
| ⑤ | 県民の食を支える生産基盤の整備 | 36 |
| ⑥ | 食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築 | 38 |
| ⑦ | 岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進 | 42 |
| | 観測指標<基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】> | 44 |
| (3) | ぎふ農畜水産物のブランド展開 | |
| ① | 輸出拡大の強化 | 46 |
| ② | 大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化 | 48 |
| ③ | 飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化 | 50 |
| ④ | 主要園芸産地の生産体制強化 | 52 |
| ⑤ | 新たな需要開拓による花き振興 | 54 |
| ⑥ | 鮎を守り育てる体制の構築 | 56 |
| ⑦ | ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発 | 58 |
| | 観測指標<基本方針(3)【ぎふ農畜水産物のブランド展開】> | 60 |
| (4) | 地域資源を活かした農村づくり | |
| ① | 災害に強い農村づくり | 61 |
| ② | 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策 | 63 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| ③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展 | 65 |
| ④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化 | 67 |
| 観測指標<基本方針(4)【地域資源を活かした農村づくり】> | 69 |
| 2 中山間地域を守り育てる対策 | 70 |
| 第7章 主要品目別施策 | |
| (1) 米 | 76 |
| (2) 麦・大豆・加工業務用野菜 | 77 |
| (3) トマト | 78 |
| (4) ほうれんそう | 79 |
| (5) えだまめ | 80 |
| (6) だいこん | 81 |
| (7) いちご | 82 |
| (8) 柿 | 83 |
| (9) 栗 | 84 |
| (10) 桃・りんご | 85 |
| (11) 茶 | 86 |
| (12) 花き | 87 |
| (13) 酪農 | 88 |
| (14) 飛騨牛 | 89 |
| (15) 養豚 | 90 |
| (16) 養鶏 | 91 |
| (17) 養蜂 | 92 |
| (18) 自給飼料 | 93 |
| (19) 淡水魚 | 94 |
| 第8章 計画実現に向けての推進体制 | 95 |
| 基本方針ごとの重点施策 目標指標一覧 | 99 |
| 資料編 | 101 |

第1章 はじめに

1 趣旨

平成28年に「ぎふ農業・農村基本計画」を策定し、令和2年度を目標として、本県農業・農村の振興に取り組んできました。

その間、国内では、人口減少の進展に伴う国内マーケットの縮小、令和2年1月に発効された日米貿易協定などグローバル化が一層進んできたほか、頻発化・激甚化する自然災害や平成30年9月、国内で26年ぶりに発生が確認された豚熱、さらには、新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しています。

一方、県内の農業・農村の現場では、人口減少、高齢化による担い手不足がますます深刻化し、農業産出額も減少傾向となっています。特に、中山間地域では、鳥獣害や耕作放棄が深刻化するなど、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されています。

こうした本県の農業・農村が直面する課題に対応するため、令和3年度から当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すため、新たな計画を策定します。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「『清流の国ぎふ』創生総合戦略(平成31年3月策定)」の政策の方向性を反映するとともに、整合性を保ちつつ、当面5年間に県が重点的に取り組む施策を示すものです。

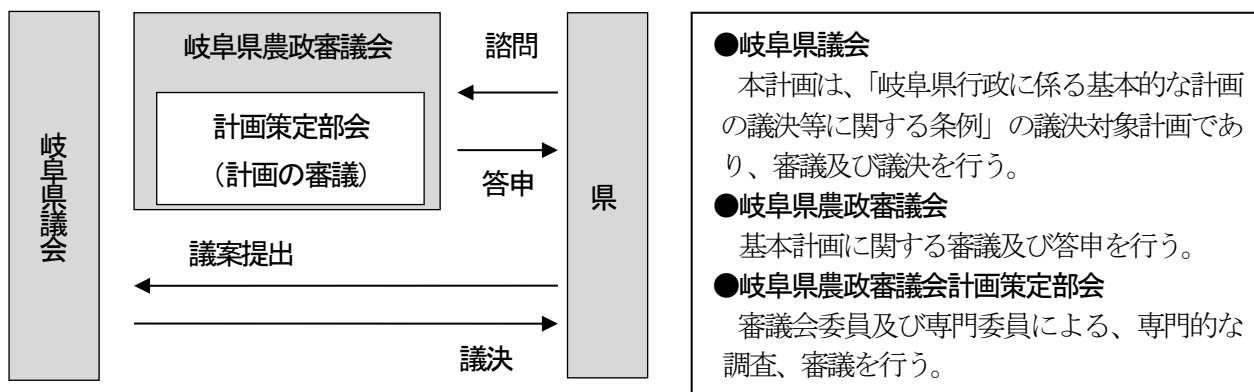
また、県の農業・農村振興に関する計画の最上位に位置付けるものであり、今後、策定・変更する農業・農村振興に関する諸計画は、本計画の方向性などを踏まえて、策定又は変更を行います。

3 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※新型コロナへの対応など情勢が2～3年で大きく変わることを踏まえ、5年間の計画期間の中間年で必ず見直します(令和4年度末予定)。

4 策定体制



5 計画の推進と管理

本計画の推進にあたっては、「清流の国ぎふ憲章」に定められた、「知」「創」「伝」の3つのキーワードで示された取組みの姿勢を基本とし、農業者はもとより広く県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要です。

このため、県では農業者や県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体などと相互に連携・協働しながら、本県の特長や実情に応じた施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな取組みへと繋げていきます。

進行管理については、県において本計画に掲げた施策や目標値の達成状況を、毎年岐阜県農政審議会へ報告するとともに、ホームページなどを通じて公表します。そのうえで、明らかとなった課題や改善策等を評価・検討し、次期計画の策定や計画の変更に活かします。

第2章 前計画の評価と残された課題

前計画（H28～R2）では、「未来につながる農業・農村づくり」を基本理念に掲げ、その実現に向け、「多様な担い手づくり」、「売れるブランドづくり」、及び「住みよい農村づくり」の3つの基本方針に基づいて各種施策に取り組んできました。

前計画の実績を評価し、残された課題を明らかにするとともに、今後、さらに取り組むべき課題を整理しました。

①多様な担い手づくり

■ 新たな担い手育成

〔評価〕 就農相談から定着まで一貫した「岐阜県方式」による支援により、新規就農者、雇用就農者、定年帰農者など、新たな担い手を着実に育成することができました。

（担い手育成数 R1 目標：1,600人→実績：1,918人 /R2 目標：2,000人）

〔課題〕 技術不足等により、経営が軌道に乗っていない新規就農者がいることや、農産物価格の低迷や資材費の高騰など担い手をとりまく経営環境は不安定であることから、経営安定に向けたフォローアップの強化などが必要です。

■ 認定農業者の育成

〔評価〕 認定新規就農者からの移行、認定農業者のメリット措置の周知等により、新たな経営体が認定される一方、高齢化による規模縮小や不安定な経営基盤等により認定を継続しない経営体も多く、認定農業者全体としては、目標を下回っています。

（認定農業者数 R1 目標：2,890人→実績：2,192人 /R2 目標：3,000人）

〔課題〕 若い農業者や設立間もない法人、人・農地プランの中心経営体などを認定農業者へ誘導するとともに、農業経営改善計画に掲げる目標を達成できるよう、経営の安定に向けた支援が必要です。また、リタイアする認定農業者の経営基盤の継承も併せて進めていくことが必要です。

■ 担い手への農地集積の推進

〔評価〕 特に営農条件が不利な中山間地域において、担い手不足や畦畔管理の負担等により、集積が進んでおらず、目標を下回っています。

（担い手への農地集積率 R1 目標：58.0%→実績：37.0% /R2 目標：64.0%）

〔課題〕 集積に向けた地域の話合いを活性化させるため、農地の利用状況や耕作者の年齢などの現状の可視化を進めていくことが必要です。特に、中山間地域においては、営農条件の改善や、担い手の確保、草刈り・水管理などの管理労力の軽減が必要です。

②売れるブランドづくり

■ ぎふクリーン農業生産登録者のGAP導入の推進

〔評価〕 GAP指導員によるきめ細かな指導等により、東京オリンピック・パラリンピックの食料供給を契機に創設した「岐阜県GAP確認制度」などのGAPに取り組む実践者数を着実に育成することができました。

(GAP導入率(ぎふクリーン農業生産登録者) R1 目標:25%→実績:28% /R2 目標:30%)

〔課題〕 GAPに取り組む農業者の更なる拡大に向け、新たなGAP制度「ぎふ清流GAP評価制度」普及の推進が必要です。

■ 農畜水産物の輸出拡大

〔評価〕 観光・食・モノを三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を推進し、飛騨牛、鮎、柿をはじめとした農畜水産物の輸出額は目標を大きく上回りました。

(農畜水産物の輸出額 R1 目標:8億円→実績:15.5億円 /R2 目標:10億円)

〔課題〕 日米貿易協定の発効や中国における牛肉輸入解禁の動きなど海外市場の拡大を好機と捉え、飛騨牛、鮎、柿の更なる輸出拡大を図るほか、これらリーディング品目に続く、新たな輸出品目の育成が必要です。

■ 朝市・直売所販売額の増加

〔評価〕 小規模直売所の閉店により、直売所の店舗数は減少したものの、大規模直売所の販売額が増加したこともあり、販売額は目標を上回りました。

(朝市・直売所販売額 R1 目標:138億円→実績:153億円 /R2 目標:140億円)

〔課題〕 地産地消の重要な推進拠点である朝市・直売所の維持・発展に向けて、特に高齢化等により販売額が減少する直売所等への支援が必要です。

③住みよい農村づくり

■ 耕作放棄地の解消

〔評価〕 重点支援地区に対する、農業者、農業委員会、市町村、県など関係機関が連携した解消に向けた取り組み等により、目標値を上回る耕作放棄地を解消することができました。

(耕作放棄地の解消面積 R1 目標:280ha→実績461ha /R2 目標:350ha)

〔課題〕 特に中山間地域において人口減少や高齢化が進展していることなどを踏まえ、発生防止にも重点を置き、優良農地を守っていく必要があります。

■ 湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の増加

[評価] 地元との調整や工事管理の円滑な進行により、ため池・排水機場の改修等の対策を着実に進めてきたことで、目標値を上回りました。

(湛水被害等のリスクを軽減する農地面積 R1 目標：800ha→実績：1,219ha /R2 目標：1,000ha)

[課題] 近年、頻発化・激甚化する豪雨などの自然災害に備え、計画的なため池・排水機場対策と併せて、地域防災力の向上を図る対策が必要です。

■ 鳥獣被害対策実施集落割合の増加

[評価] 鳥獣被害対策専門指導員の巡回指導等により、平成 29 年度中に、全ての集落において防護柵の設置や捕獲など何らかの対策を講じるようになり、目標を達成しました。

(鳥獣被害対策実施集落割合 R1 目標：98%→実績：100% /R2 目標：100%)

[課題] 鳥獣による農作物被害額は年々減少傾向にあるものの、直近 (R1 年度) の被害額は約 2 億円にのぼることなどを踏まえ、各集落において防護柵の整備や捕獲を総合的に取り組むなど、鳥獣被害対策の更なるレベルアップが必要です。

第3章 社会情勢の変化と時代の潮流

(1) 本格的な人口減少時代の到来

本県の総人口は、平成30年9月1日に、35年ぶりに200万人を割り込み、人口減少はさらに進み、今後10年間で毎年1万6千人程度減少していくことが見込まれています。

(2) 農畜水産物をめぐる国内マーケット環境の大きな変化

人口減少、高齢化に伴い、国内の農畜水産物のマーケットは縮小傾向となっているほか、単身・共働き世帯の増加に伴う食生活の多様化や流通・販売チャネルの多層化など、マーケット環境は大きく変化しています。

(3) 経済のグローバル化の一層の進展

TPP11や日EU・EPA、日米貿易協定などの大型の経済連携協定が相次いで発効されるなど、農業を含む経済のグローバル化が大きく進展しています。

(4) 国の「食料・農業・農村基本計画」の見直し

かつてない少子高齢化や人口減少の波が押し寄せる中でも、国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、食料の安定供給の役割や農業・農村における多面的機能が将来にわたって発揮されるような、食料・農業・農村の持続的な発展の道筋を示すこととされています。

(5) 持続可能な社会実現への貢献

「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』づくり」に向けて、「オール岐阜」で環境保全の推進などSDGsを推進しており、このような動きを捉えながら、農業・農村の活性化につなげていくことが重要です。

(6) 家畜疾病対策の重要性の高まり

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱や国内への侵入リスクが高まっているアフリカ豚熱などに対応するため、飼養衛生管理の更なる強化や野生いのししからの豚熱の感染防止などの対策の重要性が高まっています。

(7) 頻発化・激甚化する自然災害への対応

平成30年の7月豪雨や台風21号をはじめ、近年、大規模な自然災害が頻発しており、農林水産関係の被害額は増加傾向にあるため、防災・減災を一層推進するとともに、気候変動への適応を進める「適応復興」の考え方を踏まえた国土強靱化の取組みの強化が必要です。

(8) 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた対応

令和4年7月1日に施行された「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、国が策定する基本方針に沿って、都道府県と市町村が協力・連携して、本県の実情を踏まえた、環境負荷低減活動など、「みどりの食料システム」の実現に向けた取組みが必要です。

(9) 物価高騰等を踏まえた国の食料安全保障強化に向けた動向

政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、世界の食料需給等を巡るリスクの顕在化を踏まえ、新たに食料安全保障の確立が柱として位置付けられるとともに、令和4年9月、政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、農政の根幹である「食料・農業・農村基本法」について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、見直しを進めることとされるなど、こうした国の動向を踏まえた取組みが必要です。

(10) アフターコロナなど新たな政策課題への対応

令和4年度から令和8年度を計画期間とする「岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画」が策定され、農畜水産業分野として、スマート農業・データ活用型農業の加速化など、政策の方向性が位置づけられたほか、令和4年4月に「農福連携」の更なる推進を図るため、「ぎふ農福連携アクションプラン」を策定したことなど、新たな政策課題への対応が必要です。

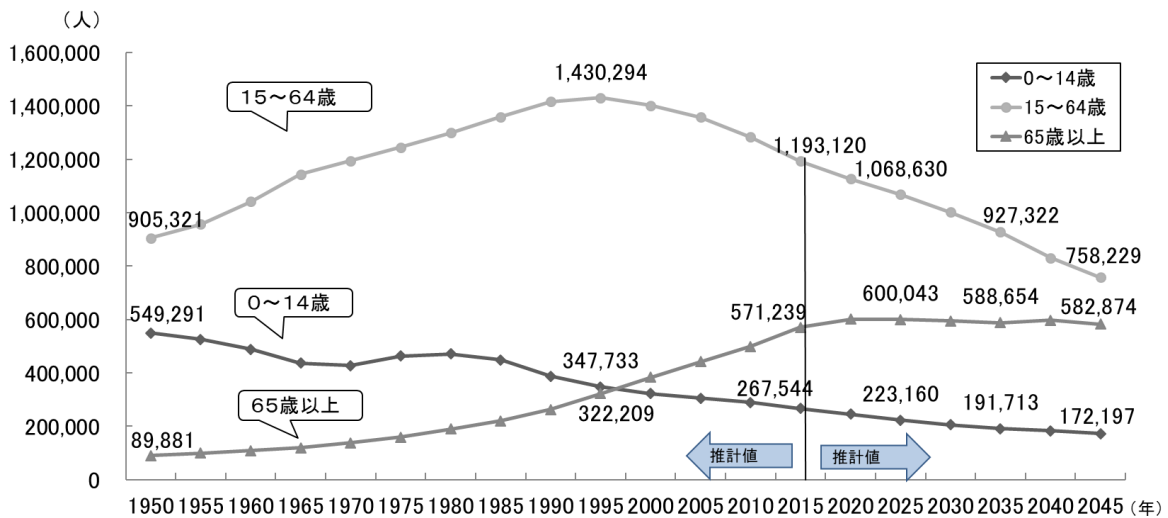
第4章 本県農業・農村を取り巻く現状

(1) 本県人口の動向

本県の令和元年10月の人口は198万9千人（岐阜県人口動態統計調査）であり、そのうち、中山間地域が全体の26%です。本県人口は、平成12年の約210万8千人をピークに減少傾向となっており、今後も減少を続け、令和27年には約151万人となる見込みです。

特に、地域や経済の担い手である、いわゆる現役世代（15歳～64歳）の減少が顕著となっています。

年齢区分別県人口の推移と将来推計



総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

(2) 農業生産の担い手

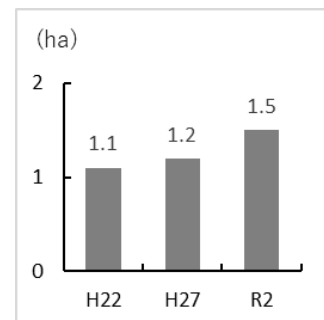
本県の令和2年の農業経営体は2万1千経営体（概数値）であり、平成27年の3万経営体に比べて、29.1%減少しました。そのうち、法人経営体は675経営体（概数値）であり、平成27年の581経営体に比べて、16.2%増加しています。

また、1農業経営体当たりの経営耕地面積は1.5ha（概数値）で、平成27年の1.2haに比べて、25.1%増加しており、大規模化が進んでいます。

農業経営体の推移 (経営体)

| | 農業経営体の推移 (経営体) | | | |
|-------|----------------|--------|-------|-------|
| | 農業経営体 | 個人経営体 | 団体経営体 | 法人経営体 |
| 平成22年 | 37,287 | 36,517 | 770 | 473 |
| 平成27年 | 29,643 | 28,833 | 810 | 581 |
| 令和2年 | 21,015 | 20,179 | 836 | 675 |

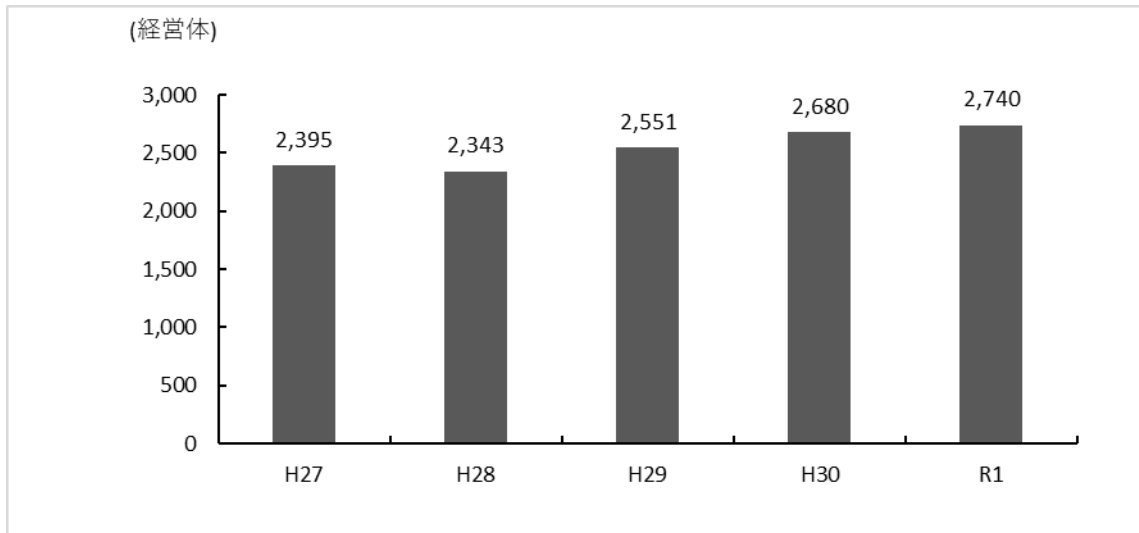
1農業経営体当たりの経営耕地面積の推移



農林水産省「2020 農林業センサス」

また、農業経営体のうち、地域農業の中心を担う経営体数（認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者の計）は、令和元年は2,740 経営体であり、平成27年の2,395 経営体に比べ、14.4%増加しています。

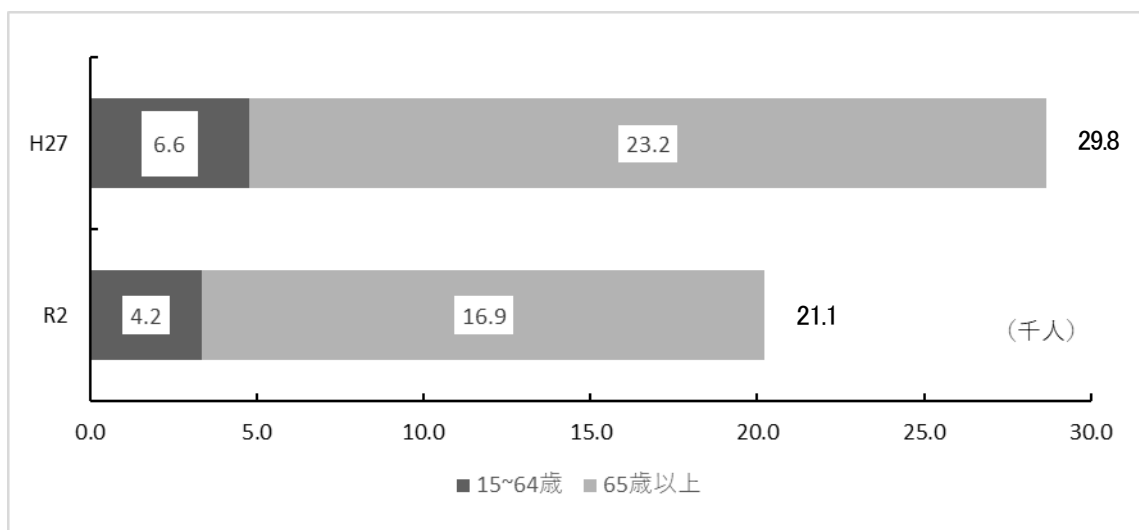
中心農業経営体の推移



県農業経営課調べ

また、農家世帯員の労働力の観点から見てみると、本県の令和2年の基幹的農業従事者（農業を主な仕事とする世帯員数）は約2万1千人（概数値）であり、平成27年の約3万人に比べ、29.5%減少しました。年齢別内訳は、65歳以上が1万7千人（概数値）であり、全体の80.2%を占め、平成27年の77.8%に比べ、2.4ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

基幹的農業従事者（個人経営体）の推移



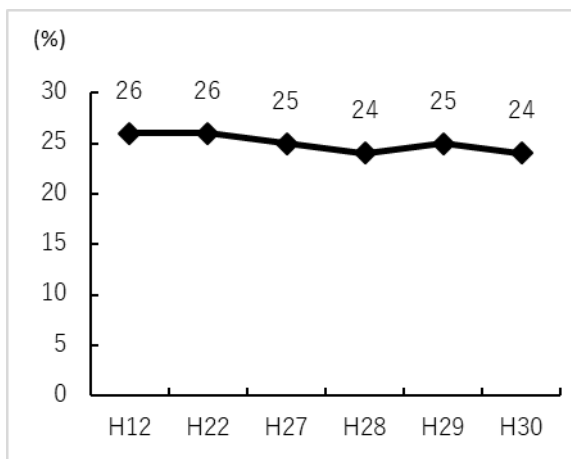
農林水産省「2020 農林業センサス」

(3) 食料自給率

本県の平成 30 年度の食料自給率は供給熱量ベースで 24%であり、近年は 25%前後で推移しています。これは、耕地率が 5.2%（全国 44 位、R2）と低いことや魚介類を供給する海がないなどの要因から、全国の 37%に比べ、低い水準となっています（同 35 位、H30）。

なお、飼料自給率を反映しない食料国産率は供給熱量ベースで 32%であり、食料自給率に比べ 8 ポイント高くなっています。

食料自給率（供給熱量ベース）の推移



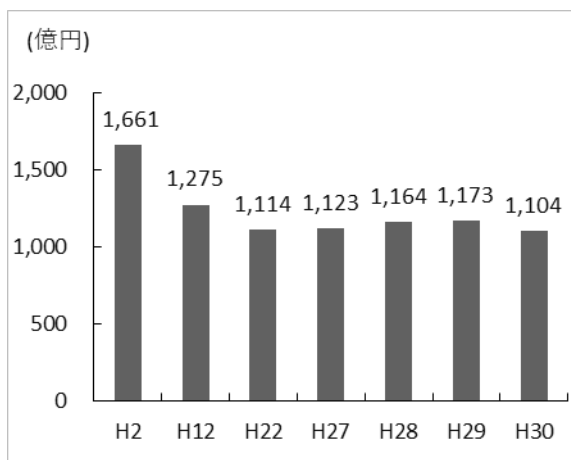
*食料国産率は、国が令和 2 年 3 月に見直しを行った「食料・農業・農村基本計画」において新たに設定した、飼料が国産か輸入かに関わらず、国内で実際に生産された畜産物に着目し、食料全体の供給に占める割合を示したものである。

農林水産省、H30 の数値は概算値

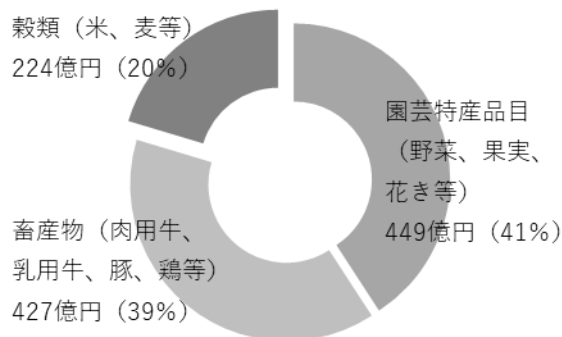
(4) 農業産出額

本県の平成 30 年の農業産出額は、1,104 億円であり、近年は横ばい傾向となっており、このうち、中山間地域が全体の 60%を占めています。品目別内訳は、野菜、果実、花きなどの園芸特産品目が 449 億円（41%）、畜産物が 427 億円（39%）、米などの穀類が 224 億円（20%）であり、園芸と畜産で 8 割を占めています。

農業産出額の推移



農業産出額 (H30)

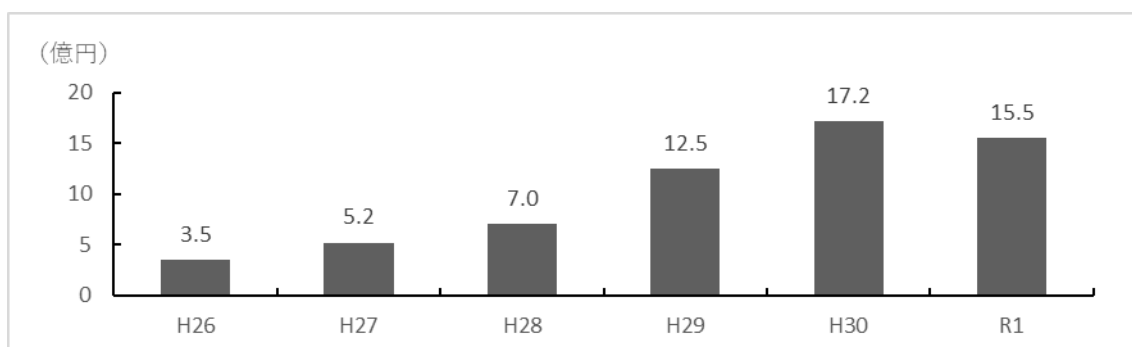


農林水産省「生産農業所得統計」

(5) 農畜水産物の流通・販売

本県では、海外輸出、大都市圏での販売、地産地消など、農畜水産物の特徴を活かした流通・販売を展開しています。特に、輸出については、観光・食・モノを三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を通じて、海外販路を着実に開拓し、令和元年度の輸出額は約15億5千万円まで拡大しました。そのうち、飛騨牛が約14億5千万円と、全体の93%を占め、その他の主要品目では、柿が約3千万円、鮎が約3百万円となっています。

農畜水産物の輸出額の推移



県農産物流通課調べ

(6) 農村の持つ資源と機能

農業・農村の有する多面的機能は、「食料・農業・農村基本法」第3条により「国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」と定義されており、国民の生活や経済の安定に果たす役割を踏まえ、将来にわたって適切かつ十分に発揮されなければならないことが定められています。

本県の農業・農村の多面的機能評価額は1,424億円であり、このうち、中山間地域が785億円です（※評価額の一部については推定値）。

岐阜県の農業・農村の多面的機能評価額（県推計値）

| 機能 | R1 |
|------------|-----------------|
| ①洪水防止 | (億円/年) 632.2 |
| ②水源涵養 | 489.4 |
| ③土壌浸食防止 | 48.9 |
| ④土砂崩壊防止 | 23.8 |
| ⑤有機性廃棄物処理 | 0.1 |
| ⑥大気浄化 | 1.2 |
| ⑦気候緩和 | 2.6 |
| ⑧保健休養・やすらぎ | 225.8 |
| 合計 | 1,424 |

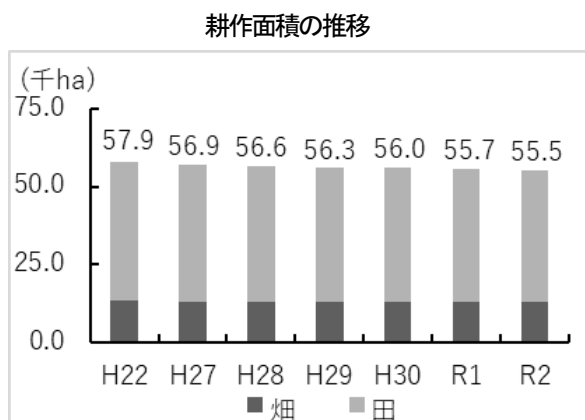
*本県における農業・農村の有する多面的機能については、平成18年3月に国の諮問を受けた「食料・農業・農村基本問題調査会」において示された代替法により評価額を算定した。今般、現在の多面的評価額について前述の評価法により、各種数値、単価を置き換えて算出している。

県農村振興課調べ

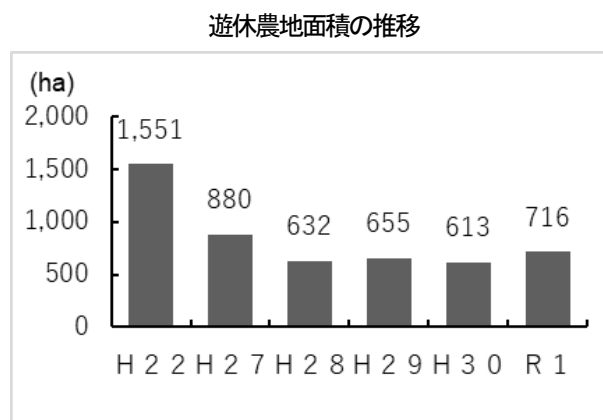
(7) 農地の状況

本県の令和2年の耕地面積は55,500haであり、ゆるやかな減少傾向となっています。内訳をみると、田畑別では、田が42,500haと全体の77%を占め、全国平均の54%に比べ、水田の割合が高くなっており、また、地域別では、令和元年の耕地面積のうち中山間地域が全体の49%を占めます。

令和元年の遊休農地面積は716haであり、近年は概ね横ばい傾向となっており、このうち、中山間地域が73%を占めます。



農林水産省「耕地面積調査」

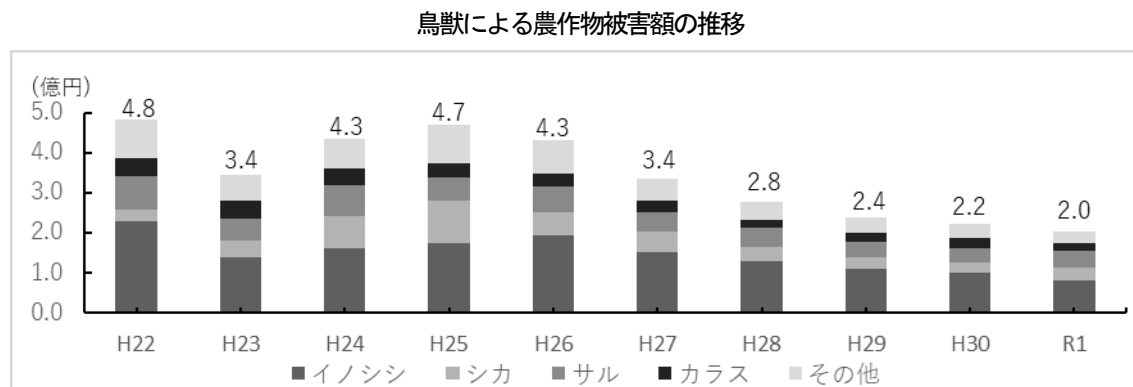


農林水産省「農地の利用状況調査の結果」

(8) 鳥獣被害の状況

本県では、平成22年度において約4億8千万円の被害が発生したため、岐阜県鳥獣被害対策本部を平成23年1月に設置し、鳥獣害対策を実施してきており、以来、平成26年度まで4億円を超える被害があったが、以降、年々減少し、直近の令和元年度では、約2億円となっています。

なお、令和元年度の獣種別の被害内訳は、イノシシが約8千万円(40%)、ニホンザル(以下「サル」という。)が約4千万円(21%)、ニホンジカ(以下「シカ」という。)が約3千万円(15%)、カラスが約2千万円(9%)、その他が約3千万円(15%)となっており、近年の被害獣種の傾向として、イノシシは減少傾向にあるものの、シカ、サル、カラスではほぼ横ばい傾向となっています。



県農村振興課調べ

第5章 計画の目指すべき将来像、基本方針

1 背景と目指すべき将来像

<背景>

本県の農業・農村は、これまでも、そしてこれからも、県民に安全・安心な食料を提供するとともに、県土の環境を守る大きな役割があります。

人口減少・高齢化が本格化し、さらには想定外の自然災害やウイルスなど新たなリスクが顕在化する中でも、「岐阜らしさ」を存分に発揮した農業・農村づくりを目指します。

<目指すべき将来像>

- ▶ 経営規模の大小に関わらず農業者・漁業者が新しい時代に対応し、それぞれの役割のもと農業・農村を支える
- ▶ 自然災害などの危機事案に対応でき、強靱でありかつ食料供給の基盤等の多面的な機能を発揮できる農村を実現する
- ▶ 目指すべき姿の実現と並行して、新型コロナを教訓とし、また、新型コロナを契機に高まる「地産地消」や「田園回帰」などの潮流、国の「みどりの食料システム戦略」及び国際情勢等に伴う食料安全保障強化の動きやSDGsの理念を踏まえつつ、農業者等の所得増大や農村地域の活性化を図るなど農業・農村づくりを推進する。

2 基本理念と4つの基本方針

<基本理念>

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり

～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

<4つの基本方針>

- (1) ぎふ農業・農村を支える人材育成
- (2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり
- (3) ぎふ農畜水産物のブランド展開
- (4) 地域資源を活かした農村づくり

3 重要テーマ

人口減少、高齢化が進む中山間地域でも、本計画の基本理念を実現できるよう、重要テーマ「中山間地域を守り育てる対策」を設定し、重点対策を展開します。

基本理念

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり

安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して

| 基本方針と観測指標 | | 重点施策 |
|-----------|---|---|
| (1) | <p>ぎふ農業・農村を支える人材育成</p> <p>中心農業経営体数</p> | <p>①担い手の経営発展への支援強化</p> <p>②産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保</p> <p>③本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開</p> <p>④農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化</p> |
| (2) | <p>安心で身近な「ぎふの食」づくり</p> <p>食料自給率 農業産出額</p> | <p>①地産地消県民運動の展開</p> <p>②安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開</p> <p>③水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開</p> <p>④家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり</p> <p>⑤県民の食を支える生産基盤の整備</p> <p>⑥食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築</p> <p>⑦岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進</p> |
| (3) | <p>ぎふ農畜水産物のブランド展開</p> <p>農畜水産物の輸出額</p> | <p>①輸出拡大の強化</p> <p>②大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化</p> <p>③飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化</p> <p>④主要園芸産地の生産体制強化</p> <p>⑤新たな需要開拓による花き振興</p> <p>⑥鮎を守り育てる体制の構築</p> <p>⑦ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発</p> |
| (4) | <p>地域資源を活かした農村づくり</p> <p>耕地面積</p> | <p>①災害に強い農村づくり</p> <p>②農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策</p> <p>③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展</p> <p>④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化</p> |

【重要テーマ】中山間地域を守り育てる対策

※観測指標(上記、点線枠内)
複数の重点施策による基本方針単位の効果を見るための物差しとして、「観測指標」を設定。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(1) ぎふ農業・農村を支える人材育成

① 担い手の経営発展への支援強化



現状と課題

- ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」と地域の関係機関で構成する「地域就農支援協議会」、「就農応援隊」が連携し、相談、研修、就農、定着まで一貫した就農支援を実施しています。
- 新規就農者が着実に育成される一方で、経営が不安定であることを理由に離農する者や、所得目標が達成できず、経営が軌道に乗っていない者もあり、就農者それぞれの実状に応じた早期の経営安定が課題です。
- 頻発する自然災害や資材価格の高騰、農産物価格の低迷など担い手を取り巻く経営環境は不安定なものとなっています。
- 経営環境の変化に対応し自らの創意工夫で経営発展を目指す「認定農業者」は2,192経営体で、経営類型別では、園芸が最も多く、次いで穀類となっています。高齢化などにより認定を継続しない経営体も多く認定数は横ばい傾向であり、新規就農者や地域の担い手の「認定農業者」への移行をさらに進める必要があります。
- 気象変動や病害虫への対応、GAPや最新技術の導入等により農業経営を安定させるためには、ICT技術を利用し、迅速かつ効果的に技術支援や情報提供が行える指導体制を強化する必要があります。
- 令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において地域農業の在り方を定めた地域計画を策定し、目指すべき農地利用の姿を地図で明確化することとなりました。この実現に向け、農地の集約化等を促進する必要があります。
- コロナ禍で人材不足が深刻化したことなどを踏まえ、農業現場における労働力確保に向け、他産地や他産業との連携強化を図り、働き手を融通し合う取組みが必要です。

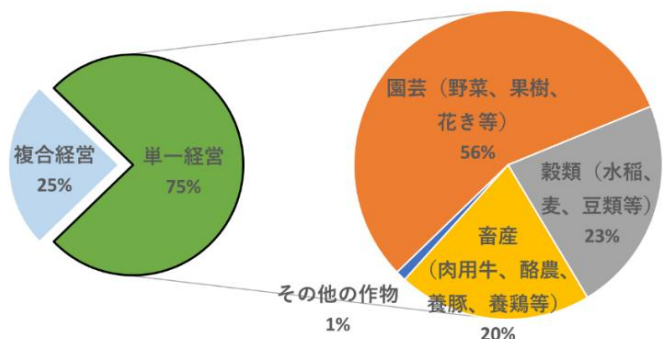
新規就農者の離農理由

| 離農理由 | 人数 |
|-------|----|
| 経営不安定 | 22 |
| 地域内孤立 | 10 |
| 家庭事情 | 11 |
| 自己都合 | 14 |

*平成21年度～平成30年度の新規就農者(828人)のうち
離農した45人の理由(複数回答有) 県農業経営課調べ

認定農業者の経営類型の内訳 (R1)

認定農業者数：2,192経営体



県農業経営課調べ

■新規就農者への技術・経営面での伴走支援強化

- 市町村、JA、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」等の関係機関が連携し、新規就農者一人一人を対象としたサポートチームによる個別巡回や相談、専門家派遣、研修会の開催など、技術・経営両面からのフォローアップを強化し、新規就農者の「認定農業者」への移行を進めます。
- 新規就農者の早期の経営確立を支援するため、就農準備や就農直後の資金交付、初期投資負担を軽減する機械・施設の導入支援や無利子資金の貸付け、関係機関と連携した中古施設や機械の情報提供・斡旋を行います。
- 家族経営を継承する親元就農者の経営発展を支援するため、技術・経営面の知識を習得するための研修会を開催するとともに支援金を交付します。
- 新規就農者や青年農業者などの仲間づくりを行うため、研修会、指導農業士等の岐阜県農業担い手リーダーとの交流会を開催します。

■経営環境の変化に対応できる経営体の育成 <中山間向け施策 該当>

- 認定農業者等が行う経営安定を目指した新品目や新技術の導入、6次産業化などの新たな分野にチャレンジする取組みを支援します。
- 認定農業者等の経営発展に必要な機械・施設等の整備を支援します。
- 将来の目指すべき農地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向け、農地中間管理事業を活用して、農業を担う者への農地集積を進め、規模拡大や集約化による経営の効率化を推進します。
- 自然災害や価格低下などによる収入減少に備えるため、関係機関と連携して、農業共済や収入保険の積極的な加入を促進します。
- 農業分野で重要な人材となっている外国人の雇用促進のため、技能実習制度や特定技能制度による雇用及び地域への定着に向けた取組みを支援するほか、県域を越えた団体で組織する農業労働力支援協議会と連携し、繁忙期が異なる他産地や他産業との連携等による労働力確保の取組みを支援します。

■ICTを活用した技術指導

- 新規就農者がいつでも、どこでも、何度でも農業技術を学ぶことができるよう、熟練農家の農作業動画等を作成し、ポータルサイトで発信します。
- オンラインの病虫害等診断やデジタルコンテンツを含んだ栽培技術マニュアルの整備、WEB研修会の開催など、普及指導員やJA営農指導員によるICTを活用した技術指導を進めます。



タブレット端末を活用した技術指導

目標指標 <5圏域別目標値設定項目>

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------|--------|--------|
| 新規認定農業者数 | 105人 | 累計600人 |
| 岐阜 | 146 | 168 |
| 西濃 | 125 | |
| 中濃 | 109 | |
| 東濃 | 52 | |
| 飛騨 | | 168 |

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

②産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保



現状と課題

○平成29年度から令和3年度の5年間で、多様な担い手を2,000人・経営体を育成する「担い手育成プロジェクト2000」に取り組んでいます。就農研修拠点を拡充するなど推進体制を強化した結果、令和元年度までの3年間で1,506人・経営体が育成され、着実に担い手づくりが進展しています。

○新規就農者は、トマトやいちご等の施設園芸が主体で、就農品目のバランスにも配慮した担い手づくりを進める必要があります。

このため、農地確保や初期投資の負担が課題となる品目での経営継承の推進や、経営規模の大きい担い手への雇用就農、朝市・直売向けや新規就農が難しい品目における定年帰農など、産地の実情に応じたきめ細やかな担い手づくりが必要です。

○農業の担い手不足や高齢化が進む中、農福連携は、農業現場で障がいのある方々が活躍する取組みであり、農業を支える新たな人材として期待されるとともに、障がい者の就労の機会や生きがいを生み出すことにもつながるため、SDGsの理念にも通じる地域共生社会の実現に向け推進する必要があります。

○女性農業者は農業就業人口の51%を占め、女性起業グループの法人も増加しています。農村社会や農業経営で重要な役割を担う女性農業者が自らの経営を発展させられるよう支援するとともに、女性リーダーを育成し、農業分野での女性の参画を進める必要があります。

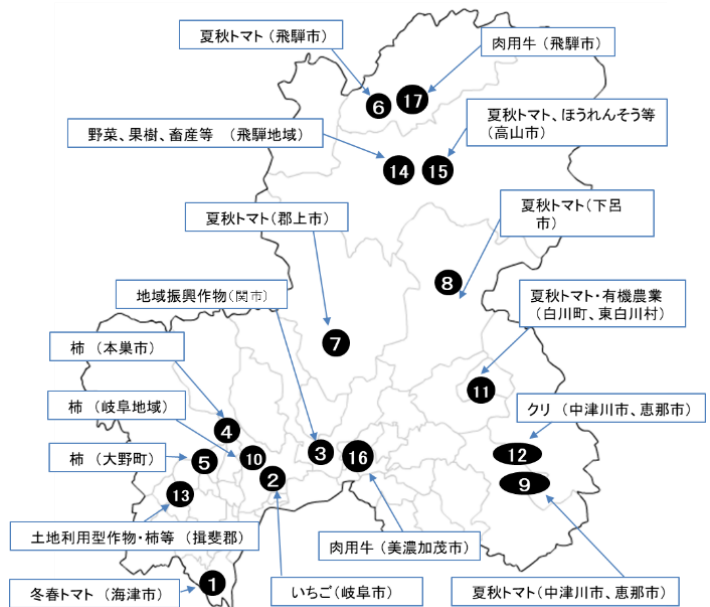
○農業大学校で学んだ多くの卒業生は、県内各地で活躍しています。今後、スマート農業技術やGAP、畜産の飼養衛生管理技術等の現場で必要となる最新の技術を身に付けた人材の育成が求められています。

○国際園芸アカデミーの卒業生は実践技術を習得した実務者として活躍しており、今後、花と緑の産業を現場で支える担い手として、実践技術に加え、経営感覚にすぐれ、社会性、職業意識を身に付けた即戦力となる人材の育成が求められています。

担い手育成プロジェクト2000実績 (単位:人・経営体)

| | H29 | H30 | R1 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-------|
| 担い手育成数 | 487 | 546 | 473 | 1,506 |
| 新規就農者 | 110 | 92 | 93 | 295 |
| 雇用就農者 | 140 | 240 | 187 | 567 |
| 定年帰農者 | 198 | 184 | 153 | 535 |
| 農業参入法人 | 22 | 21 | 16 | 59 |
| 集落営農 | 17 | 9 | 24 | 50 |

県農業経営課調べ



県内の就農研修拠点

主な取組み

■新たな担い手育成プロジェクトの推進

- 担い手育成プロジェクト2000については、目標を達成できる見通しであることから、新たなプロジェクトを1年前倒しし、令和3年度から開始します。
- 新たなプロジェクトでは、これまでの岐阜県方式による就農支援を継続し、5カ年で多様な担い手を2200人・経営体育成することを旨すとともに、就農後の経営発展に向け技術・経営両面からの伴走支援や、産地の実情に応じた担い手づくりを進めます。

■各産地の就農者育成プランに基づく担い手づくり

- 各産地における担い手育成方針を定める就農者育成プランを策定し、産地の実情に応じた担い手づくりを進めます。
- 多様な就農ニーズに対応するため、就農研修拠点やあすなろ農業塾における研修品目の拡大に取り組むとともに、新規就農や経営の複合化に適した新たな品目の栽培管理技術等の開発を進めます。
- 全ての就農研修拠点に環境制御などのスマート農業技術を導入し、その習得を図ります。



就農相談

- 移住定住部局とも連携を密にし、県内外での就農相談会やオンラインセミナーを開催するとともに、ポータルサイトでの就農情報等の発信強化により、就農希望者と産地とのマッチングを進めます。

■経営継承の推進

- 家族経営をはじめとする担い手の農地や経営資産を後継者（第三者、親子・親族間）へ引き継ぐ経営継承を推進します。
- 経営継承にあたり、リタイア農家の所有施設や農地などの情報をもとにした就農希望者とのマッチング、専門家派遣やセミナー開催などのサポート活動を関係機関と連携して行うとともに、継承した施設の改修整備等を支援します。

■雇用就農・定年帰農・企業等の農業参入など、多様な就農の推進

- 雇用就農を推進するため、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」やJAグループ等と連携した求人情報の発信や、雇用労働環境の改善に必要な機械・施設整備を支援します。また、雇用就農者育成に取り組む農業法人等へ研修経費を支援する国の支援制度の活用を促進します。
- 定年帰農を推進するため、関係機関と連携し、就農相談会やセミナーの開催等により、定年を契機に就農を希望する者の掘り起こしを図るとともに、農業技術を学ぶ研修会を開催し、技術習得を支援します。
- 企業等の農業参入を促進するため、セミナーの開催や企業訪問等により参入に向けた助言を行うとともに、農地確保や機械・施設の整備を支援します。

■多様な人材の活躍と女性が輝く社会の実現

- 女性農業者に対し、家族経営協定の締結により経営への参画を進めるとともに、経営能力を身につけるためのスキルアップ研修会を開催し、女性経営者の育成を進めます。
- 次世代リーダーの育成とネットワークづくりを進めるとともに、特徴ある優良な活動を行う農業委員等の女性をロールモデルとして、その情報発信に取り組みます。
- オンライン進学相談会や高校訪問等により農業高校との連携を強化し、就農に意欲がある生徒の農業大学校・国際園芸アカデミーへの進学を促進します。
- 農業大学校において、高度な技術を習得した人材を育成するため、スマート農業や畜産の飼養衛生管理、国際水準GAPを学ぶための環境整備やカリキュラムの充実を進めます。
- 国際園芸アカデミーのスマート農業及び遠隔授業のためのICT環境を整備するとともに、学生による作品の展示や生産物等の販売実習の場としての花フェスタ記念公園の更なる活用、自治体・企業との連携協定に基づく地域社会の発展と人材の育成を進めます。



農業大学校でのスマート農業講義

■農福連携の推進

- 優良事例の掘り起こしや先進地視察等の研修会を開催することにより、農業関係者、福祉関係者等に対して理解を促進するとともに、農業フェスティバル等において、「ノウフクマルシェ」を開催するなど、消費者に情報発信し、認知度向上を図ります。
- 福祉事業所の職員等を対象とした農業の基礎を学ぶ講座の開催や農場での障がい者の作業支援等を行う農業ジョブコーチの育成、特別支援学校生徒の就労に向けた農業実習ができる企業等の開拓等を推進し、農福連携を支える人材の育成を図ります。
- 「ぎふアグリチャレンジ支援センター」農福連携推進室と農林事務所ごとに設置した農福連携地域連携会議等が連携し、農業への就労を希望する障がい者や農福連携に関心を持つ農業者・福祉事業所を掘り起こし、農作業受委託などのマッチングを推進します。
- 障がい者の雇用を促進するため、福祉事業所等への農業参入に向けた施設整備や農業者への障がい者が働きやすい環境に必要な施設・機械等の整備を支援し、農福連携に取り組む事業者の拡大を図ります。
- 農福連携で生産された商品について、日本農林規格「ノウフクJAS」の取得や、インターネット等での販売を促進し、ブランディングや販路拡大を図ります。



農福連携（ノウフクマルシェ）



岐阜県農業ジョブコーチ養成研修

目標指標

| 指標名 | 現状 (R1) | 目標 (R7) |
|------------|----------|--------------|
| 担い手育成数(類別) | 473人・経営体 | 累計2,200人・経営体 |
| 新規就農者(人) | 93 | 累計500 |
| 雇用就農者(人) | 187 | 累計800 |
| 定年帰農者(人) | 153 | 累計750 |
| 農業参入法人(法人) | 16 | 累計 75 |
| 集落営農(組織・人) | 24 | 累計 75 |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 |
| 426 | 544 | 407 | 287 | 536 |

| 指標名 | 現状 (R2) | 目標 (R7) |
|------------------|---------|----------|
| 農業者と福祉事業所のマッチング数 | 38件 | 累計138件 |
| 農福連携に取り組む主体数 | 129事業者 | 累計205事業者 |

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

③本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開

現状と課題



- 平成31年3月、全国に先駆けて「岐阜県スマート農業推進計画（R1～R5）」を策定しました。また、同年8月には関係者を一堂に集めた「スマート農業サミットinぎふ」を開催し、スマート農業の推進に力強く踏み出しました。
- さらに、令和2年6月には、「実際に見て、体験して、学んで、便利さを実感できる」推進拠点として、海津市に「スマート農業推進センター」を開所し、技術力向上研修会の開催による人材育成や県内各地の実証農場で集めたビッグデータの解析などに取り組んでいます。
- スマート農業技術は急速に発展しており、最新情報を集約し、適時適切に農業者に提供するとともに、導入を可能とする基盤整備を進める必要があります。
また、地理的条件や品目など地域ニーズに応じた技術について、農業者が十分に実感した上で導入する必要があります。
- 新型コロナなどの有事の際に地域全体で急性的な労働力不足に陥ったとしても、持続的に営農を継続できるよう、中山間地域を含めた様々な地域・品目において省力化・効率化、軽労化・技術の標準化を進める必要があります。
- 環境データやセンシング技術を用いた高度な栽培管理や、営農管理システムを活用した効率的な労働力配置などのデータに基づいた栽培管理・経営管理の推進が必要です。
- スマート農業技術の活用により、就農後の早期の安定生産・経営発展につなげられるよう、農業大学校・国際園芸アカデミーにおけるスマート農業教育の充実が必要です。
- スマート農業推進計画の改定（令和5年3月予定）を踏まえつつ、実用化している新たな技術の導入促進を図るほか、農業DXを進め、産地の収益力の向上に向けたデータ活用型農業の取組みを加速化する必要があります。

【目指すべき将来像：岐阜県スマート農業推進計画に位置づけ】

- 少ない人材での経営規模拡大の実現を目指します。
- 経験年数等にかかわらず誰もが取り組みやすい農業の実現を目指します。
- 単収の向上、高品質生産及び付加価値向上の実現を目指します。



スマート農業推進センターでのドローン研修会



無人ロボットトラクタ(左)と有人機(右)の2台協調作業の実証

■農業者が実際に体験して、学んで、便利さを実感できる場の強化

- スマート農業推進センターを推進拠点として、農業者に対し、効果的な導入に向けた動機付けを行うセミナーや最新機械等の展示実演会を開催するなど、日進月歩する技術について、実感を伴ったわかりやすい情報発信を行います。
- 地理的条件や品目など地域のニーズに応じた技術導入に向け、JA単位など地域に根ざした現地研修会の実施や、貸出し用スマート農業機械・機器等の拡充及び県内複数箇所への配備など、拠点機能を全県的に拡大します。

■スマート農業機械の共同利用の推進 <中山間向け施策 該当>

- スマート農業機械の共同利用によるコスト低減や、法面管理等の省力化・軽労化に向けた機械導入を支援します。
- 複数の経営体が共通の通信インフラを利用する実証を行い、地域全体で環境モニタリング機器などのICTを活用したスマート農業の導入を推進します。

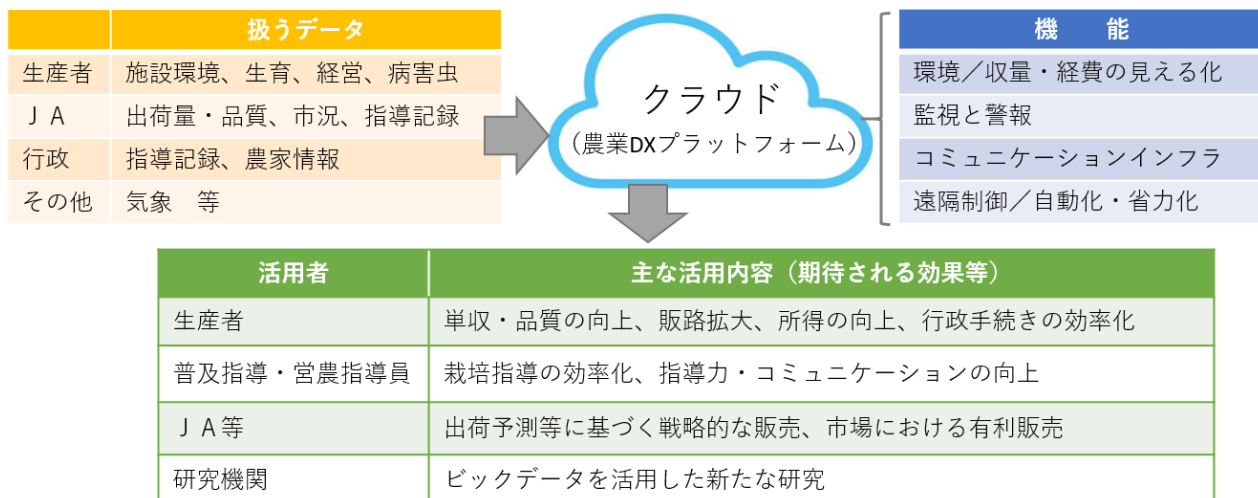
■誰もが熟練農業者と同等の収益が得られる農業の実現 <中山間向け施策 該当>

- 経験年数等によらない多様な人材による担い手確保と労働力確保を図るため、データを活用した栽培マニュアル作成などの技術の標準化や、施設園芸等における経営規模に見合った複合環境制御※の高度化など、データ活用型農業に取り組む産地の基盤づくりを推進し、産地全体で所得向上を目指します。

※複合環境制御とは生育環境（光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等）を総合的に自動制御する技術であり、より高度な制御を行うことにより、生育予測を含め、安定した品質の野菜等の周年かつ計画的な生産を可能とする「植物工場」につながります。

- 農業生産、流通、販売に携わる事業者等と関係機関が連携し、農業に関する様々なビッグデータを結び付け、有益なデータとして活用できる「農業DXプラットフォーム」の構築を推進します。

- 熟練農業者が持つ「匠の技」をデータ化し、農業者の技術継承や技術向上を促進します。



「農業DXプラットフォーム」の構築イメージ

■スマート農業機械・機器の導入を加速化する基盤整備の推進

○スマート農業機械に適した区画・形状の整備や用排水路の暗渠（あんきょ）化等の基盤整備を推進するとともに、地域全体でスマート農業機械を活用した効率化・省力化を図るための共同GNSS（全球測位衛星システム）基地局を設置します。また、用水管理の高度化・省力化を図るため自動給水装置の設置や遠隔監視・操作できるゲートの整備を進めます。

■スマート農業技術の円滑な導入のための技術力向上と専門知識を持った人材の育成

- ICT専門家等を交えたデータ通信やデータ活用のための勉強会を実施し、データを使いこなす人材と産地を育成します。
- 農業大学校・国際園芸アカデミー等において、次代の農業を担う学生などに対するスマート農業教育の充実を進めます。
- スマート農業技術から得られるデータや、農業に関係する様々なデータを分析し、農業者に栽培・経営改善等を支援する「農業DX指導者」を育成します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------------|--------|-----------|
| スマート農業技術導入経営体数 | 238経営体 | 累計1000経営体 |

| | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 |
| 134 | 238 | 165 | 133 | 330 |

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

④農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化

現状と課題



○集落営農組織は、県内耕地面積の約20%（H30年度）で営農しており、地域の重要な担い手となっています。また、国の対策（品目横断的経営安定対策等）などを契機に、集落営農組織の法人化が進み、県内の法人割合は約57%（H30年度）と全国平均の約36%（H30年度）より高くなっています。

■集落営農組織の推移

| 年度 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 |
|-----|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 岐阜県 | 組織数 | 341 | 343 | 342 | 344 | 341 |
| | うち法人数 (法人割合) | 111 (33%) | 145 (42%) | 176 (52%) | 191 (56%) | 194 (57%) |
| 全国 | 組織数 | 14,853 | 15,134 | 15,136 | 15,111 | 14,949 |
| | うち法人数 (法人割合) | 3,622 (24%) | 4,217 (28%) | 4,694 (31%) | 5,106 (34%) | 5,301 (36%) |

農林水産省「集落営農実態調査」

○担い手が不足している中山間地域などでは、地域の農地を守り、次世代に引き継いでいくためにも、集落営農の組織化・法人化をさらに進めていく必要があります。

○集落営農組織の法人化が進んだ一方で、農産物価格の低迷等による経営の悪化や、高齢化の進展等によるオペレーター不足等が課題となっています。

○中山間地域など農村集落においては、高齢化や若い世代の地域外への流出などによって集落機能が低下しており、農業経営を行う担い手などだけでは、農地の維持管理が困難となり、農業や農村の持つ多面的機能が良好に発揮されなくなる可能性があります。今後、農村機能を維持するための持続可能な組織活動が必要不可欠となっています。

○令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改正により、市町村において地域農業の在り方を定めた地域計画を策定し、目指すべき農地利用の姿を地図で明確化することとなりました。この実現に向け、農地の集約化等を促進する必要があります。



集落営農組織の設立に向けた話し合い



農村機能の維持活動

主な取組み

■集落営農の組織化、後継者育成の推進 ＜中山間向け施策 該当＞

- 県と関係機関で組織する推進チームや専門家の派遣、集落を取りまとめるリーダー養成講座の開催などにより、集落営農の組織化や農地活動と営農活動を連携して行う組織づくりを推進します。
- 設立間もない集落営農組織の経営安定のため、農業用機械・施設の整備を支援します。
- 集落営農組織の後継者育成に向け、オペレーター養成研修などの地域の取組みを支援するとともに、農業機械の安全取扱や大型特殊免許の取得に向けた研修会等を開催します。

■集落営農組織の経営強化の推進

- 集落営農組織の法人化を進めるため、「ぎふアグリチャレンジ支援センター」等と連携し、専門家派遣や巡回指導等を行うとともに、地域の話合い等の取組みを支援します。
- 集落営農組織の経営体質の強化に向け、園芸品目の導入などの経営の多角化や合併した組織等が広域営農を行うために必要な機械・施設の整備を支援します。
- 地域が目指すべき将来の農地利用の姿の実現に向け、農地中間管理事業を活用して、集落営農組織への農地の集積・集約化を進め、集落営農の経営の効率化等を支援します。

■農村環境の機能維持を担う組織等の体制の強化

- 農業者、非農業者が一体となって農地や農業用施設等の適切な管理、農村環境の維持を行う日本型直接支払制度の取組みを推進します。また、活動組織が持続的な活動を円滑に継続、発展できるよう「組織の広域化」や「外部人材の活用」など体制強化を支援するとともに、草刈作業等の省力化を進めます。
- 農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深め、農村資源の保全活動への住民参加を促進するため、将来を担う子どもたちを対象とした環境教育（田んぼの学校）や、「世界かんがい施設遺産」の曾代用水をはじめとする土地改良施設の歴史や役割などの啓発活動を推進します。



4集落営農組織が合併した(農)ファーム佐見



曾代用水における田んぼの学校活動

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------------------|----------|----------|
| 担い手育成数のうち集落営農【再掲】 | 24組織・人 | 累計75組織・人 |
| 農地維持活動に集落で取り組む協定面積 | 28,918ha | 28,900ha |
| 多面的機能啓発活動実施回数 | 76回 | 累計350回 |

| 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 |
|----|----|----|----|----|
| 1 | 25 | 35 | 11 | 3 |

観測指標：基本方針(1)【ぎふ農業・農村を支える人材育成】

中心農業経営体数

(認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者の計)

現状 2,740経営体(R1)



目標 3,000経営体(R7)

<設定の考え方、方向性>

- 本県の中心農業経営体数（認定農業者、認定新規就農者、集落営農及び基本構想水準到達者の計）は、新たな担い手育成を進めたことから増加傾向となっています。<P9参照>
- 一方で、認定農業者の65歳以上の割合が年々高まり、令和元年度には4割に達する中、高齢化に伴う離農者の増加が懸念されます。
- このため、本方針に掲げる新規就農者や多様な担い手の育成・確保、スマート農業等による経営基盤強化といった取組みを通じて、中心農業経営体数の増加傾向を維持することを目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり

① 地産地消県民運動の展開

現状と課題



○地域の農林水産物の利用を促進する地産地消の取組みは、農業の持続的かつ健全な発展に重要な役割を担っており、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に位置付けられて推進しています。

○県民を対象としたアンケート調査では、農産物を購入するとき、「地産地消」を「よく意識する」人の割合は、半数以下となっています。地産地消の推進にあたっては、生産、流通、販売、消費、それぞれの立場で、自主的かつ積極的に取り組む社会的気運の醸成が必要です。

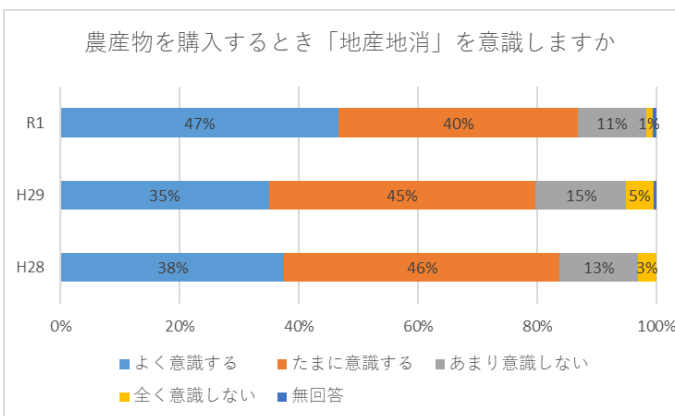


地産地消推進活動

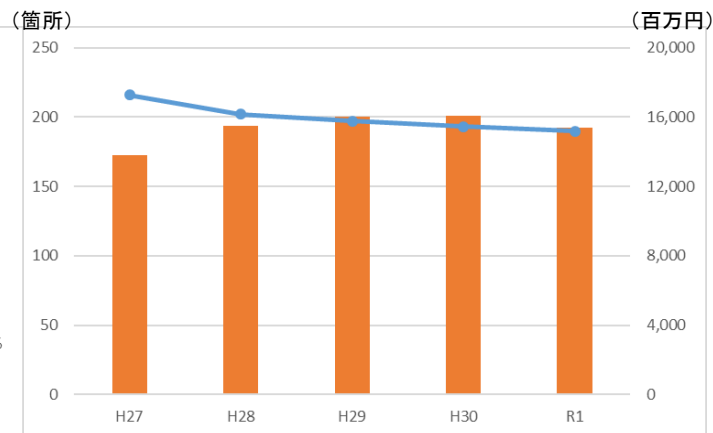
○地産地消を身近に感じられる朝市・農産物直売所の設置数は190箇所、販売額は154億円となっています（R1年度実績）。大規模直売所の販売額が増加する一方、小規模直売所では生産者の高齢化や販売額が減少している傾向にあり、地産地消の推進拠点として活性化を図る必要があります。

○学校給食に地域の農林水産物を使用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要です。学校給食における地場産物の使用割合は33.8%となっています（R1年度実績）

○地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化は、農業の持続的な発展に向けて地域の農林水産物の利用を促進する地産地消と一体的に取り組むことが重要です。



地産地消意識調査結果(農産物流通課調べ)



朝市・直売所等調査結果(農産物流通課調べ)

■地域ぐるみで取り組む地産地消県民運動の展開

- 生産・流通等関係者で構成される官民一体型の「地産地消プロジェクトチーム」を設置し、県民運動の推進方策を検討します。
- 朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 肥料や燃料コストが高騰する中、販売チャネルの多層化による経営基盤の強化に向け、生産者自らが販売価格や規格を設定でき、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。
- コロナ禍でのライフスタイル変化を捉えたEC販売（電子商取引）の促進に向け、研修会や専門家派遣等を通じて、サイトの構築から運用・改善までを幅広く支援します。

■給食への県産農林水産物の利用促進と子どもたちに対する食や農村への理解醸成

- 学校給食や社員食堂等における地場産物利用を通じて食と農の理解促進を図るとともに、将来を担う子どもたちによる農産物の収穫体験や郷土食の調理教室など地域団体等が実施する多様な食農教育活動を支援します。
- 農村の持つ多様な機能に対する県民の理解を深めるため、田んぼの学校など、小学生を対象とした農村体験教育の実施を支援します。

■地域資源を活用した6次産業化の推進

- 「岐阜県6次産業化サポートセンター」を設置し、6次産業化商品の企画力や加工技術の向上を図る専門家の派遣や研修会の開催など、ワンストップでの支援を実施します。
- 地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるよう、地域の食と農に関する多様な関係者が自発的に企画・実行する地域食農連携による持続的なビジネスの創出を支援します。
- 名古屋市栄の「観光・食・モノ」情報発信拠点「GIFTS PREMIUM」を活用し、6次産業化商品の販路拡大に向けた効果的なPR活動を展開します。



学校給食メニュー飛騨牛丼



県アンテナショップ「GIFTS PREMIUM」

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--|--------------------|---------------------------|
| 地産地消率 (地産地消運動実施店舗における県内で生産される主要品目(農産物)販売額のうち県産農産物の占める割合) | <u>48%</u> (R3) | <u>52%</u> |
| 学校給食における地場産物の使用割合 [金額ベース] | <u>62%</u> (R3) | <u>66%</u> |
| 6次産業化認定事業者数 | 93事業者 | 累計111事業者 |
| EC(電子商取引)等導入経営体数 | <u>149</u> 経営体(R3) | 累計230経営体 ※累計250経営体(R8) |

※岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進計画の目標値

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

②安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開



現状と課題

○東京オリンピック・パラリンピック大会の食材供給を契機に創設した「岐阜県GAP確認制度」では、令和2年9月現在の件数は73件に上りますが、本制度は東京オリ・パラ大会終了後の令和3年9月で終了しました。

○GAPが環境保全や食品安全を図るうえで世界標準となりつつある中、これまで盛り上がってきた県内農家のGAPへの取組機運をさらに向上させるため、東京オリ・パラ大会後を見据えた新たな県制度の仕組みを構築する必要があります。

○このため、生産者、流通・消費・農業の関係団体等で構成するGAP有識者委員会でいただいた意見をもとに「ぎふ清流GAP評価制度」（以下「ぎふ清流GAP」という。）を令和2年度に創設し、運営開始と同時に、第三者評価機関として県内全ての農場評価を担い、GAP実践に向けた相談窓口となる「ぎふ清流GAP推進センター」を設置しました。

○ぎふ清流GAPの以下の特徴を活かした総合的な対策を推進する必要があります。

- ・GAPの取組状況を点数化し、農業者自身の現状レベル、改善点が分かりやすい
- ・国際水準GAPに対応した項目を含み、上級レベルへステップアップできる
- ・一定水準を満たす農業者は、ロゴマークを農産物等へ表示し消費者へ広くPRできる
- ・有機農業の普及、推進を図るため、化学肥料、農薬不使用を加点評価する

○ぎふ清流GAPの取組みを加速化するため、デジタル技術を活用した効率的な農場評価の仕組みづくりが必要です。

○農林水産省では畜産農場に危害要因分析・必須管理点(HACCP)の考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進しています。

○県内のHACCP方式に取り組む畜産経営体数は現在31農場（認証3農場、推進28農場）と近年、増加傾向にあります。県内の農場HACCP推進農場のほとんどが肉用牛であり、肉用牛以外の農家にも、県内の衛生管理レベルの向上を図る必要があります。

| | 県GAP確認制度 (農林水産省ガイドライン準拠+県確認) 令和3年9月終了 | 【新】ぎふ清流GAP評価制度 (国際水準GAPの内容に準拠した農場評価) 令和2年11月から開始 | 国際水準GAP | | |
|-------|---|--|------------------|---------|---------------|
| | | | JGAP | ASIAGAP | GLOBAL G.A.P. |
| | | 商品回収テスト等 | 商品回収テスト・資材仕入先の評価 | | |
| | | 農場経営管理（責任者の配置、教育訓練の実施、内部点検の実施等） | | | |
| | | 人権保護（強制労働の禁止、技能実習生の適切な労働条件の確保等） | | | |
| | | 労働安全（機械設備の点検・整備、安全作業のための保護具の着用等） | | | |
| | | 食品安全（農薬適正使用、異物混入防止、使用する水の安全性確認等） | | | |
| | | 環境保全（適正な施肥、土壌浸食の防止、産廃物の適正処理・利用など） | | | |
| 評価項目数 | 54項目 | 評価項目 108項目 | 119項目 | 177項目 | 220項目 |

上級グレードへステップアップ可能

主な取組み

■ぎふ清流GAP評価制度の農業現場への普及展開

- ぎふ清流GAP評価制度を（一社）岐阜県農畜産公社内に設置された「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、広く県内農業者、産地へ普及していきます。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」と連携し、国際水準GAPレベルまでを指導できるGAP指導員を養成、育成して、指導体制を整備します。
- また、産地のモデルとなる重点支援産地を設定し、現状を把握する農場クリニックから開始、改善の指導をすすめ、全体でGAPに取り組む産地を育成します。
- GAP実践に必要な設備機材等の環境整備、残留農薬等の分析、国際水準GAP認証に係る費用を助成する補助事業を実施します。
- 「ぎふ清流GAP推進センター」において、VR技術等を活用して県内の農場を結び、遠隔リモートによる農場評価や農業者の相談にできる体制づくりを進めます。
- スマートフォンやタブレット端末等から利用できるぎふ清流GAPの自己点検・指導ツールを開発し、より多くの農業者がGAPを実践しやすい農場評価の仕組みづくりを進めます。
- 有機農業の普及拡大を図るため、化学肥料、農薬不使用の生産者に対し、ぎふ清流GAP評価制度の活用を推進します。

■消費者に対するGAP農産物の認知度向上

- 「地産地消県民運動」と連動して、「ぎふ清流GAP」の評価を受けた農産物の認知度向上に向けたPR活動を行います。
- 消費者組織や流通業者などと連携し、GAPの取組みを応援する「ぎふ清流GAPパートナー」を創設し、SNSによる情報発信や、商品取扱い交渉や産地が行うPRイベントなどを支援します。



ぎふ清流GAP評価制度のロゴマーク

■県内農家の農場HACCP認証取得の促進

- 県家畜保健衛生所職員の国等が主催する研修会への参加を積極的に進め、農家指導を行える農場HACCP指導員及び審査員を育成、確保します。
- 家畜保健衛生所から県内各地域の農家へ農場HACCPに取り組む意義やメリットを周知し、農場HACCP取得に意欲のある農家の掘り起こしを行います。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------------------|--------|---------|
| ぎふ清流GAP実践率 | — | 35 % |
| ぎふ清流GAP消費者認知度 | — | 25 % |
| HACCP方式に取り組む畜産経営体数 | 31経営体 | 累計55経営体 |

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

③水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開



現状と課題

○本県の食料自給率（供給熱量ベース）の約5割を占める主食用米は、人口減少や食生活の多様化、生産者の高齢化等により、毎年、全国で10万トン程度減少傾向にあります。

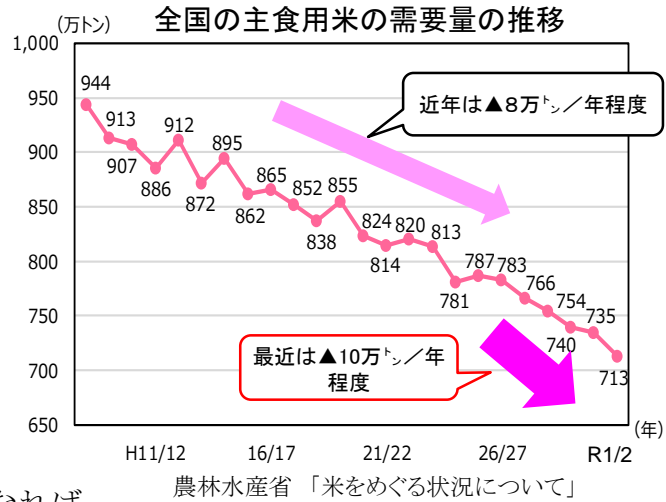
○平成30年産米から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、経営の自由度が増し、生産者が自らの経営判断に基づき、需要に応じた生産が行えるようになっていきます。

○しかし、国内の主食用米の需要減少が見込まれる中、無計画な生産による供給過剰となれば、米価下落につながる恐れがあるため、農業関係団体、市町村等と連携して、米の生産量の目安を示すなど、計画的な米生産に向けた対策を推進しています。

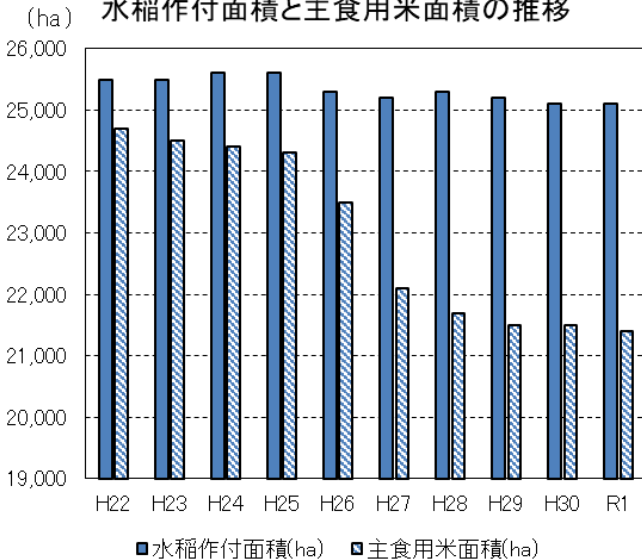
○今後も、稲作農家が、所得の安定的な確保を見通せるよう、主食用米だけでなく、需要が見込まれる麦・大豆、飼料用米、加工用米、米粉用米、野菜などによる水田のフル活用を図るとともに、契約取引等により安定供給を推進する必要があります。

○一方で、主食用米から他の作物に切り換えが進まない場合は、将来的には遊休農地の発生につながり、水田を水田として維持できなくなる恐れがあります。

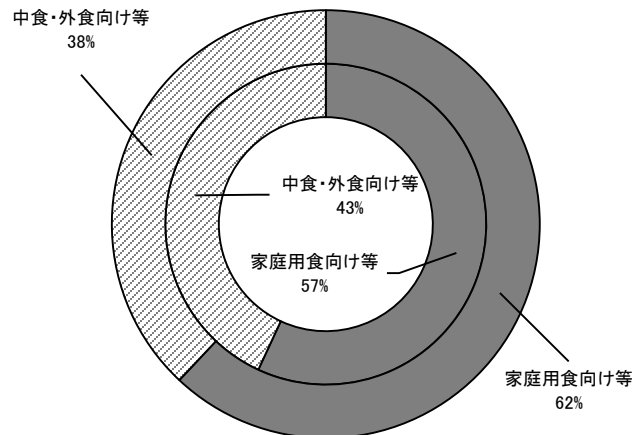
○また、ジャンボタニシの増加による田植え後の水稻苗の食害や、夏期の高温によるトビエロウンカ等の多発生による水稻の枯死などの被害が発生しているほか、近年、地球温暖化等の影響により、予測していない病害虫の発生・蔓延による農作物への被害が懸念されるため、効果的かつ効率的な対策を講じる必要があります。



水稲作付面積と主食用米面積の推移



主食用米の販売先割合(R1)
(内側:岐阜県、外側:全国)

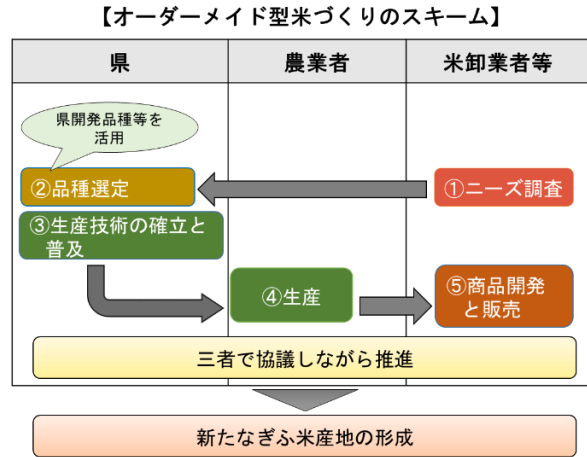


農林水産省「米をめぐる状況について」

主な取組み

■オーダーメイド型米づくりなどの推進 <中山間向け施策 該当>

- 実需（米卸業者等）が求めるニーズ（用途・売り方・売り先・量）に合わせて、品種選定・種子供給から、生産・販売までの一貫体制による安定取引を進めます。さらに、産地と実需が連携して行う生産技術の確立を支援します。
- 産地と実需等の関係者が連携の下、地域の特色を活かした米のブランド化に向け、生産・販売への取組みなどを支援します。
- 米粉用米、飼料用米、加工用米などについて、国の交付金による支援等を活用し、生産と実需の事前契約・複数年契約による安定取引の拡大を進めます。

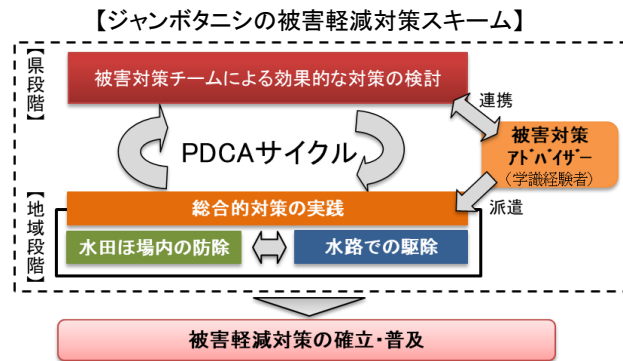


■ジャンボタニシなど難防除害虫への対策強化

- 水稻被害が拡大している害虫等（ジャンボタニシ、トビイロウンカ等）の発生状況を的確に把握するとともに、被害軽減を可能とする防除体系の確立普及を進めます。
- ジャンボタニシ被害対策チーム（県関係各課で構成）と学識経験者が連携の下、地域全体で水田ほ場内と用排水路の効果的な対策を一体的に推進します。（岐阜・西濃地域など）

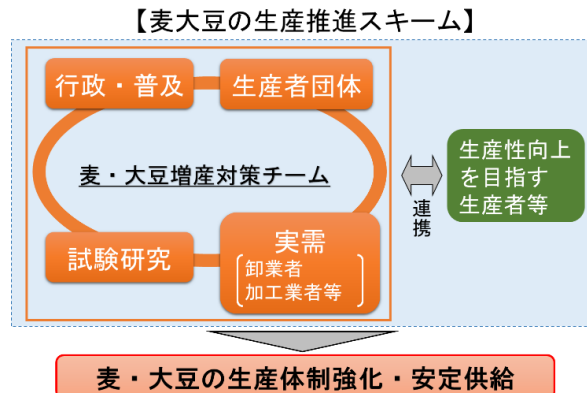
○市町村と連携して、用排水路におけるジャンボタニシの駆除活動を支援します。

○国の病虫害発生調査データ収集アプリや農業DXプラットフォーム等の活用により、警戒すべき病虫害予察情報が見える化し、広域連携による情報共有と防除体制を構築します。



■麦・大豆、加工業務用野菜の生産推進

- 国の交付金等を活用し、水田における麦・大豆、高収益作物の定着・拡大を進めます。
- 「麦・大豆増産対策チーム」により、高位安定生産を実現するための麦の生産技術や、単収の低迷や品質の年次変動を克服できる大豆の生産技術の確立・普及を進めます。
- 高収益作物の産地育成のため、加工業務用野菜の栽培技術の普及や省力化を進めます。



目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------|--------|--------|
| 水稻作付面積 | 2.5万ha | 2.5万ha |

(2)安いで身近な「ぎふの食」づくり

④家畜伝染病(豚熱、アフリカ豚熱など)に対応できる畜産産地づくり

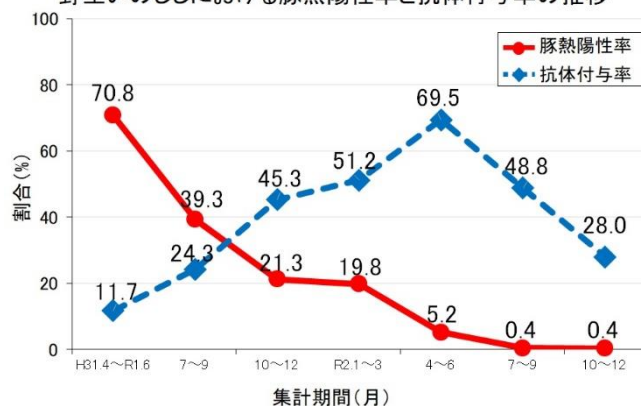


現状と課題

○豚熱について、令和元年10月に豚へのワクチン接種を開始して以降、県内農場での発生は抑えられてきましたが、令和2年9月、他県の接種農場において発生が確認されました。また、より感染力が強くワクチンがないアフリカ豚熱がアジアや欧州で猛威を振るっており、国内侵入リスクの高まりが懸念されていることから、令和2年7月1日に家畜伝染病予防法が改正され、農場における飼養衛生管理基準の遵守に係る都道府県による指導等の権限強化等が図られました。

○豚熱ウイルスがまん延している野生いのしし対策として、捕獲強化と経口ワクチン散布を両輪とした取組みを進めてきた結果、本県においては豚熱陽性率は減少しており、一定の成果が現れていると考えられます。しかしながら、感染した野生いのししは23都府県で確認され、今なお拡大しており、豚熱の終息に向けては、息の長い取組みが必要です。(令和3年2月末現在)

野生いのししにおける豚熱陽性率と抗体付与率の推移



(県家畜伝染病対策課調べ)

○家畜伝染病の疑い事案が発生した際、現在、解剖・診断機能を有する家畜保健衛生所が県内では1か所(中央家畜保健衛生所(岐阜市))しかなく、迅速かつ適切な初動対応に支障が出る可能性があります。また、家畜伝染病を発生させないためには、平時からの各農場における飼養衛生管理基準の遵守や防疫措置計画の策定・見直し、関係者間の情報共有が必要であるため、各農場への指導を行う家畜防疫員(獣医師)を確保することも必要です。

○豚熱の様に重篤な症状は示さないものの、出荷頭数や出荷体重の減少等の生産性を阻害する慢性疾病についても、農家経営に大きな影響を及ぼすことがあり、対策を進めていく必要があります。



家畜防疫員による豚への豚熱ワクチン接種



野生いのしし用経口ワクチンの散布

主な取組み

■養豚農場の再開と飼養衛生管理強化に向けた取組推進

- 農場ごとに、管理獣医師や家畜保健衛生所、専門家等で構成する支援チームを編成し、施設整備や管理マニュアルの作成など、アフリカ豚熱にも備えた飼養衛生管理強化の取組みを支援します。
- 「CSF対策・養豚業再生支援センター」にコーディネーターを配置し、農場の再開や飼養衛生管理強化に関する相談にワンストップで対応します。

■豚熱終息に向けた取組推進

- 県内で飼養されている豚を対象に、豚熱ワクチンの適期接種を実施することにより、豚熱発生の防止に努めます。
- 野生いのししへの豚熱ウイルスのまん延を防止するため、地域別捕獲目標や被害防止計画に基づき、市町村が実施する被害防止捕獲（有害捕獲）活動を支援し、野生いのししの個体数削減を進めます。
- 野生いのししにおける豚熱抗体付与率の向上及び高い水準での維持を図るため、サーベイランス結果を分析し、経口ワクチン散布の重点化を進めます。
- 県内野生いのししの感染状況可視化システムやジビエ利用に係る豚熱検査結果確認システムを構築・運用し、狩猟者等への情報提供体制を整備します。

■家畜防疫体制強化に向けた取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 飛騨家畜保健衛生所を移転・新築し、緊急を要する病性鑑定が実施できる体制を整えます。
- 家畜伝染病の発生を予防するため、平時から全畜種について飼養衛生管理基準が遵守されているかといった確認や各農場及び関係団体との間で情報共有を行います。
- 家畜飼養農場や獣医師から通報される病性鑑定依頼や家畜飼養に関する相談事項、伝染病発生の届出等のデータベース化を行います。
- 関係団体と連携した修学資金給付やインターンシップ等の実施により、家畜防疫業務を行う家畜防疫員（獣医師）の確保に取り組みます。



改善後の農場（門扉・看板の設置、場内の舗装）

■家畜の生産性を阻害する慢性疾病の対策

- 農場の経営実態に応じた対策を個別に指導・改善することで、呼吸器・下痢疾患などの慢性疾病を抑制し、生産性を上げる取組みを推進します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------------------|----------------|----------|
| 豚の飼養頭数 | 51,000頭(R1.9末) | 116,000頭 |
| 養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況 | 100% | 100% |

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑤県民の食を支える生産基盤の整備



現状と課題

○平成28年度から令和2年度までの5か年間で、約900haのほ場整備や暗渠（あんきょ）排水などの整備を実施しましたが、令和元年度末の水田のほ場整備率は約63%、大区画ほ場整備率は約9%であるなど、基盤整備が必要な地区が多く残っています。

○岐阜、西濃地域の低平地は県下有数の穀倉地帯で、当該地域を中心に農地の大区画化や水田の汎用化を進めてきました。これにより、農地の集積・集約化が進み、営農経費が節減されるとともに、米・麦・大豆の2年3作体系を確立し、主食用米と比べて収益性が高い野菜などの作物の作付が可能となりました。

今後、農業者の高齢化や労働力不足などに対応しつつ、農業が成長産業として持続的に発展していくためには、農地の大区画化や水田の汎用化をさらに推進するとともに、スマート農業の導入も合わせて進める必要があります。

○中山間地域は、県内人口の約3割を占めるに過ぎませんが、農業産出額は県全体の約6割を占めるなど、食料生産にとって重要な役割を担っています。

清らかな水、冷涼な気候といった中山間地域の特色を活かし、付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産などの多様な農業経営を促進する必要があります。

○本県には、農地に用水を供給する農業用水路が約7,000kmあります。このうち基幹的農業用水路は約650kmあり、これらの多くは昭和50年以前に築造され、施設の老朽化が進行しています。

適正な管理により機能の維持を図っていますが、施設の約4割が耐用年数(40年)を経過していることに加え、土地改良区など施設管理者の減少や高齢化に伴う管理体制の弱体化により、施設の機能低下が懸念されています。

○このため、農業用水路の長寿命化に向けた保全管理を徹底するとともに、管理体制の強化に向け、土地改良区などの業務が適正かつ持続的に運営されるよう支援する必要があります。

○本県では、日本一の包蔵水力を活かし、平成22年度から農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を推進し、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ってきました。

これら小水力発電施設の売電収益は農業用施設などの維持管理の財源としての活用が期待され、施設管理体制の強化からも、小水力発電施設の適正運営を図る必要があります。

○また、農業用水路等の機能が安定的に発揮されるよう、ICTを活用した整備の推進や、施設の点検・機能診断へのドローン等の活用など、ICTの利用を推進する必要があります。



平坦地域におけるほ場整備
(海津市 高須輪中)



中山間地域におけるほ場整備
(下呂市 益田北東部地区 大町団地)

■農業の成長産業化に向けた基盤整備の推進

- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減を図るため、農地の大区画化などのほ場整備を推進します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。特に、西濃地域では、高収益作物へ転換するための基盤整備を推進します。
- 基盤整備を契機にスマート農業に取り組む地域では、これに適した整備を推進します。
- 中山間地域では、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、地域の条件と特色を踏まえた農業を実現するための基盤整備を推進します。
- 担い手への農地集積に取り組む地域や、地形的条件が不利な中山間地域では、生産基盤の整備に係る受益者負担の軽減を図ります。

＜中山間向け施策 該当＞



冷涼な気候を活かしたキャベツの栽培
(高山市 荘川清見地区 ダナ高原)

■農業用水路などの保全対策と管理体制の強化

- 農業用水路などを長寿命化し、ライフサイクルコストの低減を図るため、施設の点検、機能診断、監視などを通じた適切なリスク管理の下で計画的かつ効率的な補修、更新を行うなど、施設の戦略的な保全管理を推進します。
- 農業用水路などの管理体制を強化するため、統合再編に向けた指導を行うなど、土地改良区など施設管理者の運営基盤の強化を促進します。特に、大規模な農業用水路などの重要インフラの管理者については、非常時でも業務が継続できる体制整備を促進します。
- 農業用施設などの維持管理の財源を確保するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設の適正な運営を支援します。
- 農業用水路などの効果を持続的に享受するため、デジタル技術を活用した施設管理の合理化・省力化を推進します。

整備前



整備後



農業用水路の予防保全対策
(関市 曾代用水四期地区 曾代用水)

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------------------|--------|--------|
| 基盤整備実施地区の担い手への農地集積率 | 57% | 70% |
| 基幹的農業用水路の健全度割合※ | - | 90% |

※ 県営で造成した基幹的農業用水路のうち、構造的な安定性が保たれている状態の施設の割合

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑥食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築



現状と課題

<食料安全保障の強化に資する取組み>

○令和4年9月、岸田首相は政府の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」で、食料安全保障の強化と持続可能な成長を推進していくため、「農政の根幹である『食料・農業・農村基本法※』について、制定後20年間で初めての法改正を見据え、見直しを進めること」を農林水産大臣をはじめ、関係閣僚に指示しました。

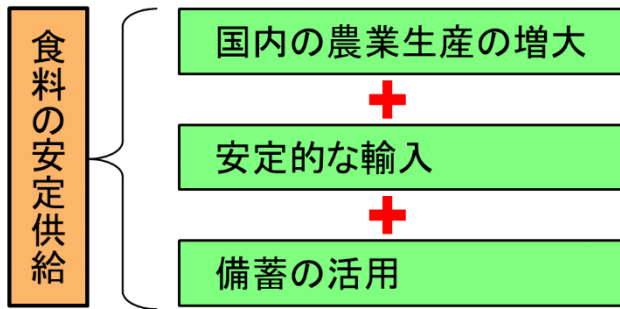
※「農政の憲法」とされ、国の農政の方向を位置付ける法律（1999年に制定）。食料の安定供給の確保をはじめとして4つの基本理念を掲げ、この基本理念に沿って具体的な施策を講じるため、「食料・農業・農村基本計画」を定め、この計画内に、食料自給率の向上を目的に目標値を盛り込むことを規定している。

○これを受け、農林水産省では、「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しに取り組んでおり、基本法の要でもある食料自給率の目標についても、検証・見直しの主要な論点とされています。

○こうした国の食料安全保障の強化の背景として、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ侵攻などの国際情勢の影響により、物流の停滞や農畜水産物の輸入価格の高騰など、食料の安定供給に対する懸念が広がっており、食料の多くを輸入に依存してきた我が国の食料供給に係る構造的課題が改めて浮き彫りとなったところです。

○世界的な人口増加等による食料需要の高まり、気候変動や災害による収穫量の減少など、我が国の食料の安定供給に影響を与える可能性のあるリスクが存在する中で、今こそ、食料安全保障の強化を図り、将来にわたる食料の安定供給の確保や食料自給率の向上を図っていくことが重要となっています。

○「食料・農業・農村基本法」において、国の責務として、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしており、食料供給の現場である、本県を含む地方と一体となって総力を挙げた取組みが必要です。



食料の安定供給の確保(農林水産省HP)

○このため、本県においても、物価高騰対策に加え、食料自給率の向上に向け、農業生産の維持・増産を図る生産面の取組み、県産農産物が優先購入されるよう消費者意識の変革を図る消費面の取組みなど、本県の実情に合わせた取組みを進めていく必要があります。

<災害豪雨等リスクへの対応>

○大雨、暴風や雪害など災害をもたらす気象事例が全国的に頻発しており、県内でも大きな被害が発生しています。

○令和2年7月の豪雨においては、国道41号線が災害通行止めとなったことから生鮮食料品等の流通に支障を生じ、一部の卸売市場が臨時休業を余儀なくされるなどの影響がありました。

○平成29年7月の豪雨及び9月・10月の台風襲来においては、農作物の落下・冠水やパイプハウスの倒壊など、県内の広い範囲で甚大な農業被害が発生しました。

○今後も発生が懸念される気象災害に対応するため、生産・流通面における不断の備えが必要です。

□災害をもたらした気象事例

| | | |
|-------|-----|---------------------------------|
| 令和3年 | 1月 | 発達した低気圧及び強い冬型の気圧配置に伴う大雪・暴風 |
| 令和2年 | 12月 | 強い冬型の気圧配置による大雪 |
| | 9月 | 台風第10号による暴風、大雨等 |
| | 7月 | 令和2年7月豪雨 |
| 令和元年 | 10月 | 低気圧等による大雨 |
| | 10月 | 令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨、暴風等 |
| | 8月 | 前線による大雨 |
| 平成30年 | 9月 | 台風第24号による暴風等 |
| | 9月 | 台風第21号による暴風等 |
| | 7月 | 平成30年7月豪雨 |
| | 2月 | 強い冬型の気圧配置による大雪 |
| | 1月 | 南岸低気圧及び強い冬型の気圧配置による大雪・暴風雪等 |
| 平成29年 | 10月 | 台風第21号及び前線による大雨・暴風等 |
| | 9月 | 台風第18号及び前線による大雨・暴風等 |
| | 7月 | 平成29年7月九州北部豪雨 |
| 平成28年 | 8月 | 台風第7号、第11号、第9号、第10号及び前線による大雨・暴風 |
| | 6月 | 梅雨前線による大雨 |

※気象庁HPから作成

○一方、次期作に欠かせない農作物の種子は計画生産を実施していることや、県オリジナル品種は他県で種子を確保できないことから、ひとたび種子供給不足となれば、営農継続に支障が生じる恐れがあります。

○特に重要な米・麦・大豆の種子については、「岐阜県主要農作物種子条例」が平成31年4月に施行され、県の責務として優良な種子を安定供給する必要があります。

○また、県民への生鮮食料品等の安定供給を維持するうえでのリスクは気象災害に限りません。将来起こりうる震災や令和2年に感染拡大した新型コロナウイルスなど新規感染症により生じる業務の支障を最小限に抑え、速やかに復旧し、業務を継続させる必要があります。



風水害によるパイプハウスの倒壊

○南海トラフ地震や内陸直下地震に備えて、道路、電気、水道、ガス、通信等インフラ及び従業員の被害把握、代替措置の確保並びに業務復旧のための計画が必要です。

○新規感染症については、衛生当局による感染拡大防止対策への対応及び感染者発生時の業務継続に向けた業務再編等への備えが必要です。

<食料安全保障の強化に資する取組み>

■生産資材等の価格高騰対策の推進

- 燃油や電気料金、肥料・飼料等の生産資材価格の高騰は、長期化も見込まれることから、影響を受けている農畜水産業者等に対し、国の緊急対策等の支援策を踏まえつつ、影響緩和策や低コスト生産体系への転換など、必要な対策を機動的に講じていきます。
- 輸入飼料価格の影響を緩和するため、自給飼料増産に必要な施設整備や機械導入を支援します。

■食料自給の向上に向けた取組推進

- 本県の供給熱量の約8割を占める米の生産量の確保に向けて、卸売業者と生産者が連携したオーダーメイド型の米生産や多収品種の生産拡大を進めるとともに、国内で唯一自給可能な穀物である米の特性を生かし、米粉用米・加工用米への生産拡大・利用拡大を強力に進めます。
- 麦・大豆については、国交付金を活用した作付拡大や需要に応える品質や収量の高位安定化に向けて最適な栽培技術の確立・普及を進めるほか、収量安定に向けた機械導入を支援します。
- 水田の乾田化により、麦・大豆の収量及び品質の高位安定化を図り、水田農業の収益力を向上させるため、暗渠排水や基幹排水路の整備を推進します。（再掲）

■持続可能な農畜水産業に向けた消費者理解の促進

- 県内の朝市・直売所、量販店、飲食店などにおける県産農産物のPR活動等を通じて、食料自給の現状や適正な価格形成に対する消費者の理解醸成など、地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発を推進します。
- 県内各地の地産地消イベントや6次産業化商品等の情報を集約し、県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】



目標指標

| 指標名 | 現状(R3) | 目標(R7) |
|---------------|--------|---------|
| 米粉用米・加工用米作付面積 | 664ha | 1,260ha |
| WCS用稲作付面積 | 208ha | 300ha |

<災害豪雨等リスクへの対応>

■地方卸売市場における円滑な流通の維持に向けた計画策定等の支援

○地方卸売市場が災害等で被害を受けても主要業務が中断しないこと、中断しても可能なかぎり短い時間で再開できるように事業継続計画（BCP）の策定を支援します。

○主なリスクとなる「震災」「台風・豪雨」「新型コロナウイルス」への対応を優先した計画の整備を図ります。

○また、普段の卸売取引が円滑かつ安定的に行われるよう、卸売市場に対して経営の健全性確保に向けた取組みを引き続き実施します。

○HACCP取得等による衛生管理の強化、デジタル技術活用による流通の合理化など、老朽化した卸売市場施設の再整備と機能向上を促進します。

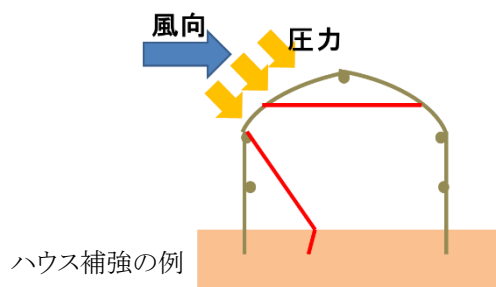


各地の生鮮食料品が集まる卸売市場

■パイプハウスの強靱化、自家発電可能な体制の整備

○十分な強度を有しないパイプハウスについて、補強による強靱化や防風ネットの設置を促進し、農作物被害やパイプハウス倒壊に対する強靱化を図ります。

○また、気象災害による停電発生時に水管理等の作業が途絶しないよう、応急的に自家発電が可能となる体制整備を図ります。



■種子の安定的な供給に向けた備蓄体制の強化

○米・麦・大豆の生産性や将来の種子需要量などを考慮しつつ、県オリジナル品種を中心に、災害など不測の事態に備え、原種等の備蓄体制を強化します。

○また、米・麦・大豆の優良な種子の安定生産・供給のため、種子生産技術・品質向上に向けた生産指導体制の強化に取り組むとともに、種子生産ほ場や生産された種子について審査を行います。



種子生産ほ場の審査(小麦)

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------------|--------|--------|
| 地方卸売市場におけるBCP策定 | 1市場 | 累計9市場 |

※BCP（事業継続計画）とは、新型コロナウイルスなどの感染症や大規模地震などの緊急事態が発生し、事業者が重大な被害を受けた際にも、特定された重要な業務を中断させず、仮に中断したとしても目標復旧時間内に復旧させるための計画

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

⑦岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進



現状と課題

- 人類が生存できる安全な活動領域とその限界点を定義する概念である「プラネタリー・バウンダリー」の概念において、地球の変化に関する9つの環境要素のうち、農業分野で大きく関係する「種の絶滅の速度」と「窒素・リンの循環」については、すでに不確実性の領域を超え、高リスクの領域にあります。
- こうした背景の下、国際社会は、経済と環境を両立させる方向に動いており、令和3年5月には、EUが「ファームtoフォーク戦略」を発表し、「2030年までの化学肥料使用量の半減、有機農業を全農地の25%までに拡大」とする目標を掲げたように、今後は「環境」への積極的な対応が国際基準になっていくと考えられます。
- 国内では、令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、その着実な推進に向け、翌年7月には、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」が施行されました。
- 県内の農畜水産業の現場では、担い手不足、農業産出額の減少などが喫緊の課題となっているほか、高温による農作物の品質・収量の低下や国際情勢等の影響による肥料などの資材価格高騰への対応が求められており、本県の農畜水産業を取り巻く情勢を踏まえた「みどりの食料システム」の実現に向けた取組推進が必要です。
- とりわけ、有機農業は自然循環機能を大きく増進し、農業生産に由来する環境負荷の低減、農業・農村地域における持続可能な開発目標の達成にも貢献するものであることから、令和5年3月策定の県有機農業推進計画に沿って、総合的な施策を展開します。
- このほか、農業分野における食品ロス削減の取組みの一つとして、規格外農産物等を継続的にフードバンク団体等へ提供する体制づくりが求められています。

みどりの食料システム戦略（概要）
 ~食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現~
 Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI) 令和3年5月
農林水産省

| | |
|--|--|
| <p>現状と今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退 ○温暖化、大規模自然災害 ○コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大 ○SDGsや環境への対応強化 ○国際ルールメイキングへの参画 <div style="margin-top: 10px;"> <p> 「Farm to Fork戦略」(2025) 2030年までに化学農業の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大</p> <p> 「農業イノベーションアジェンダ」(2022) 2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減</p> </div> <div style="margin-top: 10px; background-color: #f0f0f0; padding: 5px;"> <p>農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務</p> </div> | <p style="text-align: center;">持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進</p> <div style="background-color: #ffff00; text-align: center; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 目指す姿と取組方向 </div> <p>2050年までに目指す姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農林水産業のCO2ゼロエミッションの実現 ➢ 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農業の使用量（リスク換算）を50%低減 ➢ 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減 ➢ 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大 ➢ 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上 ➢ 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す ➢ エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大 ➢ ニホンウナギ、クロマダコ等の養殖において人工種苗比率100%を実現 <p>戦略的な取組方向</p> <p>2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標） 2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標） <small>※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。 ※ 革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。</small></p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>ゼロエミッション 持続的発展</p> <p>革新的技術・生産体系の速やかな社会実装 革新的技術・生産体系の順次開発 開発されつつある技術の社会実装</p> <p>取組・技術</p> <p>2020年 2030年 2040年 2050年</p> </div> |
|--|--|

主な取組み

■ 有機農業の取組推進 <中山間向け施策 該当>

- 有機JAS適合農薬、天敵、耕種的対策等による防除技術、土壌や堆肥の養分利用技術など、持続的な農業生産や有機農業に必要な要素技術の開発に取り組みます。
- 有機農業の取組拡大に向け、県、市町村、JA、有機農業者等を構成員とする有機農業推進プロジェクトチームの設置や有機農業指導員の育成など、農業者が有機農業への参入・転換しやすい推進体制を整備します。
- 堆肥利用や生物農薬、病害虫耐性などの代替技術の普及により化学肥料及び化学合成農薬を削減するなど、環境保全型農業の取組みから有機農業を段階的に推進します。
- 有機農業者のグループ化等を支援し、学校給食での利用拡大などの地域内流通、大都市圏やインターネットでの販路開拓と販路に合わせた流通システムの構築に取り組みます。

■ 環境負荷低減事業活動(温室効果ガス排出削減含む)の促進

- 家畜ふん堆肥等の未利用資源の利活用が促進されるよう、畜産農家、耕種農家及び関係団体による連携体制の構築や堆肥散布機の導入などの環境整備を行うほか、耕種農家のニーズに即した良質な堆肥生産やペレット化、広域流通体制づくりを推進します。
- スマート農業技術などの省力化技術に、環境へ配慮した栽培技術を加えた栽培体系への転換を推進するほか、総合的病害虫・雑草管理（IPM）の手法を普及します。
- 燃油使用量等の低減を図るため、施設園芸農家等に対し、省エネ設備の導入等を推進するほか、被覆肥料の流出防止対策や代替肥料の実証などに取り組みます。

■ 環境負荷低減生産物の流通・消費の促進

- 地産地消による農業の持続可能性に配慮した流通・消費行動の普及啓発や県内外のアンテナショップや専用WEBサイト、SNS等での情報発信を強化します。【再掲】
- 生産者自らが販売価格や規格を設定でき、消費者に対面で直接PRできる朝市・直売所の更なる活性化を支援します。【再掲】

■ フードバンク活動の支援

- 寄付可能な農産物等に関する情報を一元把握してフードバンク団体等へ提供できるよう、効率的かつ効果的なマッチング手法の検討を進め、段階的に導入します。
- フードバンク団体等を対象に、青果物等の一時保管に必要な冷蔵・冷凍庫の設置を支援するほか、農業者団体等を対象に食材の調整や運搬にかかる経費等を助成します。

目標指標

| 指標名 | 現状 | 目標(R7) |
|------------|----------|-------------------|
| 有機農業の取組面積 | 97ha(R2) | 107ha ※190ha(R12) |
| 有機農業指導員育成数 | 10人(R3) | 累計30人 ※累計50人(R12) |

※岐阜有機農業推進計画の目標値

観測指標：基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】

食料自給率（供給熱量ベース）

現状 24%（H30：暫定）



目標 29%（+5ポイント）（R7）

<設定の考え方、方向性>

○食料自給率は、農畜水産物の生産量を供給熱量（カロリー）に置き換えた数値を県全体の人口及び365日で割り戻した数値です。国では、「食料・農業・農村基本計画」において食料自給率目標を設定し、37%（平成30年度）から45%（令和12年度）に引き上げることを目指しています。

○本県の食料自給率は24%（H30）であり、相対的に人口が多く、米の生産量が少ないことなどから、全国に比べ少ない数値となっています。<P10参照>

○このため、本方針に掲げる水田農業における安定生産の推進、生産基盤の整備、リスクに対応した産地づくりなどの取組みを通じて、国の目標と同程度を引き上げることを目指し、観測指標とします。

○一方で、国が示す食料自給率では、供給熱量の低い野菜類などの消費の実態が十分に反映されないため、県民の食は可能な限り県で生産されたものでまかなうという趣旨のもと、新たに「地産地消率」を設定します。

<食料自給率の向上に資する目標指標>

| 指標名 | 現状(R1等) | 目標(R7) |
|-------------------|---------|---------|
| 水稲作付面積 | 2.5万ha | 2.5万ha |
| (新設)米粉用米・加工用米作付面積 | 664ha | 1,260ha |
| 奨励品種に位置付ける多収性品種 | 385ha | 1,500ha |
| 小麦・大麦の生産量 | 10,973t | 11,520t |
| 大豆の生産量 | 3,220t | 4,850t |
| (新設)WCS用稲作付面積 | 208ha | 300ha |
| 基盤整備実施地区への担い手集積率 | 57% | 70% |
| 地産地消率 | 48% | 52% |

観測指標：基本方針(2)【安心で身近な「ぎふの食」づくり】

農業産出額

現状 1,104億円(H30)



目標 1,104億円(R7)

<設定の考え方、方向性>

○農業産出額は、生産数量×農家庭先販売額で算出され、本県の農業産出額は、1,104億円（平成30年）であり、園芸品目と畜産物で8割を占めています。

< P10参照 >

○近年は横ばい傾向で推移していますが、耕地面積の減少や農業者の高齢化、平成30年度に発生した豚熱など、突発的に発生する疾病、病害虫、気象災害などにより減少することが懸念されます。

○また、農畜水産業をとりまく国際情勢等が大きく変化する中、輸入に大きく依存する穀物・飼料からの脱却、化学肥料等の使用量低減、再生産可能な適正な価格形成に対する消費者の理解醸成など、新たな課題への対応が必要となっています。

○このため、本方針に掲げる消費者に信頼される農畜水産物の生産、環境負荷低減と生産性向上を両立した農業の実践、食料自給の向上に向けた取組みなど、生産及び消費の両面による対策の強化を通じて、少なくとも現状の産出額を堅持することとし、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

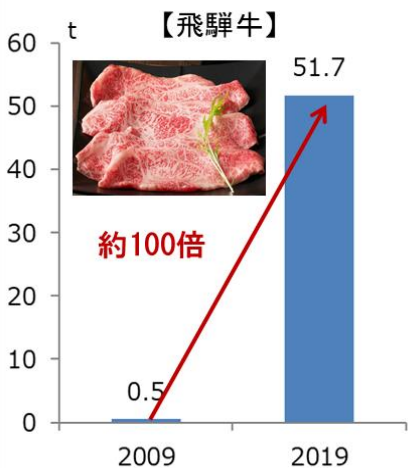
①輸出拡大の強化



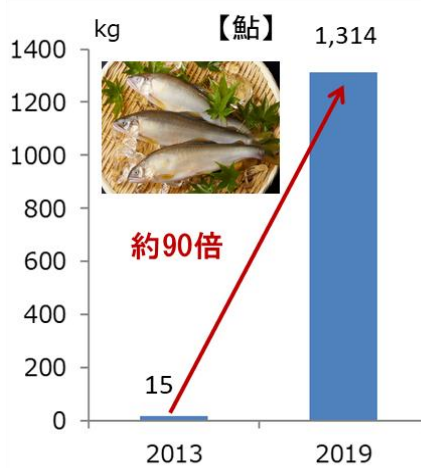
現状と課題

- 人口減少により国内市場が縮小していく中、県では、平成21年度から「観光・食・モノ」を三位一体でPRする「飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクト」を展開してきました。
- 飛騨牛・鮎・柿を重点品目とし、成長著しいアジアや情報発信力の高い欧米でのトップセールスによる認知獲得、フォローアップを通じた輸出ルート確保、本格輸出に向けた民間取組への移行と3つのステージで県産農畜水産物のブランド力強化、海外販路の開拓を推し進めました。
- その結果、飛騨牛の輸出量は0.5トン(2009年)から51.7トン(2019年)へ、鮎は15キロ(2013年)から1,314キロ(2019年)へ、柿は9.0トン(2009年)から51.9トン(2019年)へと着実に増加するとともに、飛騨牛海外推奨店も12カ国・51店舗(2020年3月現在)にまで拡大しています。
- こうした流れを継続・発展させるためには、TPP11や日欧EPA、日米貿易協定の発効を追い風に、飛騨牛・鮎・柿の販売対策を強化しつつ、輸出品目の拡大に向け、検疫条件への対応やHACCP等の国際認証取得などの生産対策を両輪で進める必要があります。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、海外への渡航制限や各国での外食自粛、店舗の営業規制などの影響が表われている中、県と協力覚書を締結している海外百貨店等との連携やコロナ禍で変化する食市場に対応した商品づくりを強化する必要があります。

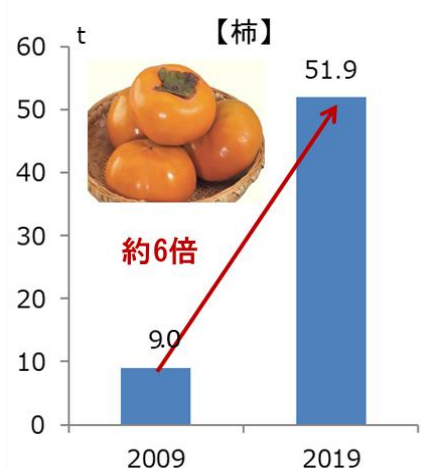
品目別の輸出量推移



(県農産物流通課調べ)



(県農産物流通課調べ)



(県農産物流通課調べ)

主な取組み

■販売対策

- 米国・中国・イスラム諸国など新たなターゲット国での飛騨牛プロモーションの実施、令和元年度に制度創設した岐阜鮎海外推奨店の認定拡大、ブランド発信力の高いEU・米国での高級柿の販路開拓などに取り組みます。
- コロナ禍で渡航制限が続く間、県と協力覚書を締結しているタイ、フランス、香港、豪州の海外拠点(高級百貨店等)に対して、現地プロモーション活動を委託します。
- 新たな輸出先及び輸出品目の販路開拓に向け、海外拠点を有しない国・地域で商社と連携し、米やメロン、柿・鮎の加工食品等の特色ある農産物等の展示販売を実施します。
- 海外シェフ向けの飛騨牛カッティングセミナーや岐阜鮎調理講習会を効果的に実施するとともに、県内事業者向けに農産物輸出に特化した研修会・商談会を開催します。

■飛騨牛の輸出力強化

- 県内唯一の輸出食肉取扱施設であるJA飛騨ミートに対し、EU・米国が定める衛生基準を満たすため、残留物質モニタリングや微生物検査などの取組みを支援します。
- 飛騨牛輸出を行う食肉販売事業者を対象に、コロナ禍で一層ニーズが高まる小割カット販売に必要な食肉加工費(掛かり増し相当分)を助成します。また、多様な部位を活用した料理のPRを通じ、一頭フルセットでの輸出を促進します。
- アフターコロナを見据え、海外からの産地招へいに取り組むとともに、地理的表示保護制度や他産地より長い賞味期限などの飛騨牛の新たな強みを活かしたPR活動を展開します。
- 食肉の簡易検疫制度を活用し、飛騨牛を個人消費用に宅配で直接輸出する新たな流通モデルを構築します。

■生産対策 <中山間向け施策 該当>

- 新たな輸出品目の拡大に向け、岐阜いちご・飛騨桃・恵那栗などの地域ブランドを対象に、輸出先国が求める園地登録や残留農薬検査、現地ニーズを捉えた商品づくりなど生産者主体の儲かる取組みをJAグループと連携して支援します。
- 海外との商取引で求められるHACCP等の国際認証取得に向け、食品事業者が行う製造施設の新設・改修、機器の整備を支援します。



飛騨牛海外推奨店認定式(豪州)



岐阜鮎調理講習会(ベトナム)

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------|--------|--------|
| 飛騨牛の輸出量 | 51.7t | 100t |
| 鮎の輸出量 | 1.3t | 10t |
| 柿の輸出量 | 51.9t | 100t |

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

②大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化



現状と課題

○農畜水産物のブランド化及び販売拡大を図るためには、その目的及びターゲットに応じたプロモーション活動を展開することが重要であることから、県では三大都市圏の特性に応じた取組みを行ってきました。

○首都圏はブランドイメージの向上を図るため、富裕層をターゲットに高級料理店での取扱拡大に向けたプロモーションに取り組んできました。

○飛騨牛は平成23年度、鮎は平成30年度からPR及び販路開拓に取り組み、令和元年度には飛騨牛24店舗、鮎13店舗の料理店を開拓しました。

○柿については高級果実専門店と連携したプロモーションに取り組み、富有柿はもとより高級ブランドの「天下富舞」についても定番商品として定着しています。

○首都圏の飛騨牛料理店は着実に増加したものの、和牛の産地間競争は激しく、飛騨牛ブランドの維持・向上には継続的な取組みが不可欠です。

○関西圏は、青果物の主要出荷先であり、消費者へのPRとともに、スーパーなどの小売から飲食・加工などの業務用まで幅広く販路拡大の取組みが行われてきました。

○長年にわたりプロモーション活動を積み重ねてきた結果、大阪市場における、ほうれんそう、えだまめのシェア1位獲得をはじめ、本県は関西圏において夏秋野菜の一大産地としての地位を得るに至りました。

○一方、関西圏では飛騨牛や鮎の販路開拓が手薄となっていました。令和7年に計画されている大阪・関西万博の開催は、取扱店舗を拡大するうえで絶好の機会と捉えています。



首都圏シェフ向け試食会



関西圏消費者向けPRイベント

□大阪市場における市場シェア上位品目

| 品目名 | 出荷時期 | 取扱数量(t) | 岐阜県産 | | |
|--------|--------|---------|---------|----|-------|
| | | | 取扱数量(t) | 順位 | 市場シェア |
| ほうれんそう | 通年 | 4,960 | 2,036 | 1位 | 41% |
| えだまめ | 5月～10月 | 736 | 219 | 1位 | 30% |
| 夏秋トマト | 7月～10月 | 6,128 | 1,618 | 2位 | 26% |
| 菌床しいたけ | 通年 | 1,999 | 101 | 3位 | 5% |

※大阪市中央卸売市場年報（平成31年1月～令和元年12月）

○中京圏は、近場の大消費地という利点を生かし、市場流通により農畜水産物を安定的に供給するとともに、県アンテナショップ（平成26年度設置、現「GIFTS PREMIUM」）を拠点に生産者・団体等と連携したプロモーションを展開しており、同ショップは名古屋における購入・体験スポットとして賑わっています。

○新型コロナウイルス感染症の影響で実店舗を避ける動きから、ネット通販などEC（電子商取引）の利用が拡大しており、アフターコロナにおいても需要の伸びが見込まれることから、農業者や事業者における対応が求められます。

主な取組み

■首都圏プロモーションの実施(東京オリ・パラ大会の成果の活用)

○東京2020大会期間に合わせたメニューフェア開催など、国内外の観光客に対して飛騨牛及び鮎のプロモーションを展開します。

○開拓した飛騨牛料理店との連携を強固なものとし、飛騨牛をフラッグシップに県産農畜水産物のブランド化を図るため、取扱店認定制度を創設し料理店におけるメニューの定番化を進めます。

■関西圏プロモーションの実施(大阪・関西万博に向けた新たな取組み)

○令和7年開催予定の大阪・関西万博に向け、関係事業者の共同により料理店と連携した県産農畜水産物の販売拡大とブランド化に新たに取り組めます。

○これまで培ってきた青果物の販売ルート、県人会・企業交流会の人脈や駐在職員の情報収集を活用し、関係事業者の販路開拓、PRや販売促進を支援します。

■中京圏プロモーションの実施(身近な産地としての取組みの展開)

○名古屋栄の県アンテナショップ「GIFTS PREMIUM」において、多種多様な県産農畜水産物や加工品と観光や産地の魅力をパッケージにして、PR・販売促進を展開します。

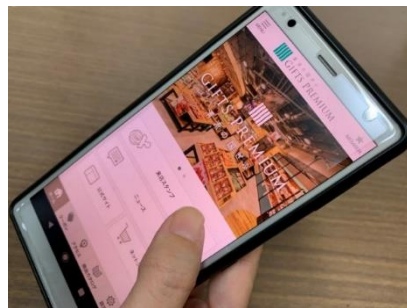
○ECの展開やソーシャル技術活用などデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みを県アンテナショップで推進するとともに、農業者や事業者における取組みを支援し、ネット・リアル両面で魅力発信を図りつつ競争力を高めます。

■アフターコロナの販売展開

○アフターコロナを見据え、大都市圏のシェフやバイヤー等の産地招へい活動を強化するとともに、高級百貨店等での販売促進キャンペーン実施など、新たな食関連イベントを積極的に開催します。



情報機器を用いた店頭販促



EC(ネット通販)の取組み

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------------------|--------|--------|
| 大都市圏における飛騨牛取扱店の認定数 | — | 累計80店舗 |

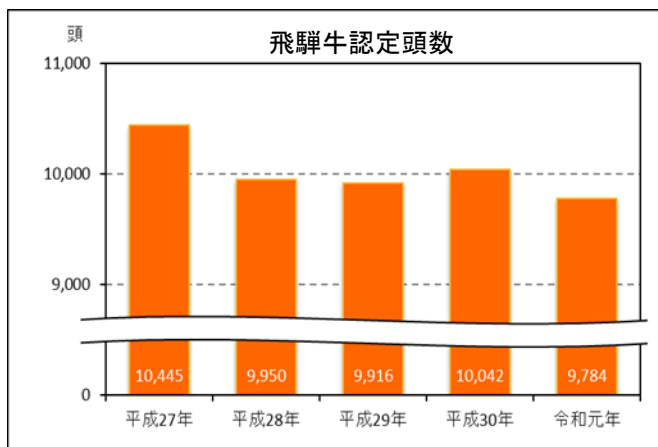
(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

③飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化

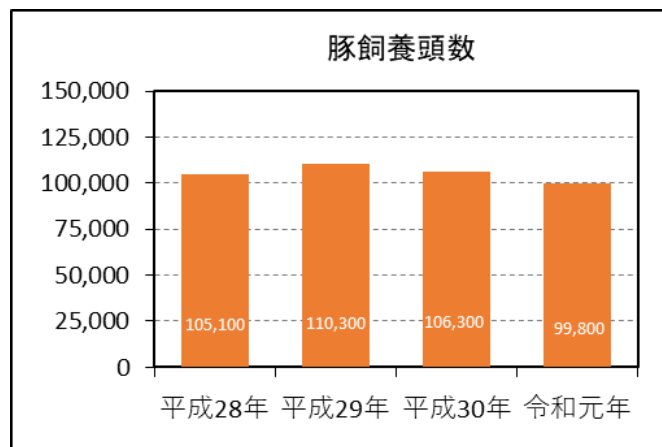
現状と課題



- 本県における畜産を取り巻く情勢は、経営者の高齢化や後継者不足などの要因により、農家戸数が減少し、それに伴い畜産物生産量も減少しています。
また、長引く飼料価格や子牛価格の高止まりによる生産コストの増加に加え、TPP11等海外との経済連携協定の締結による関税引き下げにより、安価な輸入品との競争にさらされています。
- さらには、豚熱や近隣諸国で発生している口蹄疫、アフリカ豚熱などの海外からの悪性伝染病への対応など、畜産経営を取り巻く状況は厳しさを増しています。
- このような情勢の中、特に未来の飛騨牛生産を担う新たな担い手の育成と、安定的に子牛を生産・供給する体制整備など、生産基盤強化への支援が必要です。
- 就農希望者に対しては、初期投資軽減のためのアパート牛舎整備や資金回転を早くするための初妊牛などの導入支援に加え、就農後も技術指導や経営分析等のフォローアップを行うなど、ハードとソフト両面による支援が必要です。
- 県産畜産物のブランド力の向上には、それを支える安定的な食肉供給体制や優良な種畜の造成等が不可欠となっています。
- 担い手確保や労働力不足などの問題に対応するには、ICT、ロボット、AI技術を活用した家畜飼養管理の省力化による労働環境の改善や一層の生産コスト低減が求められています。
- 特に、豚熱発生により、大部分を失った種豚「ポーノブラウン」については、岐阜ブランドの復活に向けて種豚再造成や早期の精液供給の再開が求められています。



飛騨牛銘柄推進協議会調べ



農林水産省「畜産統計」

※なお、H30.9に豚熱が発生して以降、殺処分により順次飼養頭数が減少し、R1.9月末時点では、5.1万頭（県家畜防疫対策課調べ）

主な取組み

■新たな担い手の育成 <中山間向け施策 該当>

- 繁殖管理や疾病管理等の技術を統合したDX農場である「飛騨牛繁殖研修センター」において、就農に必要な実践的かつ効率的な飼養技術や経営管理を習得し、研修生それぞれの希望に沿った就農を支援します。
- 肉用牛繁殖経営の基盤確保に向け、新規就農者の初期投資軽減のため、空き牛舎の斡旋やアパート牛舎の整備などを支援します。
- 酪農経営の後継者や雇用就農希望者などの担い手に対し、畜産研究所酪農研究部と東濃牧場において、酪農業に必要な知識・技術の習得を支援します。

■家畜の導入や施設整備の支援

- 新規就農者や増頭意欲の高い生産者に対して、畜産協会等と連携した個別相談等による技術指導・経営分析などのソフト面の支援に合わせて、家畜導入や畜舎・家畜排せつ物処理施設等の整備を支援するほか、自動給餌機や哺乳ロボット、発情監視システムなど畜舎のDXに資する機械・設備の導入を支援します。
- 耕種農家と連携し、増頭に伴う堆肥の処理・活用を推進します。

■優良な種畜の造成

- 全国和牛能力共進会鹿児島大会で培ったゲノム解析技術等を用いた優良な系統の選抜を行い、種雄牛の造成や高能力の雌牛の保留・導入を推進し、次期北海道大会を見据えつつ、飛騨牛の質・量の充実を図ります。
- 競争力のある豚肉生産を推進するため、育種改良により霜降り能力が高く病気に強い種豚「ポーノブラウン」の再造成に取り組みます。

■食肉供給体制の強化

- 新たな食肉基幹市場の建設を促進するため、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会が行う調査、研究、協議等の活動を支援します。

岐阜の畜産ブランド



目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-------------|----------------|----------|
| 飛騨牛認定頭数 | 9,784頭 | 10,500頭 |
| 豚の飼養頭数 | 51,000頭(R1.9末) | 116,000頭 |
| ポーノブラウン造成頭数 | 0頭 | 累計12頭 |

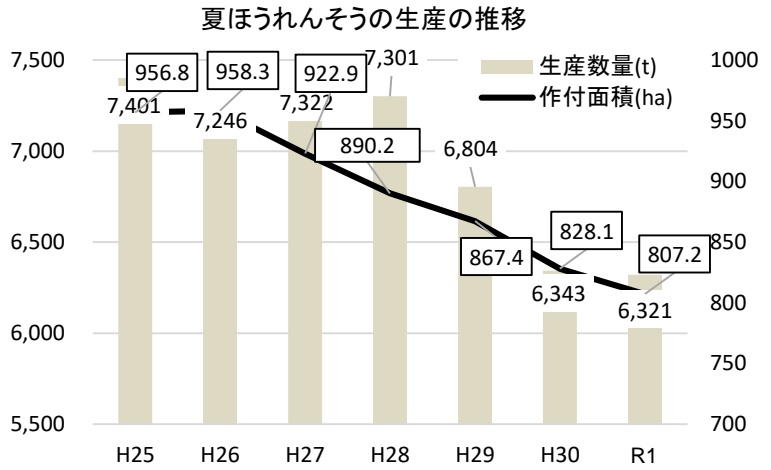
(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

④主要園芸産地の生産体制強化



現状と課題

- 本県の園芸産地では、変化に富んだ自然条件を生かし、多様な品目が生産されています。
- 野菜は、平坦地域である岐阜・西濃地域を中心に、冬春トマト、いちご、きゅうり等が施設栽培、えだまめ、だいこん、にんじん等が露地栽培により生産されています。一方、中山間地域では、郡上地域のだいこん、飛騨地域を中心に、夏秋トマト、夏ほうれんそうに代表される高冷地野菜が雨よけ栽培により生産されています。
- 農家の高齢化や担い手の不足から、主要品目（トマト、ほうれんそう、いちご、だいこん、えだまめ）の作付面積が減少しており、県内の園芸産地の縮小が懸念されています。



オートメーションによるトマトの箱詰め

○こうした状況を受け、トマトやにんじん産地において共同選果施設の再整備を進め、農家の作業負担を軽減し、生産体制の強化に向けた取組みを進めています。

○一方、夏ほうれんそうやいちごにおいては、播種から収穫、パック詰等の出荷調製作業まで全てを農家が担っており、労働力不足による離農や生産拡大ができない等の課題があります。

○果樹は、平坦地域を中心に、柿、梨、みかん、中山間地域で栗、桃、りんご、さらに地域特産の、ぶどう、ゆず、キウイフルーツ、ブルーベリー、うめ、いちじく、ぎんなんなど、多様な品目が栽培されています。

○近年、県育成品種である、ねおスイート（柿）、華かがり（いちご）、飛騨おとめ（桃）、えな宝来・えな宝月（栗）が産地に導入されつつあります。

しかし、新しい品種であるため、現地での栽培実績が少なく、高品質な果実を安定生産するには、栽培技術の早急な確立が必要です。



ねおスイート



華かがり



飛騨おとめ

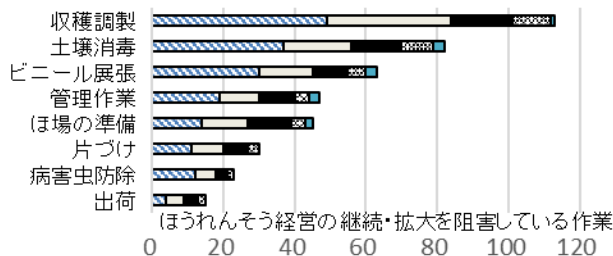
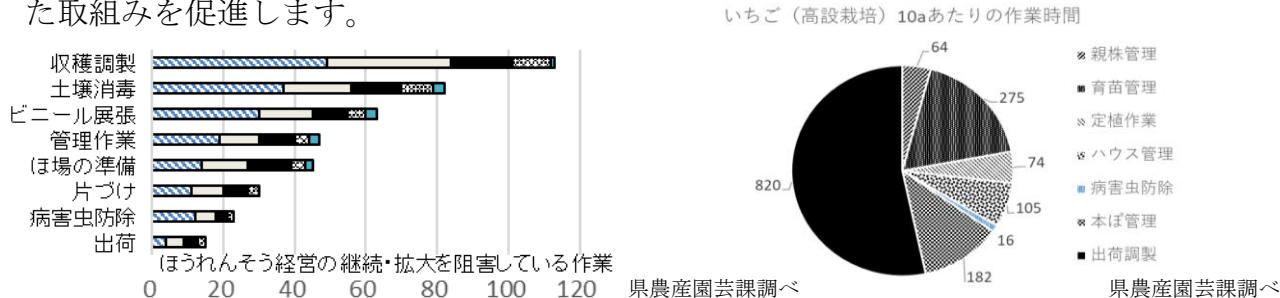


えな宝来

主な取組み

■農作業の分業化の促進 <中山間向け施策 該当>

○飛騨地域の夏ほうれんそう、平坦地域のいちご、えだまめについて、出荷調製作業（選別、袋詰め、パック詰め）やハウスのビニール張替えなど、労働時間を要する作業の分業化を進めることにより、農家の負担を軽減し、生産拡大や単収向上等に向けた取組みを促進します。



ほうれんそうの出荷調製作業



いちごのパッケージ作業

○併せて、出荷調製作業など分業化を担う体制を整備するため、必要となる施設や機械等の整備について支援します。

■園芸産地を担う法人や大規模農家の育成

○園芸産地の縮小を防止し、持続的な生産体制を維持するため、高齢化や後継者不在による離農によって生じる空きハウスの活用や新規就農希望者を従業員として受け入れ就農を促すなど、園芸産地を担う法人の設立を支援します。

○また、生産規模を拡大する意向のある農家が産地の核となるよう、規模拡大に必要な機械・施設等の整備を支援します。

■新たなブランドの創出 <中山間向け施策 該当>

○高級ブランド柿「天下富舞」として認知されつつある、ねおスイーツについて、高品質かつ安定的に市場に供給できるよう栽培技術の確立を図ります。

○華かがり（いちご）、飛騨おとめ（桃）など、新たな県育成品種を生産現場へ普及し、飛騨牛、鮎、柿に続くオンリーワン農産物の創出を進めます。

○AI技術を活用し、柿や桃の選果時において画像から日持ちなどに優れた果実の判別が可能な技術を開発します。



ねおスイーツ栽培技術研究会

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------------|--------|--------|
| 夏ほうれんそうの共販出荷量 | 6,321t | 6,350t |
| いちごの共販出荷量 | 1,176t | 1,180t |

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

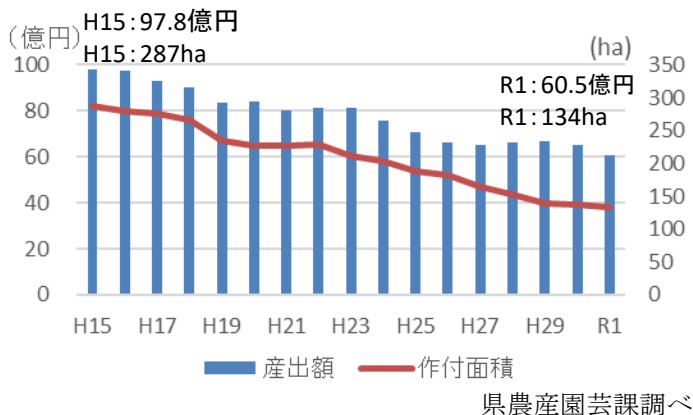
⑤新たな需要開拓による花き振興



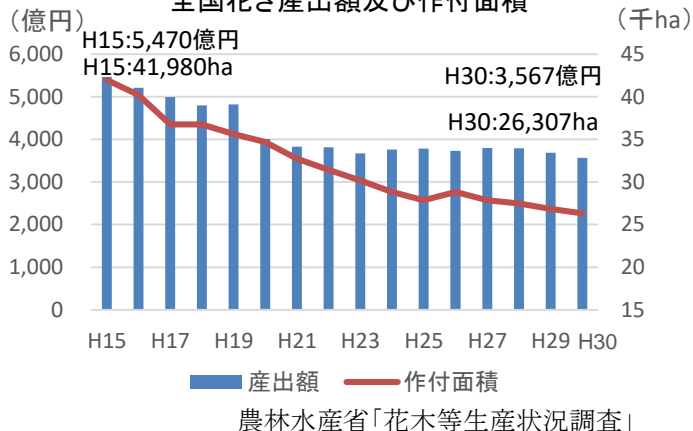
現状と課題

- 本県の花き生産は、平坦地域ではミニバラや観葉植物など大規模な温室による鉢花、中山間地域では雨よけハウスによるトルコギキョウやキクの切り花栽培など、地域の特徴を生かした産地が形成されています。
- 本県は、平成26年に全国初となる「岐阜県花きの振興に関する条例」を制定し、その基本理念を実現するために花き文化の振興、花育、園芸福祉の推進や安定供給に向けた生産振興の施策に取り組んできました。
- しかし、人口減少や高齢化に伴う市場規模の縮小、生産・流通コストの増加、輸入花きの増加などにより、花きの経営環境は厳しさを増しており、本県の花き産出額は、全国と同様、減少傾向にあります。

県花き産出額及び作付面積



全国花き産出額及び作付面積



○このように厳しい状況の中、本県の花き生産を将来にわたって持続・発展させていくためには、生産現場における課題を的確に捉え、消費者ニーズに基づいた花きの生産へと転換していく必要があります、消費者の購買意欲を高めるブランディングなどの取組みが重要です。

○消費拡大に向けたマーケティング等に基づく需要開拓は、生産拡大につながるため、積極的な展開が必要です。

○また、経営の維持・安定化を図るため、優れた品種の開発や品質向上、地球温暖化への対応等、技術開発によって利益率向上を図る必要があります。

○さらに、本県の花きの利用拡大を促進できるよう、花のある暮らしの提案等、日常生活の中での花きの積極的な活用を推進する必要があります。



県が育成したフランネルフラワー「ファンシーマリエ」

○令和4年度に経営感覚に優れた花きの担い手育成と花き産業の振興拠点として、「清流の国ぎふ花と緑の振興センター」を設置しました。本拠点を活用し、県内の花き生産者の経営改善や生産技術の向上を図るとともに、コロナ禍により変化した花きの需要に対応した新商品づくりなど、花き産業の活性化を図ることが必要です。

主な取組み

■コンソーシアムによる異業種業界との連携による花き活用の推進

- 花き業界と異業種業界（地場産業など）が一体となったコンソーシアムを創設し、花きの活用拡大を進めます。
- 企業・研究機関と連携したワーキンググループを設置してマーケットインの商品づくりと生産体制の強化に取り組み、需要開拓を推進します。
- 生産者と造園業者が連携した花と緑を活用した魅力的なまちづくりの推進や住宅メーカー等と連携した花のある暮らしの提案等により、花きの需要拡大を推進します。

■高品質安定生産に向けた花き産業の振興

- 業界のトレンドや市場及び消費者ニーズに応じたオリジナル品種の育成や、耐暑性・耐病性を持った花きの研究を行うとともに、育成品種の円滑な産地導入とブランド化を推進します。
- ICT化やAIを活用した技術開発による、省力・高品質化、データ分析に基づく生産技術・収益性向上等、生産基盤の強化に取り組みとともに、技術・経営面の支援や商品の販売対策を強化します。
- 国際園芸アカデミーにおいては、高品質安定生産に向けたスマート農業技術を活用した実践教育を推進するとともに、ぎふワールド・ローズガーデンを活用した作品展示や販売実習によりマーケティングやコミュニケーション能力の向上を図るほか、自治体・企業との連携協定に基づく地域社会の発展に貢献する活動を展開し、経営力や主体性、社会性のある人材の育成に取り組みます。
- 「花と緑の振興センター」において、担い手の経営改善・生産技術向上に向けた研修会の開催や新たな需要拡大につながる新商品・新サービスの開発の促進を図るなど、花きの担い手の経営・技術課題の解決を支援します。
- 高品質安定生産に向け、MPS（花き産業総合認証）の取得を推進します。

■現代のライフスタイルに合わせた花の楽しみ方の提案による花き文化の振興

- ライフスタイルに合った花飾りの提案や花の効果効用のPR、新たな花き文化である「花いけバトル」の開催等、日常的な花飾りの定着を積極的に推進します。
- 園芸福祉活動の普及・拡大に向け、学生と連携した地域活動を推進するとともに、園芸福祉サポーターと施設とのマッチングを支援します。
- 家族で楽しめる花飾りの提案により花育を推進し、地域や家庭で花を飾る習慣の普及・定着を進めます。



住宅展示場と連携したPR



県が育成したローダンセマム「クレールローズ」



「高校生花いけバトル」の開催

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-------------------|--------|--------|
| コンソーシアムにおける連携開発事例 | — | 累計20事例 |

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

⑥鮎を守り育てる体制の構築



現状と課題

○鮎漁獲量は全国的に減少傾向となっており、本県においても、水域環境の変化、冷水病の発生、カワウによる食害、漁業者の減少等、様々な要因により、10年前（平成21年）の404トンから、213トン（令和元年、速報値）まで減少しています。

○一方、漁業協同組合員数も全国的に減少しており、本県では、10年前（平成21年）の約47,000人から33,050人（令和元年）まで減少し、漁獲量減少の一因にもなっています。

○漁業の担い手である組合員数の減少が進行することで、友釣り、投げ網漁等の伝統漁法や人工ふ化放流等の伝統的な再生産技術の継承等が困難となる恐れもあります。このため、若い世代の川や魚への関心を高めることも含め、これからの漁業を支える意欲ある担い手の育成・確保の取組みは急務です。

○また、鮎資源を守り続けていくためには、鮎資源の増殖が不可欠です。このため、国内唯一の鮎種苗生産施設である「岐阜県魚苗センター」の計画的な改修や冷水病に強い新たな種苗開発など岐阜県産の放流種苗の安定供給体制の整備、各漁業協同組合への働きかけなど、魚苗センター産種苗の更なる利用拡大を図ることが重要です。

○さらに、近年の食生活の変化により、国内における鮎の需要減少が危惧されていることから、鮎漁獲量の回復と合わせて、県産鮎の販路拡大等を図ることも必要です。

漁獲量・漁業者・遊漁者の推移

| | H21 | R1 |
|-----|-----------------|-----------------|
| 漁獲量 | 404トン (全国2位) | 213トン (全国4位) |
| 漁業者 | 46,924人 | 33,050人 |
| 遊漁者 | 56万人 | 37万人 |

(出典) 漁獲量は農林水産業「漁業・養殖業生産統計」。漁業者、遊漁者は岐阜県「岐阜県の水産業」



鮎



人工ふ化放流

主な取組み

■鮎資源の増大

○県産放流種苗の安定供給を推進するため、老朽化が進んでいる「岐阜県魚苗センター」について「岐阜県県有建物長寿命化計画」に基づき、計画的な施設改修を進めます。

○ルアー人口の取り込みによる漁場の維持と早期遡上鮎の親魚養成技術の開発により、釣れる放流鮎の生産技術開発を進めます。

○鮎の資源量を科学的根拠に基づき管理・増加させるため、県、長良川流域4市、漁業協同組合等で構成する協議会を設置します。



岐阜県魚苗センター(出荷の様子)

■冷水病対策の推進

○冷水病菌を持たない魚苗センター産種苗の放流を増やすため、冷水病に強く低水温のダム上流に適した新たな種苗開発等を推進します。

○講習会や巡回指導の強化等により、漁業協同組合や養殖場の関係者に対し「病気を出さない・持ち込まない・持ち出さない」方法を指導し、発生防止対策等を推進します。

■漁業者・遊漁者の育成・確保

○若い世代の川や魚への関心を高めるため、「清流長良川あゆパーク」における漁業体験や、漁業協同組合が行う釣り教室など、様々な体験活動を提供します。

○友釣りや網漁等の伝統漁法を学ぶ研修会の開催、遡上鮎の増殖に重要な人工ふ化放流や溪流魚の発眼卵放流など再生産技術を継承するための研修プログラムの開発や効率化の実現など、内水面漁業を支える意欲ある担い手の育成を推進します。

○漁業協同組合等による電子遊漁券システムの導入や、多様な漁場整備への支援等を通じ、新たな遊漁者の確保を推進します。



釣り教室(清流長良川あゆパーク)

■販路の拡大

○大都市圏において、試食会・商談会等による販路開拓を推進するほか、一般家庭における県産鮎消費拡大のため、大規模量販店と連携した県産鮎販売フェアの開催等を通じた周知・PRを推進します。

○漁業協同組合等が行う鮎の集出荷場整備の支援等を通じ、鮎の流通を促進します。

○HACCP対応加工施設の整備の支援等により、高品質で安全性の高い養殖生産体制づくりを推進します。

○豪州への輸出解禁に向けた各種調査・分析、海外販路の開拓に向けた現地プロモーションの実施、岐阜鮎海外推奨店の認定拡大、輸出要件を満たす加工施設の整備の支援等を通じ、県産鮎の更なる海外展開を促進します。

○デジタルセンサーの導入により、水温、溶存酸素量等の養殖環境データを見える化し、活用することで生産コストの低減を目指します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|------------|--------|--------|
| 漁業者による鮎漁獲量 | 213t | 350t |

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

⑦ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発

現状と課題



○「ぎふ農畜水産物のブランド展開」を推進するためには、農業者の収益性向上に直結する新たな品目の掘り起こしや効率的な生産流通技術の開発、生産現場への速やかな普及が不可欠です。

○特に、新型コロナウイルス収束後の農畜水産業の再興を進めるため、県オリジナル品種の育成によるブランド力強化や、効率的な作業を可能とする栽培システムの開発により新規就農者を含めた担い手の支援が必要です。

| 作目 | 登録数 | 名 称 |
|----|-----|---|
| 作物 | 2 | コメ (ハツシモ岐阜SL) |
| | | エゴマ (飛系アルプス1号) |
| 野菜 | 2 | イチゴ (美濃娘、華かがり) |
| 果樹 | 5 | モモ (ひだ国府紅しだれ、飛騨おとめ) |
| | | クリ (えな宝来、えな宝月) |
| | | カキ (ねおスイーツ) |
| 花き | 9 | フランネルフラワー (フェアリーホワイト、エンジェルスター、フェアリームーン、ファンシーマリエ) |
| | | シクラメン (ムーンルージュ) |
| | | ローダンセマム (クレールピーチ、クレールローズ、 <u>クレールチェリー</u> 、 <u>クレールルージュ</u>) |
| | | |
| 合計 | 18 | |

岐阜県育成品種登録一覧 (R4.11末現在)

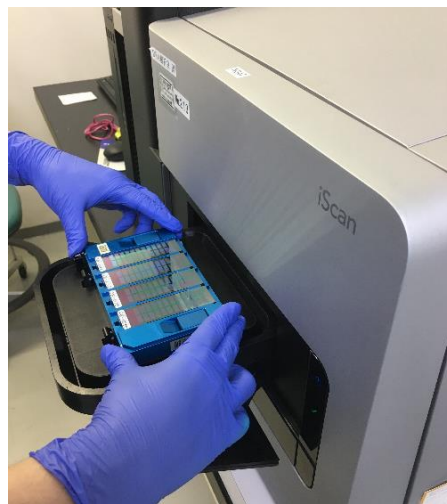
○農業分野では、経験年数等に関わらず誰もが取り組みやすい栽培体系や単収の向上・高品質生産を実現するため、ICTやAI技術の活用を図るとともに、持続可能な農業の実現に向けて化学合成農薬や化学肥料の使用量の低減技術の開発が求められています。一方、畜水産分野では、進歩が目覚ましいDNA (ゲノム) 解析技術を用いることで育種改良等への応用が期待されます。

○一方、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動の影響で、農業現場では、高温障害により品質や生産量が低下していることから、環境の変化に適応できる生産管理技術を開発し、農業経営の安定を図ることが重要です。

○試験研究機関で開発された技術については、普及組織と連携し、技術の実証や展示、研修会の開催等により、現場への普及を図る必要があります。



ドローンを活用した新たな果樹の防除手法の開発 (中山間農業研究所)



DNA情報を活用した新たな改良手法の開発と高能力種畜への改良 (畜産研究所)

主な取組み

■新品種・品目等の育成 <中山間向け施策 該当>

○新品種・品目の創出や省力化・低コスト化に対応した栽培管理技術等を開発します。

○具体的には、「美味しさ」や「美しさ」など優れた特徴を持つ新たな県オリジナル品種等の育成や新規就農者など農業者の収益向上に貢献できる新たな品目の栽培体系を確立します。

■新技術の開発 <中山間向け施策 該当>

○ICT等を活用し、農産物の栽培に適切な生育環境にするための環境制御技術を開発します。

○具体的には、トマトや花き、柿、米、牛等を対象として、国、大学、企業等と連携しICTやAI技術、ビッグデータを活用した省力化や高品質化につながる革新的な栽培システムを開発します。

○有機JAS適合農薬、天敵、耕種的対策等による防除技術、土壌や堆肥の養分利用技術など、持続的な農業生産や有機農業に必要な要素技術の開発に取り組みます。【再掲】

■地球温暖化に適応できる栽培技術等の開発

○高温の影響を受けにくい新品種の育成や栽培管理技術等を開発します。

○具体的には、高温下でも生産や品質が安定する米の新品種の育成、温度上昇を抑制する日射を和らげる等の技術、温暖化による病害虫の発生拡大・長期化に対応した防除技術を開発します。

■新品種・品目等の実証・普及

○県が開発した新品種・品目や新技術を速やかに生産現場へ普及するため、普及指導員が農業者・食品加工業者等と連携し実証等を行います。



県育成品種(出願公表中):ローダンセマム
「クレールチェリー」、「クレールルージュ」
(農業技術センター)



病気に強いアユ種苗の開発
(水産研究所)

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------------------|--------|--------|
| 県が新たに育成した農産物品種登録(出願)数 | — | 累計10 |
| 新たな実用技術(実用段階)課題数 | — | 累計100 |

観測指標：基本方針(3)【ぎふ農畜水産物のブランド展開】

農畜水産物の輸出額

現状 15億5千万円(R1)



目標 30億円(R7)

<設定の考え方、方向性>

○本県の農畜水産物の輸出額は、飛騨牛、鮎、柿といった県を代表するブランド農畜水産物を中心に15億5千万円であり、近年大きく増加しています。

<P11参照>

○人口減少により国内市場が縮小していく中、海外市場の取り込みの必要性・重要性は、今後ますます高まるものと推測されます。

○このため、本方針に掲げる飛騨牛、鮎、柿の更なる付加価値向上や生産拡大を図るとともに、これらの品目に続く新たなブランド農畜水産物を創出するという取組みを通じて、輸出額の倍増を目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

1 基本方針ごとの重点施策と主な取組み

(4) 地域資源を活かした農村づくり

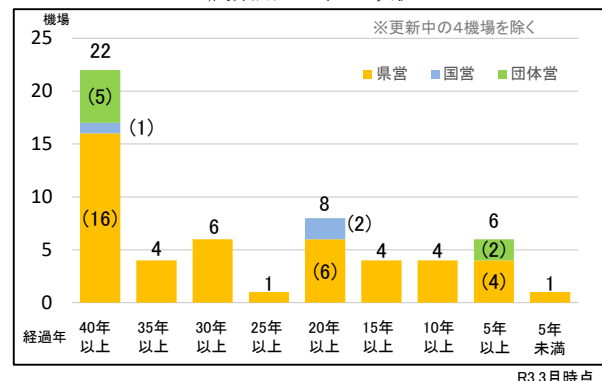
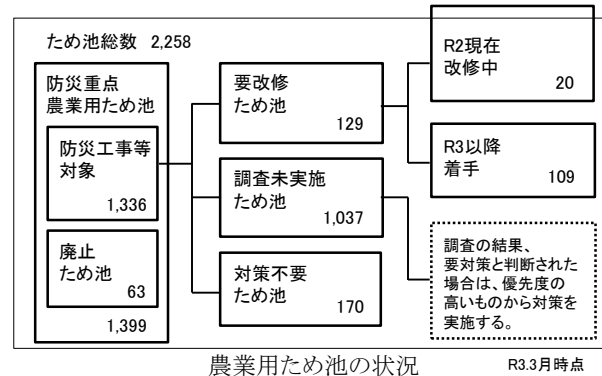
① 災害に強い農村づくり



現状と課題

○平成30年7月豪雨において、小規模なため池で甚大な被害が発生したことを受け、令和元年7月に、農業用ため池を適正に管理及び保全し、決壊による被害を防止することを目的とした「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」が施行され、都道府県のため池管理に係る取組みの強化及び明確化がなされました。また、令和2年10月に、農業用ため池に係る防災工事などの集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が施行されました。

○本県の農業用ため池2,258箇所のうち、防災重点農業用ため池は1,399箇所（R2年度時点）あります。そのうち、早期に対策が必要で、未着手のものが100箇所以上あり、今後の点検・診断の進捗により、その数はさらに増える見込みです。



○本県の農業用排水機場（60機場）の半数以上が建設から30年以上を経過しており、適正な管理により能力維持を図っていますが、老朽化による排水能力の低下が懸念されています。また、周辺農地の宅地化などによる雨水保水能力の低下や建設後の地盤沈下の影響に加え、「想定外の常態化」ともいえるべき豪雨の頻発化などにより、これまでの排水機的能力では対応の不足が懸念されています。

○また、農道は農産物輸送の合理化はもとより、農村生活の安全・安心にとって重要な役割を担っています。しかし、緊急輸送道路ネットワークに関連（指定・接続）する農道橋のうち50橋は、平成7年兵庫県南部地震を踏まえた見直しが行われる前の耐震基準で設計されており、これまでに20橋（令和2年度末）の対策を完了しましたが、未対策の施設では大規模地震による落橋などの致命的な被害の発生が懸念されています。

○これらの課題に対応するためには、農業用ため池をはじめとする農業インフラの更新、耐震・長寿命化対策などの防災・減災対策や近年の豪雨に対応した監視体制の構築などを着実に推進するとともに、「流域治水」の考えのもと、農地の洪水防止機能の維持増進を図る必要があります。

併せて、農村地域の過疎化・高齢化の進行に伴い、地域の防災力を支えてきた集落機能の低下が懸念される中、個人の防災意識の向上や地域内の情報伝達体制の強化といった自助・共助の取組みを強化する必要があります。

主な取組み

■農業インフラの防災・減災対策の推進

- 防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価などの調査、改修、I o Tを活用した遠隔監視システムの整備、農業利用されていないため池の廃止を集中的かつ計画的に推進します。
- 特定農業用ため池に指定したため池について、管理状況を把握・監視するとともに、管理者に対して技術的な助言を行うなど、適正な管理を支援します。
- 老朽化などにより機能低下した農業用排水機場などの更新整備や施設の長寿命化を図るため、継続的な点検、機能診断、評価に基づき適時適切な機能保全対策を推進します。
- 緊急輸送道路ネットワークに関連する農道橋の耐震対策を推進します。
- 近年、一時的に雨水を貯留することにより、下流域での洪水の防止・軽減に寄与する水田の洪水防止機能への関心が高まっており、その機能を強化する「田んぼダム」などの「流域治水」の取組みを推進します。



改修したため池(瑞浪市 瑞浪1期地区 大洞ため池)



更新した排水機場(大垣市 静里地区 静里排水機場)

■防災意識の向上と地域防災力の強化

- 農村の地域防災力の向上を図るため、県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）を作成し周知するなど、防災行動への意識啓発を推進するとともに、地域内の情報伝達体制の強化を促進します。
- 災害時においても地域防災力を発揮できるよう、相互扶助など集落機能を維持するため、日常的に地域ぐるみで農地や農村環境などの保全に取り組む農村の協働活動を支援するとともに、ボランティアなどによる復旧に向けた体制づくりを推進します。
- 地域コミュニティを活用した農地・農業用施設の見回り点検作業や農地の洪水防止機能をはじめとする農業・農村の多面的機能の維持増進を図る活動など、地域住民が主体となって実施する防災・減災活動を支援します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------------------|--------|---------|
| 浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 | — | 100% |
| 地域防災力の向上に取り組むため池数 | — | 累計270箇所 |

(4)地域資源を活かした農村づくり

②農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策

現状と課題



○中山間地域を中心に、自然的、地形的な条件から農業の担い手が不足している地域や、水田が小区画であったり、老朽化した用排水路が更新整備されていないなどの営農条件が整っていない地域では、農地の荒廃が進んでいます。

○これまでも、例えば飛騨市における一定規模以上の水田営農受託農業者への支援等による農地の荒廃防止や遊休農地を解消する活動を行ってきました。一方で、集落から離れた農地など、条件不利地域で引き受け手となる営農組合がない等から、新たな遊休農地が発生するなど年々優良な農地が減少しています。



農地に隣接する遊休農地

○特に、中山間地域では高齢化・人口減少の進行により、地域内の保全管理活動の実施が困難な状況であり、今後は現在以上に遊休農地が発生しないよう取り組む必要があります。

○このため、農地の保全対策と人が住み続けるための生活環境の向上対策を一体的に推進するとともに、集落機能の維持・強化を図る必要があります。

○農家の高齢化に加え、イノシシやシカをはじめとする野生鳥獣の度重なる被害から、営農意欲が減退し、耕作を行わなくなっているところもあります。これら荒廃した農地の増加は、野生動物の活動範囲を広げる原因となっています。

○鳥獣被害を防止するため、防護柵の設置と捕獲などの対策を一体的に実施した結果、農作物被害額は令和元年度には約2.0億円となり、ピーク時の4.8億円から大きく減少しています。しかし、近年、被害額が下げ止まり傾向にあることから、特に、被害の大きいイノシシ、シカ、内水面漁業のアユに多大な被害をおよぼすカワウについて、更なる対策の強化が必要です。また、防護柵の設置だけでは対策が困難なサルについては、効果的な被害防止対策を検討する必要があります。



鳥獣防護柵設置状況



老朽化した用水施設

主な取組み

■守るべき農地の遊休農地化を防止する活動の支援 <中山間向け施策 該当>

- 農家だけでなく、地域住民や外部人材が一体となって農地や農村環境を保全する「日本型直接支払制度」などの取組みを支援し、新たな遊休農地の発生防止を図ります。
- 農業委員会活動の着実な実施により遊休農地の発生を抑制し、農振農用地を確保するため、農業委員会が行う農地の利用状況調査や農家の意向把握に係る事務負担の軽減に向けたタブレット端末の導入などを支援します。
- 営農組織、土地所有者、県、市町村等関係機関が連携して集中的に解消活動を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、広く県民へ遊休農地解消の必要性をPRするとともに、再生作業の省力化に向けた機器の普及促進を図ります。
- 農業者が遊休農地を引き受けて営農を行うために必要となる農地の再生作業や土壌改良等の取組みを支援することにより、再発防止と営農定着を図ります。



農地イキイキ再生週間による解消活動

■地域ぐるみでの鳥獣害対策と広域的捕獲の推進 <中山間向け施策 該当>

- 鳥獣害対策を効果的に実施するため、引き続き集落単位で行う追い払いや捕獲、防護柵設置などを支援するほか、地域での捕獲体制の整備や人材育成、複数市町村に跨る広域的な捕獲を推進します。
また、被害防止対策が難しく、群れで行動するサルについては、狩猟者だけでなく地域ぐるみでの捕獲体制の構築が必要なため、地域住民に対し専門家による指導や捕獲に係る研修などを実施します。
- カワウ対策の効果的な実施に向け、引き続きコロニーや飛来地での捕獲や追い払いを支援するとともに、ドローンによる追い払いやテグス張り、繁殖抑制などのほか、GPSによる行動域調査を行うなど、ICTを活用した新技術導入の検証を実施します。

■中山間地域の生産基盤の整備の推進 <中山間向け施策 該当>

- 地形的条件が不利な中山間地域においては、安定した営農の維持を図るため、小規模な水路や農道の整備など地域の実情に即したきめ細やかな基盤整備を推進します。



更新した農業用水路
(高山市 東高山地区 塩屋日面用水)

■農村の生活環境基盤の整備の推進

- 農村の生活環境の向上を図るため、農業集落排水施設や交通の利便性を向上させる基幹的農道、集落内道路などの生活環境基盤の整備を推進します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------------|---------|-----------|
| 遊休農地面積 | 716ha | 716ha |
| 中山間地域の生産基盤の整備面積 | — | 累計1,500ha |
| 鳥獣による農作物被害額 | 2.0億円 | 1.0億円 |
| 農振農用地面積 | 43.8千ha | 43.8千ha |

(4)地域資源を活かした農村づくり

③世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展

現状と課題

○日本三大清流の一つである長良川の流域では、漁業者をはじめ、地域の人々が一丸となって森や川を守る活動にたえまなく取り組み、その清流で鮎が育ち、長良川からの恵みを楽しむなど、「清流」と「鮎」が、地域の人々とその暮らしに深く結びついています。

○長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連する「里川」のシステムであり、「里山」と「里海」をつなぐ重要な役割を果たしています。

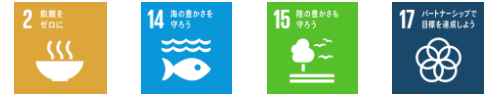
○平成27年12月15日、この「長良川システム」が世界に認められ、「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定されました。

○本県を代表する鮎をはじめとする水産資源や、美しい自然環境、豊かな農畜産物、鵜飼等の伝統漁法、和紙や染物といった清流が欠かせない多様な文化等はいずれも、こうした「長良川システム」によって育まれてきたものです。

○まさに、「長良川システム」は「清流の国ぎふ」のシンボルであり、持続可能な「清流の国ぎふ」を具現化するための重要な仕組みと言えます。

○一方で、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定要素の根幹である、鮎の漁獲量は年々減少しています。

○このため、「長良川システム」の持続的な発展に向けて、鮎の資源量・漁獲量の増加（供給量の増加）と鮎の消費拡大（需要量の増加）を両輪として、鮎のブランド振興・消費拡大、鮎の関係人口の増加等の取組みを一層推進していくことが必要です。



日本三大清流「長良川」



源流の森を守る取組み

主な取組み

■多様な主体との連携による「清流長良川の鮎」の発信強化・保全、持続的発展

- 「G I A H S（ジアス）鮎の日イベント」や「清流長良川の恵みの逸品」の活用、世界農業遺産マルシェの大都市圏等での開催、大手E Cサイトや石川県をはじめとする他の認定地域と連携したフェアの開催等を進めるとともに、流域の世界遺産（本美濃紙、曾代用水）との連携も強化し、「清流長良川の鮎」の魅力、ブランド価値を県内外に強く発信します。
- 清流に育まれた伝統工芸、文化、風景や「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承を担う人々の活動等の「清流長良川の鮎」の魅力をデジタル化するなどWEBコンテンツを拡充し、オンラインでの発信を強化します。
- 観光施設や商業施設と連携してサステイナブルな観光エリアとして流域をPRし、世界農業遺産を活用した交流人口の拡大を進めます。
- 流域の環境保全活動等に取り組む「世界農業遺産『清流長良川の鮎』プレーヤーズ」の拡大や、河川等の清掃、植林、環境教育等の活動への支援など、「世界農業遺産保全計画」を推進するとともに、世界農業遺産を活用した地域づくりを進めます。
- 鮎のブランド振興・消費拡大を図るため、鮎料理店や販売店等の民間が主体となり鮎の消費拡大を盛り上げるキャンペーン等を実施するとともに、天然鮎料理店のPRや鮎料理の新メニュー開発、メニューフェアの開催を進めます。

■「清流長良川の鮎」を未来につなぐための人材の育成

- 「清流長良川あゆパーク」における鮎つかみどり体験や魚釣り体験、塩焼き体験、漁業協同組合が行う釣り教室など、川と魚に親しむ様々な体験活動の提供や県内学校が行うふるさと教育の支援等を通じて、若い世代に「清流長良川の鮎」の価値を伝えていきます。
- 友釣りや網漁等の伝統漁法を学ぶ研修会の開催、遡上鮎の増殖に重要な人工ふ化放流や溪流魚の発眼卵放流など再生産技術を継承するための研修プログラムの開発や効率化の実現など、内水面漁業を支える意欲ある担い手の育成を推進します。

■国際貢献・国際連携による「清流長良川の鮎」の海外への発信

- 東アジア農業遺産学会の開催や、内水面漁業研修センターにおける、アジアやアフリカ諸国等からの国際研修生の受入れ、専門研究員の現地への派遣等による国際貢献、海外推奨店認定制度による鮎の海外販路拡大等を通じて「清流長良川の鮎」の価値や魅力を世界に発信します。



清流長良川あゆパーク(魚つかみどり広場)



内水面漁業研修センターにおける国際研修生向けの研修

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------------------|-----------|---------------------|
| 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度 | 45.6% | 100% |
| 長良川の鮎資源量 | 441万尾(R4) | 500万尾 ※1,000万尾(R13) |

※岐阜県水産業振興計画の目標値

(4)地域資源を活かした農村づくり

④棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化

現状と課題



○棚田は農産物を生産するだけでなく、文化の伝承や県土の保全、水源のかん養などの多面的機能を有する県民共有の財産です。

しかし、棚田のある中山間地域においては、過疎化や高齢化などが著しく進展し、多面的機能の低下等が顕在化しています。

○近年、農村に関心の高い若者が、豊かな環境や新たな生活スタイルを求め、都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きがあるなど、農業や農村地域の魅力が再認識されています。

また、棚田地域振興法の制定を契機とし、棚田の魅力が見直されており、棚田を活かした関係人口の増加による農村の活性化を進める必要があります。



坂折棚田「棚田ウォーク」(恵那市)

○県内には歴史ある農業施設や「五穀豊穡」を祈り、「豊作」に感謝する、地域が守ってきた農業に関わる祭礼などの伝統文化も多数あり、農村の活性化を図る上で、これらを後世に伝承していくことも必要です。

○中山間地域においては、イノシシやシカなど野生動物による農作物被害が深刻となっています。その一方で、被害軽減のため捕獲されたイノシシやシカは、都市部にはない地域資源であり、ジビエ料理への活用などを進め、魅力向上につなげる取組みとして進める必要があります。



ぎふの田舎応援隊(恵那市:朽久保棚田)



坂折棚田「田の神まつり」(恵那市)

主な取組み

■ 棚田を核とした棚田地域の振興 <中山間向け施策 該当>

- 棚田を核とした地域振興を行うため、指定棚田地域の活動計画認定を支援します。
- 棚田地域の関係人口の拡大に向け、棚田保全活動への都市住民の参加を促進するため、「ぎふの田舎応援隊」や「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活や伝統文化、恵那市に多くみられる石積棚田などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施します。
- 棚田カードやPR動画などにより、都市など他地域の住民に棚田の持つ多様な魅力を情報発信し、地域外から棚田への訪問に繋げ、農村の活性化を推進します。

■ グリーンツーリズムの推進による農村地域の活性化 <中山間向け施策 該当>

- 農村の豊かな自然や文化などを活かしたグリーンツーリズム、農泊やワーケーションの取組みを充実するため、地域の取組みの核となる指導者などを育成するとともに、実践者が行う体験施設と宿泊施設が連携した滞在型プランの開発などを支援します。
- 本県のグリーンツーリズムのブランド力強化のため、専用ホームページやオンライン旅行取引などを活用し、県内各地の滞在型プランの情報発信や参加者募集などのプロモーションを一体的に実施します。

■ ジビエの利活用促進

- 安全・安心なジビエを提供するため「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に準拠して解体処理を行う施設の整備を支援するとともに、解体処理施設を核とした地域内流通・販売システムの構築に向け、関係者による「ぎふジビエの里づくり」の推進、県内ネットワークの強化や人材の育成・確保に取り組めます。



「ぎふジビエ」料理

- 安全・安心なジビエを提供する「ぎふジビエ」のブランド化を進めるため、「ぎふジビエ登録制度」の活用を推進するとともに、ジビエが気軽に楽しめるよう食品関連企業と連携した加工品やメニューの開発支援、「ぎふジビエ」の県内をはじめ首都圏においてもPRを行うなど、販路の拡大を推進します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-------------|--------|----------|
| 活動計画認定棚田数 | 0箇所 | 累計50箇所 |
| 農林漁業体験者数 | 214千人 | 300千人 |
| ぎふの田舎応援隊登録数 | 289人 | 累計1,500人 |
| ぎふジビエ販売量 | 22t | 75t |

観測指標：基本方針(4)【地域資源を活かした農村づくり】

耕地面積（農地面積）

現状 55,700 ha (R1)



目標 54,000 ha (R7)

<設定の考え方、方向性>

○耕地面積は全国的に減少傾向にあり、国では、「食料・農業・農村基本計画」において、このまま減少傾向が続いた場合、現在の439.7万ha（令和元年）が、令和12年度には392万haとなる見通しであり、遊休農地の発生防止や解消により、414万haとする展望を示しています。

○本県の耕地面積は、55,700ha（令和元年）であり、災害や高齢化による離農、鳥獣被害による耕作放棄地の発生などにより、ゆるやかな減少傾向となっています。

○このため、本方針に掲げる災害に強い農村づくり、鳥獣害対策、農村の活性化といった取組みを通じて、国の展望と同程度の減少に留めることを目指し、観測指標とします。

第6章 将来像達成に向けた取組み

2 中山間地域を守り育てる対策

中山間地域の現状

○中山間地域の農家戸数は26,604戸で県全体の54%、また、耕地面積では27,114haで県全体の49%となっています。また、農業産出額は冷涼な気候などを活かした野菜や米などを中心に649億円、農業・農村の多面的機能評価額（県独自調査）は785億円と、いずれも県全体の約6割を担っており、食料安全保障などの観点からも、中山間地域は本県農業・農村において重要な役割を果たしています。

○一方で、国勢調査では、過疎地域を含む中山間地域では、それ以外の市町村よりも人口減少が急速に進んでいることが確認されており、また、高齢の農業者も比較的多いことから、今後、人材不足が懸念されます。

○また、中山間地域には、急傾斜かつ農地に占める割合が大きい畦畔が多く、その管理には労力、時間、コストを要するなど不利な営農条件もあり、1経営体あたりの経営面積は平坦地域に比べ約3割下回っています。

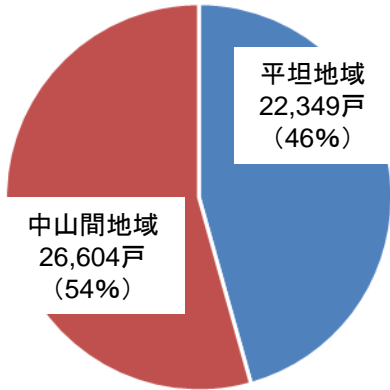
○さらに、中山間地域における遊休農地面積は県全体の約7割となっており、今後ますます増加すれば、鳥獣被害の助長や洪水防止機能をはじめ農業・農村の多面的機能の低下などにつながってしまいます。

中山間地域の推進方針

- 急速な人口減少、高齢化を踏まえ、新たな担い手育成を含む、中小農家、地域住民や関係人口を含む外部人材がそれぞれの役割のもと農業・農村を支える体制や仕組みづくりなど、「中山間地域を守る多様な人材・主体づくり」に取り組みます。
- 急傾斜な畦畔や小区画の水田など不利な条件へ対応する一方で、冷涼な環境など利点を活かしたブランド農産物の育成など、「中山間地域の条件・特性等に対応した農業の展開」に取り組みます。

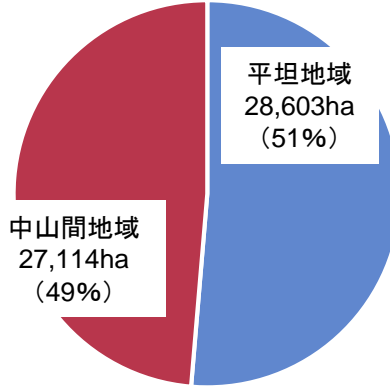
(参考) 平坦地域と中山間地域を比較した統計データ

農家戸数(R2概算)



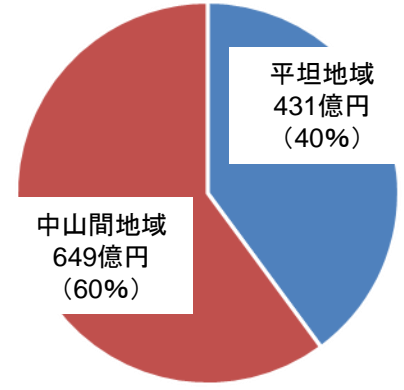
農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

耕地面積(R1)



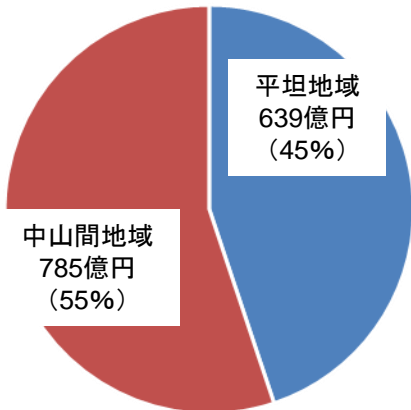
農林水産省「耕地及び作付面積統計」

農業産出額(H30)



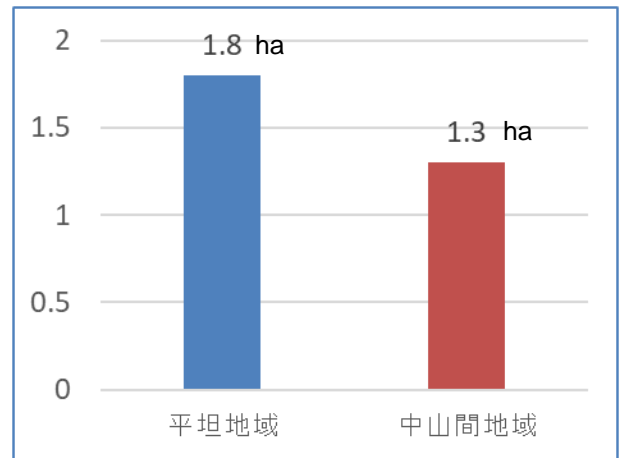
農林水産省「生産農業所得統計」

農業・農村の多面的機能評価額(R1)



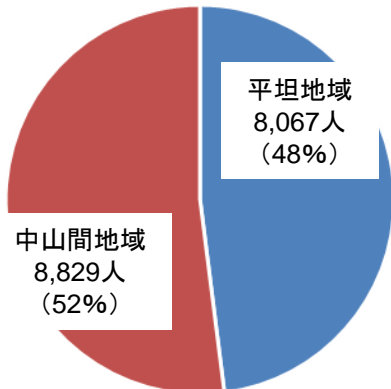
県農村振興課 推計値
※「食料・農業・農村基本問題調査会」で示された方法をもとにした代替法により県が算出

1経営体あたりの経営農地面積(R2概算)



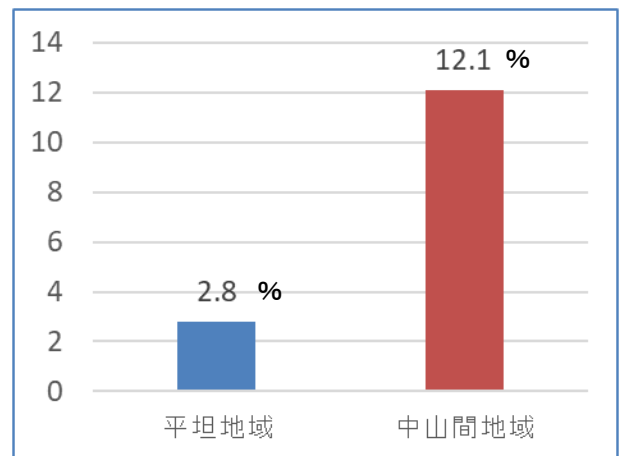
農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

基幹的農業従事者数(65歳以上)(R2概算)



農林水産省「2020農林業センサス」(概算)

畦畔率(R1)



県農産園芸課 算定値
(農林水産省 耕地及び作付面積統計をもとに算出)

主な取組み

- ・中山間地域を守り育てる対策の「主な取組み」は、第6章の1の重点施策の内、中山間地域で特に重点的に取り組む施策や中山間地域でも取り組む「再掲」の施策を、4つの基本方針ごとに整理したものです。
- ・なお、各項目の[括弧内]は、どの重点施策に位置付けがあるかを示しています。
※(例)(1)①は、基本方針(1)の「①担い手の経営発展への支援強化」を示す。

(1)ぎふ農業・農村を支える人材育成

中山間地域において、将来に渡って持続可能な農業を実現するため、中核的な担い手を育成するとともに、経営の安定化を図ります。

■経営環境の変化に対応できる経営体の育成 [(1)①]

○中山間地域の厳しい状況の中でも、一定の所得確保を実現できるよう、昼夜の寒暖差などを活かした中山間地域ならではの新品目・新技術の開発を進めるとともに、現地実証や研究会の開催などにより開発技術等の早期普及を推進します。さらに、有望な新品目等の導入に必要な機械・施設の整備への重点的な支援や、技術・経営両面での伴走支援の強化を図るほか、遊休農地の発生防止に向け、将来の地域農業のあり方を示す地域計画の策定を促進します。

■スマート農業技術の共同利用の推進 [(1)③]

○中山間地域では、急峻な斜面や畦畔の面積が大きいため、農地の維持・管理の負担が大きく、担い手の規模拡大の妨げとなっています。このため、省力化・軽労化につながるリモコン式草刈機などのスマート農業機械・機器の導入を重点的に支援します。また、導入経費の縮減に向け、共同利用を推進します。

■誰もが熟練農業者と同等の収益が得られる農業の実現 [(1)③]

○熟練農業者が持つ「匠の技」をデータ化し、中山間地域の条件・特性等に対応した技術継承や技術向上を促進します。

■集落営農の体制づくり、後継者育成 [(1)④]

○中山間地域では、多くの地域で集落営農組織が中核的な担い手となっている一方、集落営農組織の経営が行き詰まれば、担い手不在による遊休農地の急激な増加が懸念されます。このため、集落営農組織の経営安定に向け、設立間もない組織を中心に農業用機械・施設の整備を重点的に支援するほか、後継者育成に向けたオペレーター研修などの取組みを支援します。

(2)安心で身近な「ぎふの食」づくり

中山間地域において、安定的な食料供給を実現するため、水田経営や家畜防疫体制を強化します。

■オーダーメイド型米づくりなどの推進 [(2)③]

○中山間地域で生産される米は、優れた食味を有するなど高く評価されていますが、全国的な知名度を有するまでには至っていません。このため、中山間地域の特色を活かしたブランド米の育成に向け、実需が求めるニーズを踏まえた、生産・販売への取組みを重点的に支援します。

■家畜防疫体制強化に向けた取組推進 [(2)④]

○飛騨地域では、令和2年2月時点で、肉牛生産においては県内の53%、豚肉生産においては県内の62%を占めるなど、県内でも主要な産地となっています。このため、飛騨家畜保健衛生所を移転・新築し、緊急を要する病性鑑定が実施できる体制を強化します。

■生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備の推進 [(2)⑤、(4)②]

○中山間地域では、冷涼な気候などを活かし高品質な農産物が生産されている一方で、過疎化の進展や不利な営農条件などが営農の支障となっています。このため、農地中間管理機構と連携したほ場整備や、地域の条件と特色を踏まえた農業を実現するための基盤整備を推進します。併せて、地域生活に直結する集落内道路や排水路などの生活環境基盤の整備を推進します。

○また、担い手への農地集積に取り組む地域や、地形的条件が不利な中山間地域では、生産基盤の整備に係る受益者負担の軽減を図ります。

■有機農業の取組推進 [(2)⑦]

○特産品や伝統野菜など中山間地域の気候や特性に合った作物を選定し、モデルづくりを進めることで、有機農業の取組面積の拡大を図ります。

(3)ぎふ農畜水産物のブランド展開

中山間地域の豊かな自然環境や昼夜の寒暖差などを活かして生産された、夏秋トマト、夏ほうれんそう、桃、栗などの高品質な農産物のブランド展開を進めます。

■輸出品目拡大(生産対策) [(3)①]

○香港の中秋節に合わせた飛騨桃の輸出、ブランド発信力の高いEUへの恵那栗の輸出など、地域の主体的な取組みが進みつつあります。こうした地域ブランドの海外展開の加速化に向け、生産体制強化から現地販売PRまでの活動を幅広く支援します。

■新たな担い手の育成(飛騨牛) [(3)③]

○飛騨地域では、就農研修拠点「ひだキャトルステーション」を設置するなど、飛騨牛の新規就農者の育成を進めていますが、飛騨牛の就農には、牛舎整備に多額の費用を要することなどが課題です。このため、初期投資の抑制に向け、アパート牛舎等の整備を支援します

■農作業の分業化の促進(園芸産地) [(3)④]

○飛騨地域の夏ほうれんそうなど、生産量が年々減少傾向にある中山間地域の園芸品目があります。その主な要因として、出荷調製作業に労力を要し、経営継続・規模拡大が困難であることが考えられます。このため、作業の分業化などへの取組みを重点的に支援します。

■新たなブランド創出 [(3)④]

○中山間農業研究所において、桃、栗、花きなど、現地に適した新品種の育成を進めており、これまでに、飛騨おとめ(桃)などを開発しています。このような優れた新品種については、農林事務所が試験研究機関や産地などと連携し、生産現場への普及を進めます。

■新品種・品目等の育成、新技術の開発 [(3)⑦]

○シクラメンやカラーピーマンなど、中山間地域に適した新品種・新品目の創出や、栽培管理技術の開発を行うとともに、東濃地域を中心とした栗については、ドローンを活用した防除や自動収穫機など、作業の省力化につながる技術開発を進めます。

(4) 地域資源を活かした農村づくり

中山間地域の急傾斜な畦畔など不利な条件下でも、農業の多面的機能を十分に発揮できるように、農村の維持・増進を図るとともに、地域資源を活かした農村づくりを進めます。

■守るべき農地の遊休農地化を防止する活動の支援 [(4)②]

○遊休農地は、中山間地域で7割を占めており、発生防止に向けた取組みが喫緊の課題です。このため、「中山間地域等直接支払制度」など、地域ぐるみで農地を保全する取組みを支援するほか、急傾斜地等を含む農地の利用状況調査等に係る事務負担の軽減に向けたタブレット端末の導入などを支援します。

○また、関係機関との連携により、除草等を行う「農地イキイキ再生週間」を設定し、遊休農地解消の取組みをPRします。

■地域ぐるみでの鳥獣害対策と広域的捕獲の推進 [(4)②]

○鳥獣被害は、これまでの対策が奏功し、近年減少傾向にありますが、依然として山間部を中心に発生しており、耕作意欲の減退の要因となっています。このため、引き続き集落単位で行う追い払いや捕獲、防護柵設置などを支援するほか、地域での捕獲体制の整備や人材育成、複数市町村に跨る広域的な捕獲を推進します。また、被害防止対策が難しく、群れで行動するサルについては、狩猟者だけでなく地域ぐるみでの捕獲体制の構築が必要なため、地域住民に対し専門家による指導や捕獲に係る研修などを実施します。

■関係人口の増加に向けた「ぎふ農村ワーケーション」等の推進[(4)④]

○田園回帰指向の高まりやデジタル化が進展する中、中山間地域において、ワーケーションの取組みを充実するため、体験施設と宿泊施設が連携したワーケーションプランの開発などを支援するとともに、情報発信や参加者募集などのプロモーションを一体的に実施します。

■棚田を核とした棚田地域の振興 [(4)④]

○棚田地域振興法の制定を契機に、棚田の魅力が見直されるとともに、棚田を有する集落では棚田を地域活性化のツールとして活用する動きが生まれつつあります。このため、都市住民が棚田の保全に取り組む「ぎふの棚田応援隊」の活動を推進するほか、棚田地域の生活、伝統文化や景観などの魅力を体感する「棚田塾ツアー」を実施し、棚田地域の関係人口の拡大を図ります。

中山間地域における目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---|----------|-----------|
| 新規認定農業者数 | 61人 | 累計356人 |
| スマート農業技術導入経営体数 | 108経営体 | 累計629経営体 |
| 集落営農育成数 | 6組織・人 | 累計33組織・人 |
| 水稲作付面積 | 10,685ha | 10,600ha |
| 生産基盤の整備面積 | — | 累計1,500ha |
| 夏ほうれんそう共販出荷量 | 6,321t | 6,350t |
| 新たな実用技術課題数 (※畜産、水産関係の課題除く) | — | 累計 25課題 |
| 農地維持活動に集落で取り組む協定面積 (内、中山間地域等直接支払制度分) | 9,134ha | 9,150ha |
| 遊休農地面積 | 521ha | 521ha |
| ワーケーションに取り組む施設数 | — | 累計50施設 |
| 活動計画認定棚田数 | 0箇所 | 累計50箇所 |

第7章 主要品目別施策

(1)米



現状と課題

- 県の主力品種は「ハツシモ」「コシヒカリ」であり、作付面積の約70%を占めています。また、令和元年度から、新たに「ほしじるし」「あきさかり」の栽培が始まっています。
- 米の消費量が毎年減少している中で、多様化するニーズに対応できる、ぎふ米産地づくりの取組みが求められています。
- 所得確保に向けて、良食味栽培技術、省力・低コスト栽培技術の普及、多収性品種の導入などが必要です。

主な取組み

■主食用米

- 土づくりや適正な施肥時期・量など栽培技術の徹底により、ハツシモ、コシヒカリの高品質・良食味栽培の普及と計画的な生産を進めます。
- 10aあたりの収入に着目し、需要が見込め作期分散ができる多収性品種の導入と生産拡大を進めます。
- 直播栽培や密苗栽培など、地域の実情に応じた資材費など生産コストの低減技術の普及を進めます。
- 老朽化しているカントリーエレベーターなど産地の基幹的共同利用施設について、機能の高度化や再編利用を支援します。

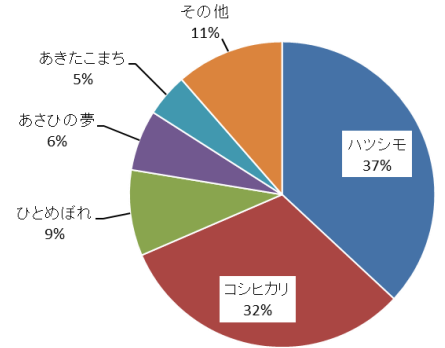
■酒造好適米・もち米・米粉用米

- 産地と実需が参画する栽培研究会等により、結びつきの強化を図るとともに、新たな品種の導入、品質向上に資する施肥体系の改善、適期収穫などを進めます。
- 生産と実需の事前契約・複数年契約による安定取引の拡大を推進します。

■飼料用米・加工用米

- 多収栽培技術の普及と、生産と実需の複数年契約による長期安定的な取引の拡大を推進します。

令和元年産品種別作付面積割合



県農産園芸課調べ



実証ほ場での生育状況確認



「ぎふの米粉フェア」での米粉商品

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 奨励品種に位置付ける多収性品種 | 385ha | 1,500ha |
| 米の食味ランキング (飛騨コシヒカリ、美濃コシヒカリ、美濃ハツシモ) | 特A:1(飛騨コシヒカリ) A:2(美濃コシヒカリ、美濃ハツシモ) | 特A:3 |

第7章 主要品目別施策

(2) 麦・大豆・加工業務用野菜

現状と課題



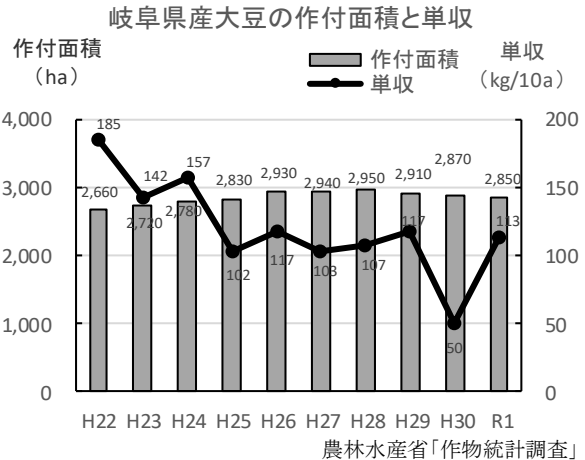
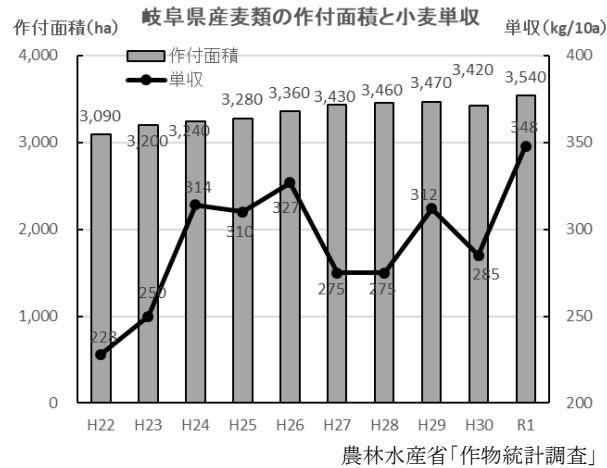
- 麦、大豆は、米-麦-大豆による2年3作体系で、実需（卸売業者・加工業者）との播種前契約に基づき、生産されています。
- 麦、大豆の実需からの評価は高いものの、天候やほ場条件等の影響により収量や品質の年次変動が大きく、需要に応える安定供給が課題となっています。
- 産地の取組みを実需に対してPRするとともに、実需が求める量・品質などを捉えるための情報交換を行っています。
- 水田農業における経営の複合化のため、需要が高まる加工業務用野菜に着目し、生産出荷体制の整備が必要です。

主な取組み

- 麦
 - 需要に応える品質（タンパク含量等）や収量の高位安定化に向けて、地域や品種に応じた最適な施肥方法の確立・普及を進めます。
 - 病害等の発生による収量の不安定を克服するため、需要を捉えつつ、新たな品種の導入と生産拡大を進めます。
- 大豆
 - 地域における多収阻害要因を調査・分析し、排水対策の一層の徹底や土づくりなどの実践と、生産性向上を図る栽培技術の確立・普及を進めます。
 - 主力品種「フクユタカ」と作業分散ができ、加工適性等に優れた新たな品種の導入を進めます。
- 加工業務用野菜の生産体制強化
 - 加工用のキャベツ、タマネギ等について、産地・実需・関係者が一体となり、安定取引や生産性向上を推進します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-------------------|----------|----------|
| 小麦・大麦の生産量 | 10,973 t | 11,520 t |
| 大豆の生産量 | 3,220t | 4,850t |
| 加工業務用野菜(キャベツ)の生産量 | 2,301 t | 3,090t |

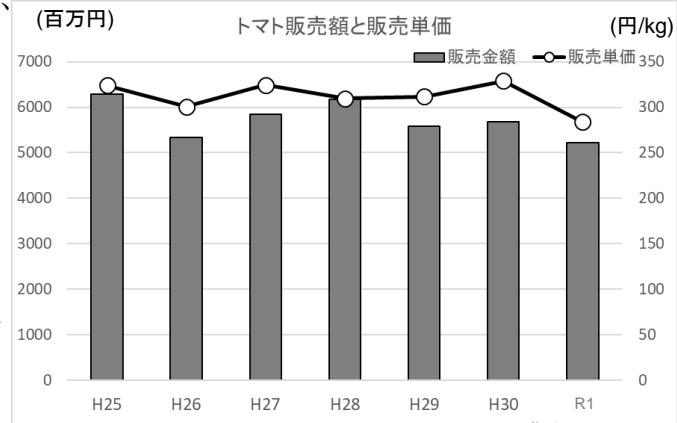
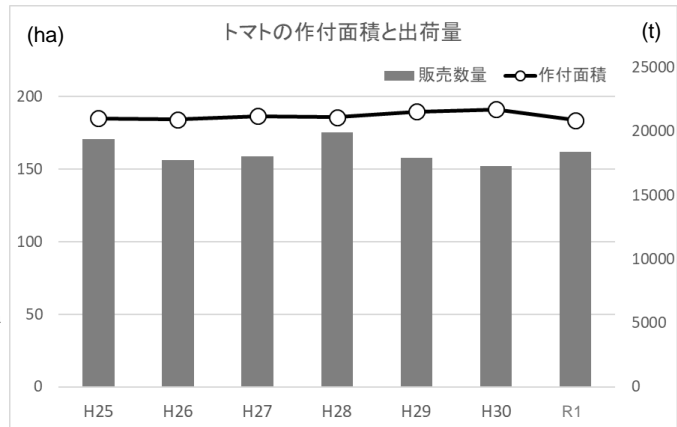


(3) トマト



現状と課題

- 本県産のトマトは、夏期の冷涼な気候を活かして、中山間地域を中心に栽培される夏秋トマトと、冬期の温暖な気候を活かし平坦地域で栽培される冬春トマトがあり、産地リレーにより周年出荷されており、生産量は全国7位（中部9県で2位）となっています。
- 近年、冬春トマトにおいて熊本県などの産地間での競合が激化しており、経営安定のため、低コスト化や収量増加が必要です。
- また、地球温暖化による夏期の高温化に伴い、夏秋トマトの品質低下等影響が懸念されています。



県農産園芸課調べ

主な取組み

■県開発技術(独立ポット耕栽培システム、3Sシステム)の普及推進

- 県が開発した高収量を可能とする独立ポット耕栽培や3Sシステムの導入を進め、経営の安定を図ります。

■高温化での安定生産を可能とする品種選定、栽培技術の確立

- 夏秋トマトにおいて、高温化で増加する果実の裂果など品質低下が軽減される品種や遮光技術などの導入促進により安定生産を図ります。

■スマート農業技術の導入促進

- 冬春トマト及び夏秋トマトの単収向上・高品質生産のため、環境制御技術及び環境モニタリングデータの活用の実証を進め、生産現場への普及を図ります。



トマト3Sシステム

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------|---------|---------|
| トマト共販出荷量 | 18,381t | 18,400t |

第7章 主要品目別施策

(4)ほうれんそう



現状と課題

- 本県産のほうれんそうは、平坦地域と中山間地域の産地リレーにより周年出荷されており、生産量は全国6位（中部9県で1位）となっています。
- 特に、飛騨地域を中心に生産される夏ほうれんそうは、4月～11月にわたり中京、北陸市場はもとより、京阪神市場にも出荷されており、大阪市中央市場では、年間占有率が1位（約4割）となっています。
- 近年、農家の高齢化や担い手不足等のため、生産量が減少しており、産地の構造改革が必要です。
- また、栽培技術においては、地球温暖化や難防除病害虫、外来種雑草への対応が必要です。

主な取組み

■農作業の分業化促進

- 労働時間を要する出荷調製作業等の分業化を進め、規模拡大や収量増加を図ります。

■生産安定に向けた栽培技術の確立

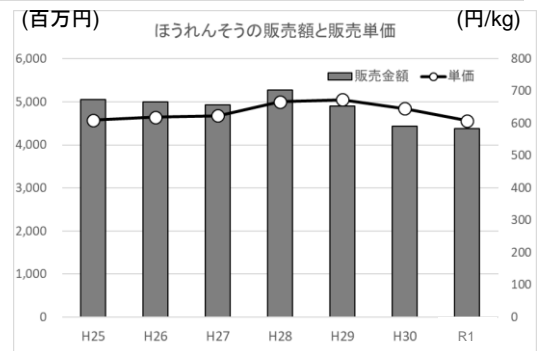
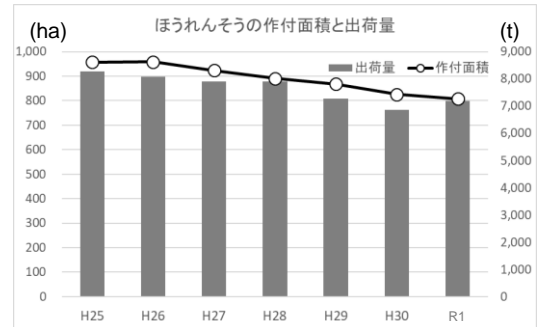
- べと病に対する抵抗性品種の導入、難防除害虫（ケナガコナダニ）及び外来種雑草（ゴウシュウアリタソウ）への対策を進めます。

■地球温暖化への対応

- 夏ほうれんそうについて、高温下でも安定生産が可能となる品種の導入や、遮光、かん水技術などの導入促進により安定生産を図ります。

■スマート農業技術の導入促進

- 自動遮光カーテンや自動追尾型運搬ロボット等のスマート農業技術の導入促進により、高品質生産や省力化を図ります。



県農産園芸課調べ



出荷調製作業

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------------|--------|--------|
| 夏ほうれんそう共販出荷量 | 6,321t | 6,350t |

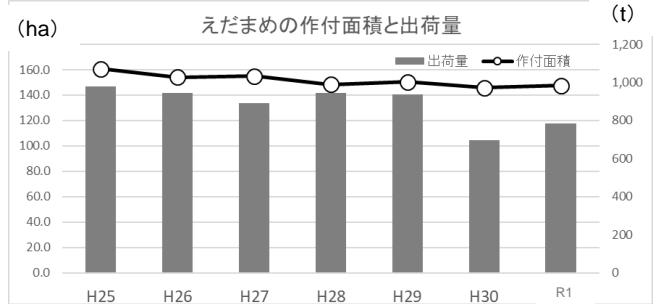
第7章 主要品目別施策

(5) えだまめ



現状と課題

- 本県産のえだまめは、岐阜市を中心に栽培されており、生産量は全国10位（中部9県で1位）となっています。
- 防虫ネットを使用した減農薬栽培により、安全・安心なえだまめが生産されており、京阪神市場ではトップ銘柄として取引されています。
- 出荷量は年々減少しており、農家ごとに行っている選別作業の分業化の促進などにより、生産を維持できる取組みが必要です。



主な取組み

■農作業の分業化促進

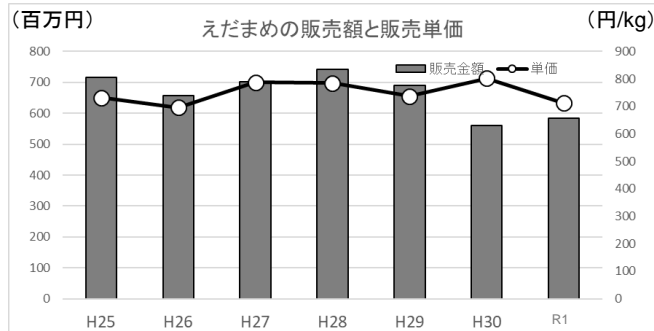
- 労働時間を要する選別作業（大きさ、色、品質等で選別する作業）の分業化を促進し、農家負担を軽減することで生産活動が強化できるよう支援します。

■機械化体系の導入支援

- 播種や調製作業の省力化を図るため、播種機やもぎとり機等の機械導入について支援します。

■高品質な優良品種の導入促進

- 梅雨時期の莢傷みや高温干ばつ時の空莢（さや）が少ないなど、高品質が期待できる品種の導入を進めます。



県農産園芸課調べ



えだまめ選別作業

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------|--------|--------|
| えだまめ共販出荷量 | 783t | 785t |

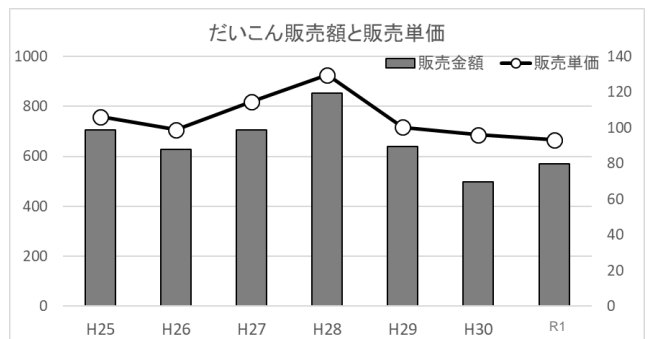
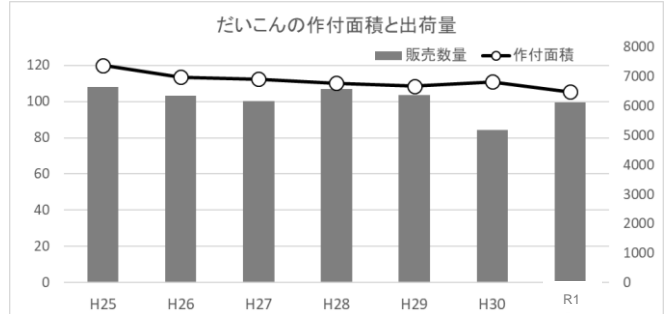
第7章 主要品目別施策

(6)だいこん



現状と課題

- 本県産だいこんの生産量は全国17位（中部9県で3位）となっています。
- 岐阜地域を中心に、秋冬だいこん、春だいこんをはじめ、正月に提供される、祝だいこんや、守口だいこんなど特色のあるだいこんも栽培されています。
- また、郡上地域では、「ひるがの高原だいこん」として、冷涼な気候を利用した夏だいこんが生産されており、平坦地域と合わせ、年間を通じたりレー栽培が行われています。
- 近年では、農業者の高齢化による担い手不足に加え、市街化による農地の減少や、夏期の高温干ばつによる収量減少など産地の縮小が懸念されます。



県農産園芸課調べ

主な取組み

■スマート農業技術導入による省力化推進

- だいこん生産における、耕起、播種、除草、収穫作業など主要作業について、実証ほ場を通じ、スマート農業技術の導入促進を図ります。

■有利販売に向けた有望品種の選定

- 有利販売に向け、高い市場評価を得るため、病害虫に強く、形状に優れた品種の選定・導入を推進します。

■高温干ばつ対策の普及

- 夏期における夏だいこんの高温干ばつ対策として、畑用モニタリング機器を活用した効率的なかん水方法を検討し普及を図ります。



散水車による干ばつ対策

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------|--------|--------|
| だいこん共販出荷量 | 6,111t | 6,120t |

第7章 主要品目別施策

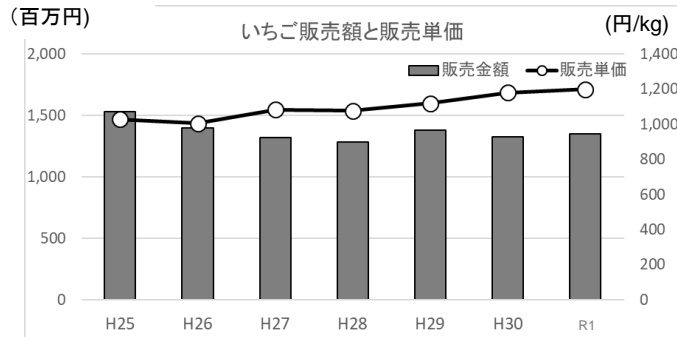
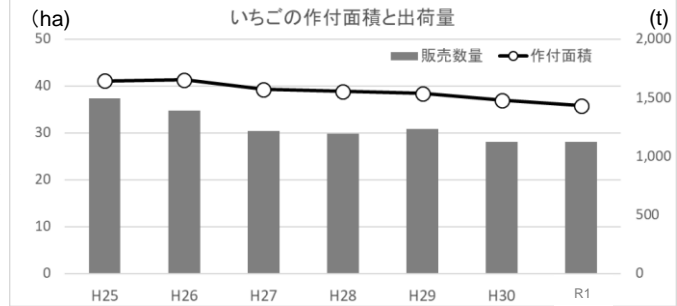
(7)いちご



県育成品種:華かがり

現状と課題

- 本県産いちごの生産量は全国15位（中部9県で3位）となっています。
- 県育成品種の「濃姫」「美濃娘」「華かがり」の栽培が全体の8割を超えています。
- 中でも、平成29年10月に品種登録された「華かがり」は、果実が大きく、形がきれいで、果汁が多く甘い特長があり、本県の新たなブランドとして期待されています。
- 平成20年に「JA全農岐阜いちご新規就農者研修所」が開設され、新規就農者が毎年育成されている一方で、農家の高齢化も進んでおり、生産量も大きく減少しています。
- 高設ベンチ養液栽培システムの導入により省力化を進めています。一方で、いちご農家にとって、果実を選別しパッケージ詰める出荷調製作業は全体作業の約5割を占める重労働となっています。



県農産園芸課調べ

主な取組み

■農作業の分業化促進による生産力強化

- 出荷調製作業を農家の作業から分離し、分業化を進めることで、農家の負担軽減を図るとともに、農業生産に注力できる環境づくりを進めます。

■県育成品種を活用したブランド化

- 農家の経営安定化に向け、県育成品種「華かがり」を筆頭に、「濃姫」、「美濃娘」の特長を生かした生産販売により、本県産いちごのブランド化を進めます。



高設ベンチ養液栽培

■スマート農業技術活用による後進の育成

- 経験の浅い農業者等が熟練者の技術を見て学ぶことができる栽培学習支援システムの構築により、産地における栽培技術の底上げを図ります。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------|--------|--------|
| いちご共販出荷量 | 1,176t | 1,180t |

(8) 柿



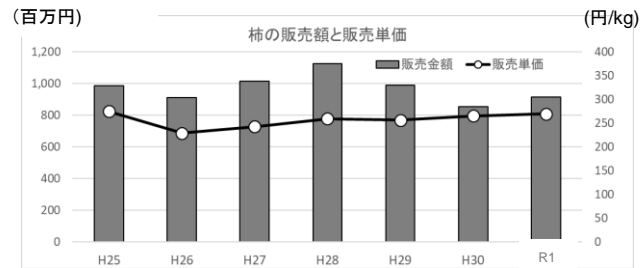
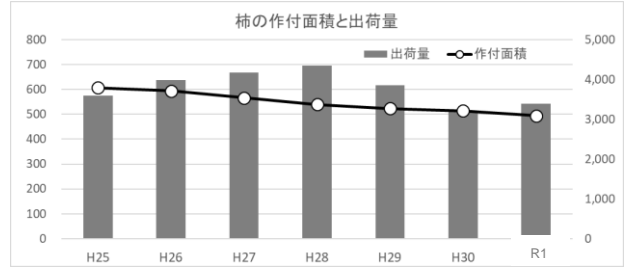
現状と課題

○本県の柿生産量は、全国4位（中部9県で1位）を誇り、全国有数の産地となっています。

○特に「富有柿」は、栽培面積の約7割を占めており、本県産柿の主力品種として、中京方面の市場を中心に京浜方面の市場へも出荷されています。

○晩生品種である「富有柿」は、全国的に広く栽培されていることから、出荷時期となる11月下旬には産地間での競合が激化するため、有利販売する取組みが必要です。

○農家の高齢化や担い手不足により、年々栽培面積が減少しており、産地の縮小が懸念されます。



県農産園芸課調べ

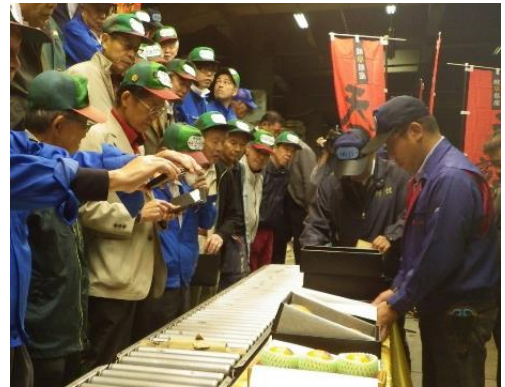
主な取組み

■「富有柿」の産地維持・発展に向けた取組支援

○間伐や摘蕾（てきらい）・摘果（てきか）等、基本技術の徹底により、収穫量確保と大玉・高品質果実生産を進めます。

○早生品種「早秋」、中生品種「太秋」の新植・改植を進め、主力品種である「富有柿」に繋ぐリレー出荷体制の確立を図ります。

○老朽化した柿選果場の再整備を促進し、生産体制を強化します。



天下富舞の初売り

■トップブランドの確立による県産柿の地位向上

○県育成品種「ねおスイート」は、高級ブランド柿「天下富舞」として認知されつつあるため、産地における栽培技術を早急に確立し、市場へ安定供給することでトップブランドに育て、県産柿全体のイメージアップを図ります。

目標指標

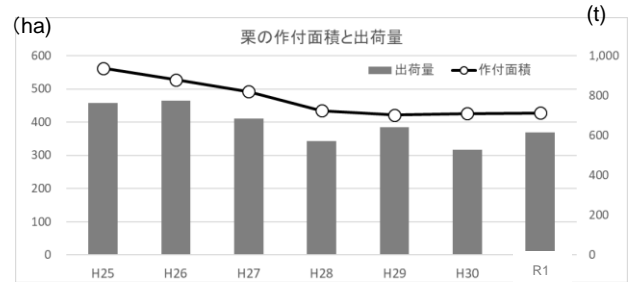
| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------|--------|--------|
| 柿共販出荷量 | 3,385t | 3,400t |

(9) 栗



現状と課題

- 本県産の栗の生産量は全国4位（中部9県で1位）となっています。
- 栗きんとん等和菓子の原料として利用されていますが、九州など温暖な産地との競合が生じています。
- 生産者の高齢化が進んでおり、担い手不足等による放任栗園の増加が懸念されています。



県農産園芸課調べ

主な取組み

■新品種「えな宝来」、「えな宝月」および「ぼろたん」の導入促進

- 県育成品種であり、食感や甘味に優れ、栗きんとん等の加工特性に優れた極早生品種「えな宝来」、早生品種「えな宝月」の導入を促進し、8月下旬から県産栗が供給できる体制を整えます。
- また、渋皮が剥がれやすく焼き栗に向く「ぼろたん」の認知度向上を進めます。



ぼろたんの焼き栗

■優良栗園の維持・拡大に向けた取組促進

- 恵那地域を中心に、省力で、大粒・高品質な栗生産が可能となる低樹高・超低樹高栽培が拡大しており、この剪定技術を県内産地へ拡大します。
- また、剪定技術を有する農業者の育成により、技術を要する剪定作業の受委託を進めます。



超低樹高栽培

■スマート農業技術の導入促進

- ドローンを活用した航空防除や収穫機の導入促進により、防除・収穫作業の省力化を図ります。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-------------|--------|--------|
| 地元菓子業者への供給量 | 164t | 200t |

第7章 主要品目別施策

(10)桃・りんご



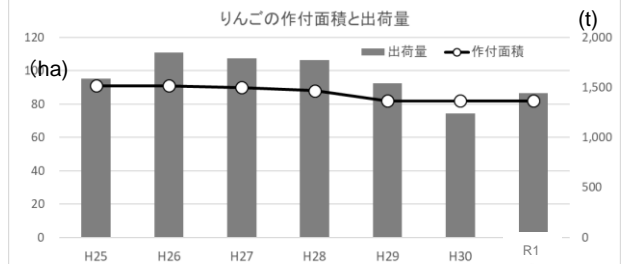
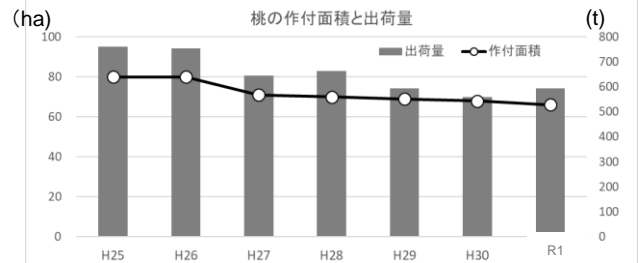
現状と課題

○本県産の桃・りんごの生産量はともに全国10位（中部9県で2位）となっています。

○いずれも、飛騨地域を中心に生産されており、中山間地域における果樹の主力品目となっています。

○桃の優良台木「ひだ国府紅しだれ」をはじめ、県育成品種「飛騨おとめ」の導入が始まっており、高品質果実生産のための技術開発や普及が必要です。

○また、後継者不足や高齢化により、産地縮小が懸念されるため、生産規模の維持・拡大のため省力化技術等の導入が必要です。



県農産園芸課調べ

主な取組み

■新品種「飛騨おとめ」の導入促進

○桃では、県育成品種「飛騨おとめ」や輸出を見据えた晩生品種の導入を進めます。

○りんごでは、「つがる」、「ふじ」に加え、多様な消費者ニーズに対応できるよう補完品種の導入を進めます。

■高品質安定生産技術の確立

○近年の温暖化による気候変動で頻発している病害虫、障害果、樹体凍害及び雪害等への適応技術の開発と導入を進めます。



県育成品種「飛騨おとめ」

■省力化・軽労働化技術の導入促進

○省力化による生産性向上を目指して、桃の1本支柱枝吊り栽培やりんごの密植栽培等新たな技術の導入や、高所作業車、乗用モア等の機械導入を進めます。

目標指標

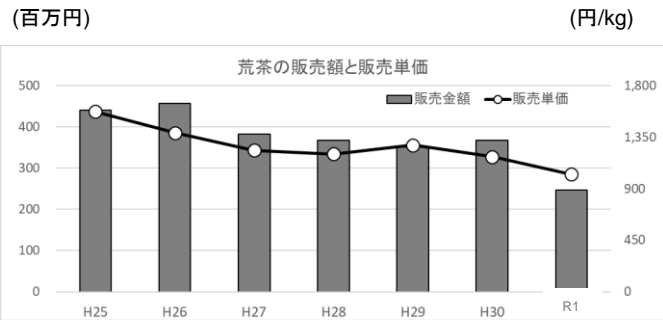
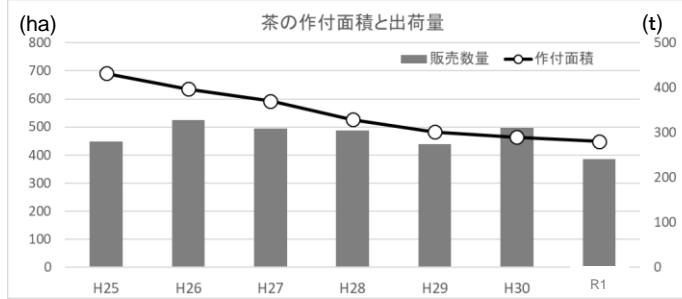
| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|--------|--------|--------|
| 桃出荷量 | 595t | 600t |
| りんご出荷量 | 1,440t | 1,450t |

(11)茶



現状と課題

- 本県の茶生産は西濃地域の「美濃いび茶」、中濃地域の「美濃白川茶」の2銘柄の産地が中心となっています。
- 近年、清涼飲料の緑茶飲料は増加傾向にあるものの、緑茶（リーフ茶）の消費量は落ち込んでいます。
- 農家の高齢化により、機械化が困難な急傾斜地を抱える産地では、荒茶単価の低迷も加わり、急速な産地の縮小が懸念されます。



主な取組み

■優良茶園の台帳整備と次世代への継承

- 乗用摘採機による作業が可能な茶園や将来に向け整備が必要な茶園など、産地の茶園の実態を把握するとともに、作業受委託を促進し、産地の維持を図ります。

■荒茶加工施設の再編

- 老朽化した製茶工場の統合再編を進め、より低コストな荒茶生産を促進します。

■特色あるお茶づくりや輸出促進

- 手揉み茶など伝統的な製法を継承するとともに、紅茶、萎凋（いちょう）茶、発酵茶など、特色あるお茶づくりや、海外に向けた輸出の取組みを進めます。

県農産園芸課調べ



乗用摘採機による摘採



茶摘み体験

目標指標

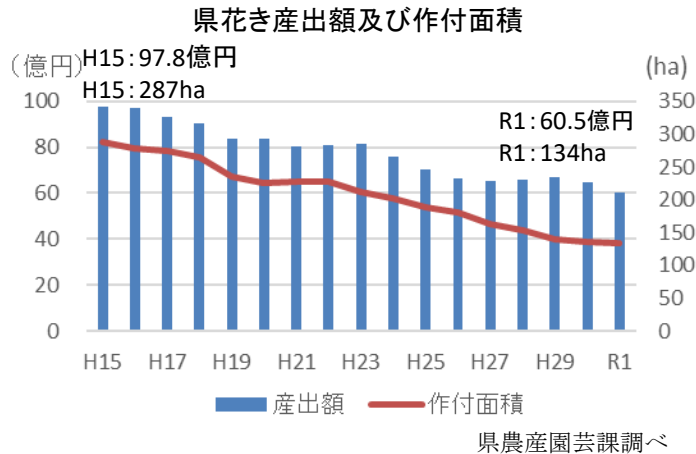
| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------|--------|--------|
| 茶の共販出荷量 | 241t | 240t |

(12)花き



現状と課題

- 人口減少や消費の縮小、生産・流通コストの増加、輸入花きの増加などにより、花きの経営環境は厳しさを増しており、全国及び本県においても花き産出額の減少が続いています。
- 少子高齢化の進展やライフスタイルの変化により全国的に花きの需要が低迷する中、競争力を高めるには、市場性の高い県オリジナルの品種の育成が求められています。
- 近年の異常気象や温暖化への対応が求められており、暑熱対策等、技術開発による安定生産と品質向上が必要です。
- 利益率向上に向けた生産・流通コストの削減や省力化等の生産技術の開発を推進し、経営力の強化が必要です。



主な取組み

■高品質安定生産に向けた花き産業の振興

- 業界のトレンドや市場ニーズに応じたオリジナル品種や耐暑性・耐病性に優れる品種を育成するとともに、育成品種の円滑な産地導入及びブランド化を推進します。
- 鉢花では売れる商品づくり、切り花では低コスト生産技術の導入など、品目の特性に応じた振興を図ります。
- 省力化、高品質化、生産の安定、収益性の向上を図るため、ICTを利用した施設の高度環境制御技術の開発、AIによる出荷予測技術の開発、低コスト細霧冷房による夏季高温対策技術の開発等に取り組めます。



県育成品種「フェアリームーン」
(フランネルフラワー)

目標指標

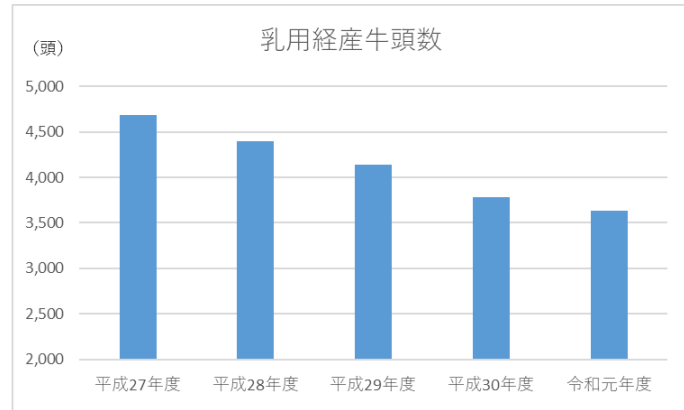
| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------------------|--------|--------|
| 県が新たに育成した花き種苗登録(出願)数 | — | 累計7品種 |

(13)酪農



現状と課題

- 本県の酪農は、生乳生産量が年々減少しており、県内で消費される飲用牛乳のうち約半分は県外の生乳（主に北海道）に頼っています。
- 本県において生乳生産量を確保するには、1戸当たりの生乳生産量を増やす必要があります。このため、個別の酪農家の施設・機械等を新たに整備し、増頭する体制を構築するとともに、乳用後継牛の効率的な生産及び飼養管理の効率化を図ることで、農家の経営改善を推進する必要があります。



農林水産省「畜産統計調査」

主な取組み

■生乳の生産基盤強化

- 生乳の生産基盤強化に向け、機械導入・施設整備に対する支援や牛舎の空きスペースを活用した増頭を支援します。

■高能力乳用後継牛の効率的な生産支援

- 性別別技術を活用することで、効率的な高能力乳用後継牛の生産を推進します。
- 東濃牧場を活用し、乳用後継牛を確保することで、計画的な搾乳牛の更新を推進します。

■農家の経営改善支援

- 酪農経営の改善を支援するため、労働負担の軽減につながるICT技術の活用や、牛群検定への加入を推進します。

■新たな担い手の育成

- 酪農経営の後継者などの担い手や雇用就農希望者に対し、畜産研究所酪農研究部と東濃牧場において、酪農業に必要な知識・技術の習得を支援します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------|--------|--------|
| 乳用経産牛頭数 | 3,630頭 | 3,530頭 |

第7章 主要品目別施策

(14) 飛騨牛



現状と課題

- 飛騨牛が県の統一ブランドとなって以来、30年以上が経過し、全国的なブランド牛肉となっています。
- 一方、飛騨牛生産者の高齢化や担い手不足等により、繁殖雌牛及び肥育素牛の頭数が減少し、飛騨牛の認定頭数が減少傾向です。
- このため、後継者の育成を図り、安定的に子牛を生産・供給する体制整備など、生産基盤強化への支援が必要です。

主な取組み

■新たな担い手の育成

- 「飛騨牛繁殖研修センター」において、岐阜大学、JA全農岐阜等と協働で、生産基盤を担う次世代の生産農家の育成のための研修を実施します。

■新規就農者・増頭意欲のある農家への支援

- 研修修了生などの就農希望者に対しては、初期投資軽減のためのアパート牛舎や施設整備等の支援、就農後の技術指導や経営分析等のフォローアップを実施します。
- 増頭意欲のある農家に対して、施設整備や繁殖雌牛の導入を支援します。

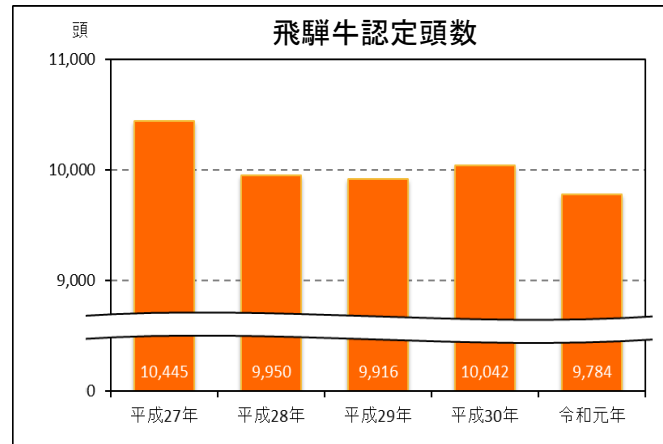
- 農場の経営実態に応じた対策を個別に指導・改善することで、ウイルス感染症など各種疾病を抑制し、生産性を上げる取組みを推進します。

■種雄牛造成と優良な雌牛保留の推進

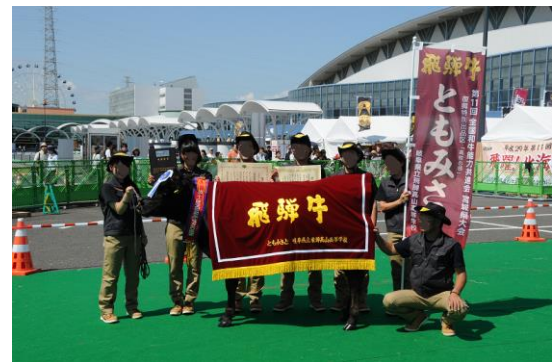
- 「安福」に代表される優れた能力を引き継ぐ後継種雄牛を造成するため、遺伝子（ゲノム）を用いた優良な系統の選抜を行い、高能力牛の選抜を実施します。
また、飛騨牛の質・量の充実を図るため、高能力な雌牛の保留・導入を推進します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|---------|--------|---------|
| 飛騨牛認定頭数 | 9,784頭 | 10,500頭 |



飛騨牛銘柄推進協議会調べ



第11回全宮城県大会で高校の部初代日本一に輝いた飛騨高山高校のメンバーと出品牛

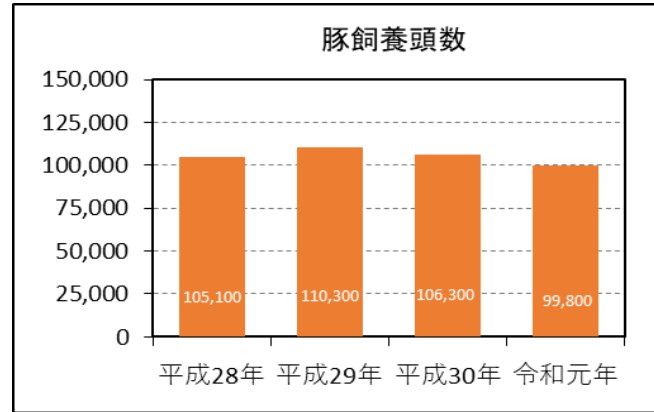
第7章 主要品目別施策

(15) 養豚



現状と課題

- 本県では、平成30年9月に豚熱が発生し、県全体で6割もの豚を失うなど、養豚業が大打撃を受けました。
- また、飼料価格の高止まりや家畜疾病対策の強化、T P Pの動向等、養豚経営を取り巻く状況が厳しさを増しています。打撃を受けた県内養豚業のいち早い回復と維持・発展には、飼養管理技術の向上や施設整備への支援、種豚の安定供給などの支援が必要です。



農林水産省「畜産統計調査」

主な取組み

■経営指導や施設整備の支援

- 畜産協会等と連携し、個別相談等による飼養管理技術の指導や経営分析を行い、経営技術の向上を支援します。
- 規模拡大等意欲ある農家に対しては、施設等整備を支援します。

■価格安定制度への加入促進

- 豚肉価格の下落の際に肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、価格安定制度への加入を促進します。

■地産地消の推進

- 輸入品や国内他産地との競争に打ち勝つため、量販店や精肉店と連携し県産豚肉のP Rや地産地消運動を推進します。

■種豚集団の再造成

- 競争力のある豚肉生産を推進するため、育種改良により霜降り能力が高く病気に強い種豚「ポーノブラウン」の再造成に取り組みます。



種豚「ポーノブラウン」

目標指標

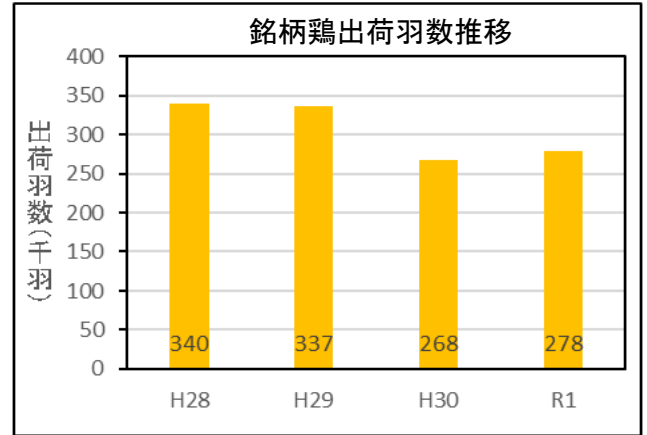
| 指標名 | 現状(R1.9月末) | 目標(R7) |
|-------|------------|----------|
| 豚飼養頭数 | 51,000頭 | 116,000頭 |

(16) 養鶏



現状と課題

- 本県の養鶏業は生産コストに占める飼料費の割合が高いことから、近年の飼料価格の高止まりにより、厳しい状況が続いています。
- このため、付加価値の高い銘柄鶏及び鶏卵の販路拡大や家畜防疫体制の維持及び畜舎整備のための取組みに対する支援が必要です。



県畜産振興課調べ

主な取組み

■奥美濃古地鶏の育種改良

- 畜産研究所において、天然記念物に指定されている「岐阜地鶏」を基に開発した奥美濃古地鶏の育種改良に係る研究を実施します。

■県産畜産物の販売推進

- 県内生産者団体が行う県産畜産物のPR、消費拡大活動を支援します。

■価格安定制度への加入促進

- 鶏卵価格の下落の際に、採卵農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、価格安定制度への加入を促進します。



奥美濃古地鶏の卵

■生産基盤の整備等

- 規模拡大等意欲ある農家に対し、施設等整備を支援します。高病原性鳥インフルエンザの侵入防止のため、消毒等の疾病対策指導を実施します。

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|----------|----------|----------|
| 銘柄鶏の出荷羽数 | 278,000羽 | 284,000羽 |

第7章 主要品目別施策

(17)養蜂

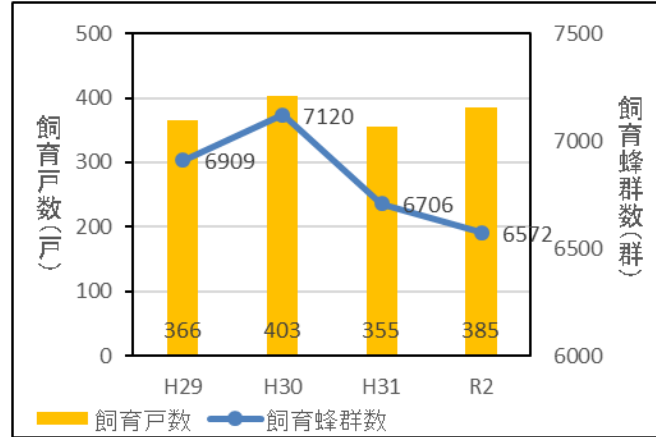


現状と課題

○養蜂業に欠かすことの出来ない蜜源植物は、年々減少しており、年間を通じた採蜜と、安定した採蜜量を確保するには、様々な種類の植物の植栽を行う必要があります。

○農薬や蜂病等によるものと思われるみつばちへの被害が県内でも発生しているため、被害防止のための取組みを行い、安定した経営を可能にする必要があります。

飼育戸数および飼育蜂群数



県畜産振興課調べ

主な取組み

■蜜源植物確保への支援

○岐阜県養蜂組合連合会が実施する蜜源レンゲ増殖事業及び蜜源樹木増殖事業に対して支援します。

■採蜜技術向上対策への支援

○岐阜県養蜂組合連合会が実施する岐阜県はちみつ共進会や、はちみつ生産技術向上のための技術講習会の開催を支援します。

■危害防止対策の実施

○農薬や蜂病等によるみつばちへの被害を回避及び防止するため、関係機関の連携を密にし情報共有に努めるとともに、養蜂家に対して情報提供を実施します。



美濃飛驒はちみつ

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------|--------|--------|
| 蜜源樹木の植樹面積 | 10ha | 累計50ha |

第7章 主要品目別施策

(18)自給飼料

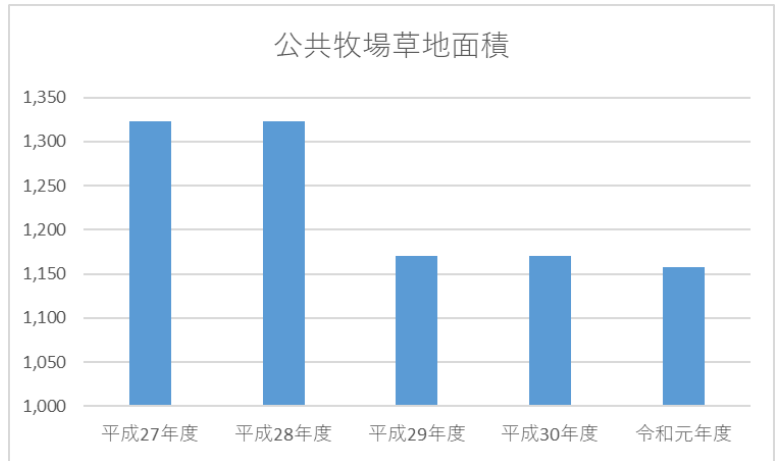


現状と課題

○本県における飼料作物の生産状況は、作付面積が年々減少しており、県内で消費される飼料のほとんどは輸入や県外産に頼っている状況です。

一般的な畜産経営コストに占める飼料費の割合が3～6割と高い中で、輸入飼料価格の高止まりによりさらに畜産経営を圧迫しています。

○輸入飼料価格に左右されない自給飼料基盤に立脚した経営体を育成するため、公共牧場等の再整備や自給飼料増産による飼料自給率の向上が課題となっています。



県畜産振興課調べ

主な取組み

■自給飼料生産基盤の強化

○公共牧場や畜産農家における採草・放牧地の造成や再整備を支援し、自給飼料生産基盤の維持・拡大を推進します。

■自給飼料生産・利用拡大の推進

○水田等を活用した飼料用米・稲WC Sなどの自給飼料生産の拡大を図るため、収穫調製用の施設整備や機械導入を支援するとともに、飼料作物優良品種を普及します。

■飼料生産技術の高度化と普及

○飼料生産技術の高度化による生産量の拡大を図るため、飼料や土壌分析データ等を活用した肥培管理や収穫調製技術を普及します。

目標指標

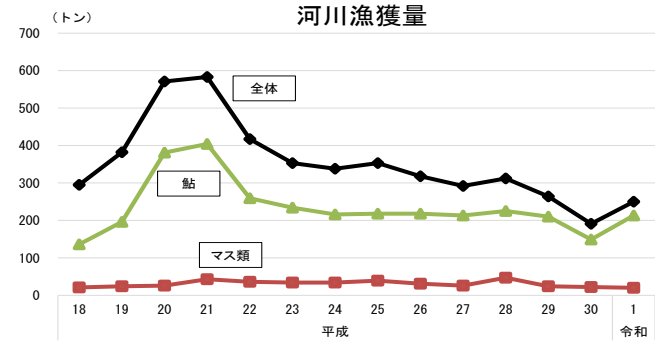
| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------|---------|---------|
| 公共牧場の草地面積 | 1,158ha | 1,158ha |

(19) 淡水魚

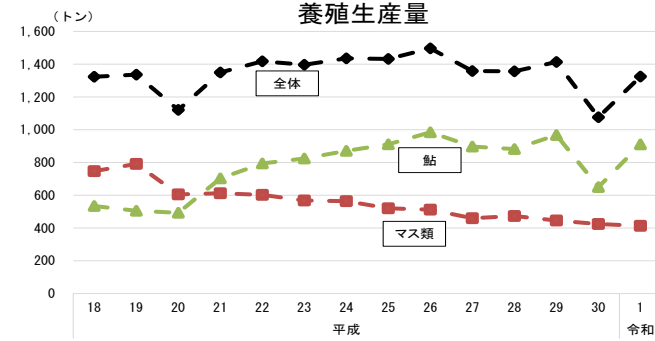


現状と課題

- 本県の水産業は、木曾三川をはじめ河川を漁場とした河川漁業と、山間地における谷水を利用した養殖業から成り立っています。
- 河川漁業の漁獲量は減少傾向にあり、効果的な放流方法への転換等により、淡水魚の漁獲量と遊漁者の増加を図ることが必要です。
- 養殖生産量については、鮎は20年あまりで約4倍（R1：910トン）となっていますが、マス類が一貫して減少しており、全体では、近年横ばいとなっています。このため、刺身など生食の需要が伸びている大型マスの生産の推進を通じて、養殖生産量の増加を図ることが必要です。



農林水産省「漁業・養殖業生産統計」 ※令和元年は速報値



農林水産省「漁業・養殖業生産統計」 ※令和元年は速報値

主な取組み

■河川漁業

○鮎資源の増殖の推進のほか、サツキマスの増殖、溪流魚の親魚放流や発眼卵放流など効果の高い放流技術の普及や外来種の駆除、漁業協同組合が行う環境に応じた適切な漁場管理を支援します。

■養殖業

○養殖衛生管理技術の普及、疾病のまん延防止等の防疫対策を推進するとともに、肉質が良く食材として有望な大型マス、チョウザメの生産技術等の普及を推進します。また、養魚技術の省力化や平準化に向けたスマート技術の導入を支援します。



鮎



アマゴ



イワナ



産卵場造成活動

目標指標

| 指標名 | 現状(R1) | 目標(R7) |
|-----------|--------|--------|
| 養殖生産量(全体) | 1,324t | 1,500t |

第8章 計画実現に向けての推進体制

本計画の推進にあたっては、農業者はもとより広く一般県民や企業、関係団体や行政が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた積極的な取組みが重要です。

1 農業者の役割

農業が、県民の食料確保、県土の環境保全に貢献していることを自覚し、本県を支える重要な産業に従事していることに誇りを持ち、農業者自らが創意と工夫によって、将来を見通しながら、計画的に農業経営を展開することが求められています。

2 関係団体の役割

○農業協同組合

農業協同組合は、農産物の共同販売、生産資材の共同購入、共同利用施設の整備、営農指導、担い手の育成、農地集積の円滑化など農業者の経営向上や地域農業の振興をはじめ、ガソリンスタンドや生活用品の販売など農村地域のインフラ整備、高齢者支援などのコミュニティ活動といった幅広い役割を果たしています。

今後、更なる農業者の所得向上に向けて、トータルコストを低減させ、生産物を高く販売する仕組みを構築するとともに、営農事業に注力できる体制づくりが求められています。また、農業者をはじめ農村地域の住民の生活環境の維持に、引き続き、貢献することが期待されています。

○農業委員会

農業委員会は、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法等に基づき、優良農地の確保、担い手の育成確保などの役割を果たしています。

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法により、「農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）」の推進が農業委員会の必須業務として位置づけられ、農業委員会に農業委員に加え農地利用最適化推進委員が設置され、より一層の活動強化が求められることになりました。

さらに、令和元年11月1日に施行された改正農地中間管理事業法により、農業委員会の業務として「農業者の意向把握」と「地域の話し合いへの参加」が明確化され、農地中間管理機構との連携を一層強化した農地の利用集積・集約化の活動等が求められています。

○農業共済組合

農業共済組合は、農業保険法に基づき、農業者が災害その他の事故により受けた損失を補填する農業共済や災害、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する収入保険の普及により、農業経営の安定を図っています。

農業経営リスクに備えるため、農業共済組合、行政、関係団体が連携して、農業者の農業保険への加入を促進する必要があります。

○漁業協同組合等漁業者

漁業協同組合等漁業者は、水産物の供給、稚魚放流や産卵場造成、カワウの駆除など水産資源の増殖や維持管理、漁業者や遊漁者の育成・確保などの役割を果たしています。岐阜県魚苗センターには、資源増殖に重要な放流稚鮎の安定供給を果たす役割があります。

また、世界農業遺産「清流長良川の鮎」を継承するため、漁業者の立場から、人の生活、水環境、漁業資源が相互に関連した里川のシステムを保全し、活用することが求められています。

○一般社団法人岐阜県畜産協会

(一社) 岐阜県畜産協会は、畜産関係団体の指導・連携を図りながら畜産経営の安定向上に必要な支援指導、家畜の健康保持に関する技術指導など民間畜産指導体制の中核として役割を果たしています。

今後、担い手不足や家畜伝染病に対する備え、輸入農畜産物等との競合などに的確に対応するため、畜産関係団体の中心となって、新規就農者や経営感覚に優れた担い手の育成、農場の飼養衛生管理の向上、安全・安心で、高品質な県産畜産物の安定供給と消費拡大に取り組むことが求められています。

○一般社団法人岐阜県農畜産公社

(一社) 岐阜県農畜産公社は、新規就農者の育成・確保支援、農福連携の推進、農地の集積・集約化、優良な乳用牛及び肉用牛の育成、畜産生産基盤の整備などを通じ、本県農業の健全な発展に寄与しています。

公社内に設置された、ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター」では就農相談から経営の安定・発展までの一貫した支援や、農福連携にかかる普及啓発、人材育成、農業者と福祉関係者とのマッチングの推進を進めるとともに、「農地中間管理機構」では担い手への農地の集積・集約化を加速化することが求められています。また、優良な乳用初妊牛及び和牛子牛等の県内農家への供給を通じ、県内畜産農家の経営の安定化に取り組むことが求められています。

また、同公社には、「ぎふ清流 GAP 評価制度」の農場評価と GAP 指導員の育成を行う「ぎふ清流 GAP 推進センター」が設置されており、「ぎふ清流 GAP 評価制度」をはじめとしたGAPの実践と普及が期待されています。

○岐阜県土地改良事業団体連合会

岐阜県土地改良事業団体連合会は、土地改良区などを会員とする土地改良法によって定められた公法人で、土地改良事業の適切な実施や土地改良区などの効率的な運営のため、技術的援助や情報提供などを行っています。

連合会には、農業水利施設の機能診断や劣化状況分析の結果などを蓄積、共有する「ストックマネジメントセンター」やため池所有者・管理者に対する適正な監視・管理技術の指導などを行う「ため池保全管理サポートセンター」が設置されています。

ストックマネジメントセンターには、施設管理者、行政などの関係機関と一体となって、施設を長寿命化しライフサイクルコストの低減を図る「ストックマネジメント」を推進することが求められています。

また、ため池保全管理サポートセンターには、ため池所有者などの高齢化などに伴う管理体制の弱体化が懸念されているなか、同センターの事業を通じて、特定農業用ため池の適切な管理及び保全を促進することが求められています。

○土地改良区

土地改良区は、日常的な用水の管理やほ場整備などの農業農村整備事業の推進、用排水路・農道・ため池等の土地改良施設の維持管理などの役割を果たしていますが、組合員の減少・高齢化などに伴う管理体制の弱体化により、適正な維持管理が困難になることが懸念されます。

このため、戦略的な保全管理を推進するとともに、地域住民と連携し土地改良区の運営基盤を強化することが求められています。

3 県民の役割

県民には、農業が県民の生命と健康を守り、豊かな暮らしを支えていること、農業・農村が有する多面的機能について理解を深めていただくとともに、県民一人一人が、地産地消や食育、農村との交流に積極的に取り組んでいただくことが求められています。

こうした取り組みが県民運動となって県全体に広がることで、食料自給率の向上や県内農業・農村の維持につながることから、特に、運動の推進に大きな力を持つ消費者団体やNPOなどが中心的となって活動を展開することが期待されています。

4 関係産業等の役割

○製造業者、外食業者等

製造業者、外食業者等には、県産農畜水産物について理解を深めつつ積極的に活用してもらうとともに、その特長を活かした加工品の製造販売や飲食物の提供を通じて、県産農畜水産物やその生産の背景等の魅力を消費者に伝えることが求められています。

○流通業者

小売店や商社・卸売業者等の流通業者には、県産農畜水産物の積極的な取扱や販売を通じて、県産農畜水産物やその生産の背景等の魅力を消費者に伝えるとともに、消費者の声を農業生産現場にフィードバックすることが求められています。

特に、県内の小売店や農産物直売所等においては、消費者に対する県産農畜水産物のPR・販

売促進活動等による地産地消県民運動の積極的な展開が期待されています。

また、県外の小売店や商社・卸売業者等においては、県産農畜水産物の仕向け先に対応した総合的なプロモーションによる大都市圏や海外への「ぎふブランド」の発信が期待されています。

○農泊実践地域をはじめとする観光業等

近年、若年層の田園回帰の動きや地方への移住定住、二地域居住など、日常を離れ、豊かな自然に触れ合える農村地域へのニーズが高まっています。

今後、農村の豊かな地域資源を活用した農林漁業体験、自然体験の提供や農村地域ならではの宿泊・体験・食事と組み合わせた農泊やワーケーションの推進など魅力ある観光コンテンツの開発などが期待されています。

○大学等教育・研究機関

大学等は、農業に携わる人材育成や、農業や食品に関する産官学共同研究を推進するとともに、大学が実施する農村における体験教育、研修、インターンシップなどにより農業・農村との連携を深めることが期待されています。

5 市町村の役割

市町村は、地域の農業振興や農村の活性化に直接かかわる、農業者に最も身近な行政機関として、地域で主導的な役割を發揮し、地域の農業・農村政策の推進にあたることを期待されています。特に、「人・農地プラン」の策定や見直しを通じて、地域の農業の方向性を明らかにするとともに、認定農業者、認定新規就農者など担い手の育成、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積の推進、計画的な土地利用による優良農地の確保、鳥獣被害対策の強化などが求められています。

6 県の役割

県は、本計画の実現に向けて、市町村や関係団体、県民と相互に連携・協働しながら、本県の特性と実情に即した施策を講じるとともに、その効果を検証し、次の新たな施策を検討していきます。特に、第6章の1（1）で5圏域別の目標値を設定した目標指標については、農林事務所が主体となり、市町村等と連携して、その目標達成に取り組めます。

また、あらゆる機会をとらえて県民に情報を提供するとともに、県民の皆さんから御意見を広くお聞きし、その意見を参考に中間年の見直しを図る等、農政の推進方向を明らかにします。

試験研究機関においては、農業の現場で直面する課題に的確に対応した研究開発を、関係機関と密接に連携して推進します。

普及組織においては、普及指導員が直接農業者と接し、県が開発した高度な生産技術などを農業現場に普及させるとともに、地域ブランドの輸出などの流通・販売、農業経営に関する支援を行い、地域農業・農村の活性化を図ります。

■基本方針ごとの重点施策 目標指標一覧

(●は主な目標指標 ※主な目標指標については、単年度目標値も併記)

| | 指標 | 現状値 (R1) | 目標値 (R7) | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|-------------|-------------------------------|-------|-------|----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--|--|
| (1) ぎふ農業・農村を支える人材育成 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 新規認定農業者数 | 105 人 | 累計 600 人 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | ●担い手育成数(類別) | 473人・経営体 | 累計 2,200人・経営体 | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年度</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>440</td> <td>880</td> <td>1,320</td> <td>1,760</td> <td>2,200</td> </tr> </table> | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 目標値 | 440 | 880 | 1,320 | 1,760 | 2,200 | | |
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 440 | 880 | 1,320 | 1,760 | 2,200 | | | | | | | | | | |
| | ・新規就農者(人) | 93 | 累計 500 | | | | | | | | | | | | |
| | ・雇用就農者(人) | 187 | 累計 800 | | | | | | | | | | | | |
| | ・定年帰農者(人) | 153 | 累計 750 | | | | | | | | | | | | |
| | ・農業参入法人(法人) | 16 | 累計 75 | | | | | | | | | | | | |
| | ・集落営農(組織・人) | 24 | 累計 75 | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | 農業者と福祉事業所のマッチング数 | 38 件(R2) | 累計 138 件 | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | 農福連携に取り組む主体数 | 129 事業者(R2) | 累計 205 事業者 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | スマート農業技術導入経営体数 | 238 経営体 | 累計 1,000 経営体 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 担い手育成数のうち集落営農【再掲】 | 24組織・人 | 累計 75組織・人 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 農地維持活動に集落で取り組む協定面積 | 28,918ha | 28,900ha | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 多面的機能啓発活動実施回数 | 76 回 | 累計 350 回 | | | | | | | | | | | | |
| (2) 安心して身近な「ぎふの食」づくり | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | ●地産地消率 | 48%(R3) | 52% | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年度</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>51</td> <td>52</td> </tr> </table> | 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | 目標値 | 49 | 50 | 51 | 52 | | | | |
| 年度 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 49 | 50 | 51 | 52 | | | | | | | | | | | |
| 8 | 学校給食における地場産物の使用割合(金額ベース) | 62%(R3) | 66% | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 6次産業化認定事業者数 | 93 事業者 | 累計 111 事業者 | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | EC(電子商取引)等導入経営体数 | 149 経営体(R3) | 累計 230 経営体 ※累計 250 経営体(R8) | | | | | | | | | | | | |
| 10 | ●ぎふ清流 GAP 実践率 | — | 35% | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>年度</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>35</td> </tr> </table> | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 目標値 | 5 | 10 | 15 | 25 | 35 | | |
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 5 | 10 | 15 | 25 | 35 | | | | | | | | | | |
| 11 | ぎふ清流 GAP 消費者認知度 | — | 25% | | | | | | | | | | | | |
| 12 | HACCP 方式に取り組む畜産経営体数 | 31 経営体 | 累計 55 経営体 | | | | | | | | | | | | |
| 13 | 水稲作付面積 | 2.5 万 ha | 2.5 万 ha | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 豚の飼養頭数 | 51,000 頭 | 116,000 頭 | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 養豚農場における飼養衛生管理基準の遵守状況 | 100% | 100% | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 基盤整備実施地区の担い手への農地集積率 | 57% | 70% | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 基幹的農業用水路の健全度割合 | — | 90% | | | | | | | | | | | | |

| 新設 | 米粉用米・加工用米作付面積 | 664ha (R3) | 1,260ha | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|---|---------------------------|-----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 新設 | WCS用稲作付面積 | 208ha (R3) | 300ha | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 地方卸売市場におけるBCP策定 | 1 市場 | 累計 9 市場 | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | 有機農業の取組面積 | 97ha (R2) | 107ha ※190ha (R12) | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | 有機農業指導員育成数 | 10 人 (R3) | 累計 30 人 ※累計 50 人 (R12) | | | | | | | | | | | | |
| (3) ぎふ農畜水産物のブランド展開 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | ●飛騨牛の輸出量 | 51.7t | 100t | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>60</td> <td>70</td> <td>80</td> <td>90</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 目標値 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 |
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | | | | | | | | | | |
| 20 | 鮎の輸出量 | 1.3t | 10t | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 柿の輸出量 | 51.9t | 100t | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 大都市圏における飛騨牛取扱店の認定数 | — | 累計 80 店舗 | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 飛騨牛認定頭数 | 9,784 頭 | 10,500 頭 | | | | | | | | | | | | |
| 24 | ボーンブラウン造成頭数 | 0 頭 | 累計 12 頭 | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 夏ほうれんそうの共販出荷量 | 6,321t | 6,350t | | | | | | | | | | | | |
| 26 | いちごの共販出荷量 | 1,176t | 1,180t | | | | | | | | | | | | |
| 27 | コンソーシアムにおける連携開発事例 | — | 累計 20 事例 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 漁業者による鮎漁獲量 | 213t | 350t | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 県が新たに育成した農産物品種登録(出願)数 | — | 累計 10 | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 新たな実用技術(実用段階)課題数 | — | 累計 100 | | | | | | | | | | | | |
| (4) 地域資源を活かした農村づくり | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | 浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合 | — | 100% | | | | | | | | | | | | |
| 32 | ●地域防災力の向上に取り組むため池数 | — | 累計 270 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td>26</td> <td>87</td> <td>148</td> <td>209</td> <td>270</td> </tr> </tbody> </table> | | 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | 目標値 | 26 | 87 | 148 | 209 | 270 |
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | | | | | | | | | | |
| 目標値 | 26 | 87 | 148 | 209 | 270 | | | | | | | | | | |
| 33 | 遊休農地面積 | 716ha | 716ha | | | | | | | | | | | | |
| 34 | 中山間地域の生産基盤の整備面積 | — | 累計 1,500ha | | | | | | | | | | | | |
| 35 | 鳥獣による農作物被害額 | 2.0 億円 | 1.0 億円 | | | | | | | | | | | | |
| 36 | 農振農用地面積 | 43.8 千 ha | 43.8 千 ha | | | | | | | | | | | | |
| 37 | 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認知度 | 45.6% | 100% | | | | | | | | | | | | |
| 新設 | 長良川の鮎資源量 | 441 万尾 (R4) | 500 万尾 ※1,000 万尾 (R13) | | | | | | | | | | | | |
| 38 | 活動計画認定棚田数 | 0 箇所 | 累計 50 箇所 | | | | | | | | | | | | |
| 39 | 農林漁業体験者数 | 214 千人 | 300 千人 | | | | | | | | | | | | |
| 40 | ぎふの田舎応援隊登録数 | 289 人 | 累計 1,000 人 | | | | | | | | | | | | |
| 41 | ぎふジビエ販売量 | 22t | 75t | | | | | | | | | | | | |

※各施策に係る個別計画の目標値

1 農政部所管の各種計画(指針・計画・プラン等)

ぎふ農業・農村基本計画で示した各種方針のほか、各耕種別の生産振興や農地の有効利用に関する推進方針などについては、下記に示す各計画等において取りまとめています。

| 名称 | 内容等 | 所管課 |
|-----------------------------|---|-------|
| 岐阜県スマート農業推進計画 | 本県農業の特徴を踏まえた営農類型ごとのスマート農業技術や導入効果を示すとともに、県が重点的に取り組む施策を示した計画 | 農政課 |
| 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 | 農業経営の強化の促進に関する基本的な方向、農業経営に関する基本的指標や農業を担う者の確保と育成を図るための体制整備を示した方針 | 農業経営課 |
| 岐阜県農地中間管理事業の推進に関する基本方針 | 担い手が利用する農用地の面積及び集積率の目標や目標達成に向けた取組方法を示す方針 | 農業経営課 |
| 協同農業普及事業の実施に関する方針 | 普及事業を効率的・効果的に実施するために、普及指導活動の課題や普及指導員の配置、資質の向上等に関する基本的な考え方を示した方針 | 農業経営課 |
| ぎふ農業・農村男女共同参画プラン | 一人ひとりの農業者が個性と能力を發揮し、男女が共に、多様性に富んだ活力ある農業を築くため、農業分野における男女共同参画推進の方針を示したプラン | 農業経営課 |
| ぎふ農福連携アクションプラン | 農福連携の推進をオール県庁で取り組み、部局横断的かつ計画的に推進するため、推進施策と指標を示したプラン | 農業経営課 |
| 清流の国ぎふ花き振興計画 | 「花きの振興に関する条例」の理念を具現化するため、本県の花き振興に向け推進すべき施策を示した計画 | 農産園芸課 |
| 岐阜県有機農業推進計画 | 有機農業を推進するための基本的な方向や施策に関する計画 | 農産園芸課 |
| 岐阜県果樹農業振興計画 | 果樹農業の振興に関する方針、栽培面積その他果樹の生産目標等を示した計画 | 農産園芸課 |
| 生産出荷近代化計画 | 野菜指定産地ごとの当該野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画 | 農産園芸課 |
| 岐阜県茶業及び茶の文化の振興に関する計画 | 本県の花き振興に関する基本的な方向及び栽培面積や生産目標等を示した計画 | 農産園芸課 |
| 岐阜県水田フル活用ビジョン | 地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、県段階・地域段階における水田活用の方向性に関する計画 | 農産園芸課 |
| 岐阜県種子生産計画 | 「岐阜県主要農作物種子条例」に基づき、県が奨励する米・麦・大豆の品種の優良な種子の生産に関する計画 | 農産園芸課 |
| 鳥獣被害・ジビエ長期戦略 | 鳥獣害対策と安全で美味しい「ジビエの安定供給」の実現に向けた戦略 | 農村振興課 |
| 岐阜県棚田地域振興計画 | 県民の貴重な財産である棚田を核とした棚田地域の振興を図るため、棚田地域振興法に基づき、県が全体として取り組むべき施策を示した計画 | 農村振興課 |
| 岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画 | 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針、生乳の生産数量目標や乳牛、肉用牛の飼養頭数目標等を示した計画 | 畜産振興課 |
| 岐阜県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画 | 家畜排せつ物の利用の目標、処理高度施設の整備に関する目標等を示した計画 | 畜産振興課 |

| 名称 | 内容等 | 所管課 |
|----------------------------------|---|---------|
| 岐阜県家畜改良増殖計画 | 国の家畜改良増殖目標に即した県における改良増殖に関する計画 | 畜産振興課 |
| 岐阜県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画書 | 適切な獣医療を提供する体制の整備を図るための計画 | 家畜防疫対策課 |
| 飼養衛生管理指導等計画 | 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する計画 | 家畜防疫対策課 |
| 農業振興地域整備基本方針 | 農業振興地域の指定の基準等に関し定めた方針 | 農村振興課 |
| 岐阜県農村地域工業等導入基本計画 | 農村地域への工業等導入の促進、農業と工業等との均衡ある発展等に関する計画 | 農村振興課 |
| 市民農園の整備に関する基本計画 | 市民農園の整備の基本的な方向等を示した計画 | 農村振興課 |
| 岐阜県農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する基本方針 | 農村滞在型余暇活動に資するための、農業・農村の機能整備に関する基本的な事項等を示した方針 | 農村振興課 |
| 岐阜県水産業振興計画 | 水産資源の回復に関する施策及び漁場環境の再生に関する施策を示した計画 | 里川振興課 |
| 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 | 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための計画 | 農地整備課 |

2 用語解説

省略

| 用語 | 解説 |
|-------------------|---|
| AI | Artificial Intelligenceの略で、人工知能を意味する。コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能のはたらきを人工的に実現するための技術。 |
| EC | Electronic Commerce(電子商取引)の略。コンピュータネットワーク上での電子的な情報通信によって商品やサービスを売買したり分配したりすること。「イートレード」とも言い、消費者側からは「ネットショッピング」「ネット通販」とも呼ばれている。 |
| ICT | Information Communication Technologyの略で、情報通信技術を意味する。クラウド型生産管理システムなど、インターネットを利用して情報を共有する技術などがある。 |
| IoT | Internet of Thingsの略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、多種多様な「モノ」がインターネットに接続され相互に通信すること。 |
| GAP (農業生産工程管理) | Good Agricultural Practiceの略。食品安全(農薬、肥料、食中毒菌、重金属類、異物混入など)などに関する関係法令等に基づき定められる各生産工程毎の点検項目に沿って農作業を行い、記録、点検及び評価、改善を行うことで、適正な農業を实践する生産管理手法。GAPに取り組むことで、 <u>食品の安全や、自然環境の保全等に配慮し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献している。</u> |
| GNSS基地局 | GNSSは、Global Navigation Satellite System(全球測位衛星システム)の略で、GPS、GLONASS、Galileo、準天頂衛星(QZSS)等の衛星測位システムの総称。 GNSS基地局は、GNSS衛星から受信する位置情報の精度を高めるための誤差補正情報を配信する基地局。高精度な位置情報を活用することで、スマート農業機械を数センチ単位の精度で操作することができる。 |
| HACCP | Hazard Analysis Critical Control Pointの略。原料の入荷から製造・出荷までの全ての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決することにより、不良製品の出荷を未然に防ぐシステム。 |
| SDGs | SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。 持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。 17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残されない(no one will be left behind)」ことを誓っている。 SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、本県としても積極的に取り組んでおり、本計画においても、第6章の1の重点施策ごとに合致する目標(マーク)を位置付け。 ※SDGsの17の持続可能な開発目標は「次ページ」を参照 |
| TPP11 | 「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」の通称で、2018年12月30日に発効。日本を除く10カ国で99%の関税撤廃が約束されており、物品貿易でのメリットが期待される。加盟国は、日本のほか、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナム。 |
| WCS | Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)の略。稲の子実が完熟する前に子実と茎葉を同時に収穫し、それを丸めてビニールシートで密閉し、乳酸発酵させた家畜用の粗飼料のこと。 |

(参考) 17の持続可能な開発目標 (SDGs)




| | |
|-------------------------|---|
| 目標 1 貧困をなくそう | あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。 |
| 目標 2 飢餓をゼロに | 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。 |
| 目標 3 すべての人に健康と福祉を | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。 |
| 目標 4 質の高い教育をみんなに | すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。 |
| 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう | ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。 |
| 目標 6 安全な水とトイレを世界中に | すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。 |
| 目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。 |
| 目標 8 働きがいも経済成長も | 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。 |
| 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。 |
| 目標10 人や国の不平等をなくそう | 各国内および各国間の不平等を是正する。 |
| 目標 11 住み続けられるまちづくりを | 包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。 |
| 目標12 つくる責任 つかう責任 | 持続可能な生産消費形態を確保する。 |
| 目標13 気候変動に具体的な対策を | 気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。 |
| 目標14 海の豊かさを守ろう | 持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。 |
| 目標15 陸の豊かさも守ろう | 陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。 |
| 目標16 平和と公正をすべての人に | 持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。 |
| 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう | 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。 |

あ行

| 用語 | 解説 |
|------------|--|
| あすなろ農業塾 | 県が行う就農支援研修の1つ。指導農業士等のプロの農家(あすなろ農業塾長)のもとで、実践技術や経営戦略、流通販売等のノウハウを習得しつつ、塾長が関係機関と連携し就農を支援。 |
| 暗渠(あんきょ)排水 | 水田の乾田化を図るため、地中に吸水管(穴あき管など)を埋設し、水田沿いの排水路へ余分な水を排水する施設。 |
| アパート牛舎 | 新たな担い手の初期投資を軽減するための賃貸式牛舎 |
| アフリカ豚熱 | アフリカ豚熱ウイルスにより起こる豚やいのししの伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。ダニによる媒介や感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。有効なワクチンや治療法はない。豚熱とは全く別の疾病。 |
| 菱洞(いちょう)茶 | 収穫した生葉を、人為的にしおれさせることで内部の酵素による微発酵を促し、香りを引き出したお茶。 |
| 営農管理システム | ほ場ごとの農作業の記録や栽培記録、投下資材などを記録し、農業経営の数値化・見える化を支援するシステム。労務管理や栽培管理の改善などの効果がある。 |
| 園芸福祉 | 種を播き、苗を育てて花を咲かせ、収穫するなど植物と接することを通じて、高齢者の生きがいづくりや子どもの情操教育、障がい者の自立支援、世代間交流などを進め、人々が健康で生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指す活動。 |
| 園芸福祉サポーター | 医療・福祉施設などが行う園芸活動を支援する人材を育成するため、県が行う園芸福祉サポーター養成講座を受講し、県知事の認定を受けたもの。 |
| 奥美濃古地鶏 | 岐阜県養鶏試験場(現 畜産研究所養鶏研究部)において開発された肉用鶏と卵用鶏。鶏の原種の特徴が色濃い「岐阜地鶏」が改良素材として用いられ、肉は赤味を帯び、歯応えがよく、適度な脂肪が付着することによって醸し出される旨みの特徴。 |

| 用語 | 解説 |
|------------------|--|
| 家畜防疫員 | 主に都道府県が設置した家畜保健衛生所に配置され、畜産農家を対象として、豚、牛、鶏等の家畜の検査、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の伝染病の予防業務、技術指導及び衛生指導等の業務を行う。 |
| 家畜保健衛生所 | 家畜保健衛生所法に基づく地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するために、都道府県が設置する必置機関。家畜の伝染病予防に関する事務や、家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などを行っている。各都道府県に1カ所以上設置されている。 |
| 管理獣医師 | 家畜防疫、家畜衛生面などを含む多角的視点で常日頃の農場と家畜の状況を把握し、適切な指示を農場に提示する。 |
| 基幹的農業従事者 | 自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの仕事として主に自営農業に従事している者。 |
| 基幹的農業用水路 | 農業用水を供給する範囲(農地)がおおむね100ha以上となる農業用水路。 |
| 基幹的農道 | 農地から収穫した農作物の集出荷場や市場への運搬、農業関連資材の運搬のため、大型車などが安全にすれ違うことができるなど、効率的な運搬ができるように計画された農村地域の基幹となる農道。 |
| 技能実習制度 | 外国人の技能実習生が、日本において農業者等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る制度。 |
| 帰農塾(栽培研修) | 就農支援研修の1つ。地域ごとに特産物の栽培に必要な主要管理技術を作物の1シーズンを通して座学や体験学習により学ぶ講座。 |
| 機能保全対策 | 施設の劣化状況を機能診断し、ライフサイクルコストを低減する最も効率的な対策手法を明らかにした計画に基づく工事など。 |
| 基盤整備 | 食料の安定供給や農業生産性の向上などを目的として、農地や農業用排水路などの農業生産基盤を整備すること。 |
| ぎふアグリチャレンジ支援センター | 新規就農、農業経営の法人化、企業等の農業参入、農地の確保、農福連携等の多様な相談に一元的に対応するワンストップ農業支援窓口。平成29年4月、(一社)岐阜県農畜産公社内に設置。 |
| 岐阜鮎海外推奨店 | 日本国外において営業し、岐阜県内の河川において漁獲された鮎、又は県内の養殖場で生産された鮎を年間30kg以上使用する料理店・販売店。世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が認定。 |
| 岐阜県農業担い手リーダー | 高度な農業技術及び経営能力を有する優れた農業者を市町村長の推薦を踏まえ、「岐阜県農業担い手リーダー」として知事が認定。農業担い手リーダーには、認定基準により岐阜県指導農業士、岐阜県女性農業経営アドバイザー及び岐阜県青年農業士がある。 |
| ぎふジビエ | 県内で捕獲、解体処理された野生のニホンジカまたはイノシシの肉のうち、ぎふジビエ衛生ガイドラインに基づき解体処理された食肉。 |
| ぎふジビエ衛生ガイドライン | 野生のニホンジカ肉、イノシシ肉の利活用促進にあたり、食品衛生法による規定のほか衛生管理や肉の品質を保つために事業者の管理項目を定めた岐阜県独自の指針。 |
| ぎふ就農体感ツアー | 就農支援研修の1つ。ぎふアグリチャレンジ支援センターで就農相談を受けた者が、就農に向けてステップアップできることを目的として、複数の地域や経営品目を視察・体験するツアー。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------------|---|
| ぎふ就農ポータルサイト「ぎふっ晴れ」 | 就農希望者に対して、就農準備段階から定着段階までの就農に関する情報を一元的に提供する岐阜県独自のホームページ。 |
| ぎふ清流GAP評価制度 | <p>令和2年11月、前身となる「ぎふクリーン農業(化学肥料及び化学合成農薬を30%以上削減する栽培)」で培った食品安全や環境保全の理念を継承し、県が創設したGAP制度。</p> <p>農業現場において、適正な農業を実践するために、食品安全、環境保全、労働安全などの観点から、農場で起こりうるリスクを洗い出し、その改善状況を第三者機関が評価する。</p> <p>100以上の項目を点検・評価しており、評価点数が高い農場は、県の認証を受け、農産物にロゴマークを表示して、安全・安心で信頼のある「ぎふ清流GAP農産物」として流通・販売が可能。</p>  |
| ぎふの田舎応援隊 | 岐阜県の美しい農村に関心のある都市住民等が、「ぎふの田舎応援隊」の隊員として登録し、ボランティアで農村地域における保全活動や交流活動等を、農村に暮らす人とともに行う制度。 |
| ぎふの棚田応援隊 | 「刈払機取扱作業安全衛生教育講習会」を受講した「ぎふの田舎応援隊」の隊員を「ぎふの棚田応援隊」として登録し、ボランティアで刈払機での棚田の除草作業を棚田地域に暮らす人とともに行う制度。 |
| 「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会 | 岐阜県内のグリーンツーリズムの実践者が中心となって、近年のグリーンツーリズムに対する多様なニーズに対応した「ぎふらしい」「ぎふならではの」グリーンツーリズムを実現するため設立された協議会。 |
| ぎふ水土里のプロジェクト | <p>清い流れの農業用水(水)、緑豊かな農地(土)、豊かな自然や農村風景(里)を美しい姿のまま未来に残し、その大切さを県民の方々に知っていただくため、農村地域におけるボランティア活動、農業・農村が有する多面的機能の紹介、棚田の保全活動などを実施するプロジェクト。</p> <p>なお、「水土里」は豊かな自然環境、美しい農村景観、きれいな水、澄んだ空気など清廉なイメージを表現するための造語。</p> |
| 基本構想水準到達者 | 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が作成する「基本構想」に示す目標所得水準を達成している農業者。 |
| 牛群検定 | 酪農家の乳牛から、乳量、乳成分、繁殖成績や飼料給与量などを記録し、その結果を分析・判定して酪農家の経営改善に役立てるもの。 |
| 緊急輸送道路 | 地震直後から発生する救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給などに必要な人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための道路。「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」において、県内の道路をその役割から1次、2次、3次に区分して指定されている。 |
| グリーンツーリズム | <p>農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。</p> <p>ヨーロッパ諸国では、既に国民の間にグリーンツーリズムが定着しており、緑豊かな農山漁村が育ててきた自然、生活・文化ストックを広く都市の人々に開放し、これら市民が「ゆとり」や「やすらぎ」のある人間性豊かな農山漁村での余暇活動を楽しんでいる。</p> |
| 経口ワクチン | <p>注射ではなく、摂食することでウイルスの抗体がつくワクチン。</p> <p>豚熱対策としては、野生いのししにおける感染拡大を抑制するため、トウモロコシの粉などの餌で包んだ生ワクチン剤を散布し、摂食させることにより、豚熱ウイルスの免疫付与を図るもの。</p> |
| ゲート | 河川や水路を横断する形で設けられる流水を制御するための構造物のこと。ゲートにより河川水などをせき止めることによって水位を調節し農業用水の取水を行う。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------|--|
| 原種 | 生産者へ販売する優良な一般種子の生産を行うために必要な種子をいう。 |
| 耕作放棄地 | 農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。 なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。 |
| 高設ベンチ養液栽培システム | いちごの養液栽培システム。岐阜県方式としてベンチ資材に不織布を使用し、培土を少量化することにより正確な養液濃度管理でき、単収の大幅な増加が可能となる。 |
| 口蹄疫 | 口蹄疫ウイルスが原因で、偶蹄類の家畜(牛、豚、山羊、綿羊、水牛など)や野生動物(鹿やいのししなど)がかかる病気。感染すると、発熱したり、口の中や蹄の付け根などに水疱ができるなどの症状がみられる。 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 鳥類(鶏、あひる、うずら、七面鳥等)に特に強い病原性を示すA型インフルエンザウイルスの感染症。元気消失、食欲・飲水欲の減退、産卵率の低下、呼吸器症状、下痢など全身症状を示し大量死をおこす。 |

| 用語 | 解説 |
|-------------------|---|
| 里川 | 里川は、手つかずの自然の中で環境が保たれている自然河川ではなく、森林管理や水防施設、清掃管理など人が適正に関与することにより生活領域の中を流れつつ、生活水源・漁場・農業用水等の経済的な価値、及びレジャー・景観・歴史文化等の精神的な価値を有し、かつ、生物多様性を保持している。いわば里山に発し里地を流れる川であり、長良川はまさに「里川」である。 |
| サーベイランス | 一般的に、経済や感染症などの動向調査のこと。家畜伝染病においては、県境を越えてまん延する可能性がある疾病について感染の動きがないかを全国的にモニタリングする全国サーベイランスなどがある。 |
| CSF対策・養豚業再生支援センター | アフリカ豚熱を含めた家畜伝染病に強い養豚産地づくりを推進するため、令和2年4月、県畜産協会内に設置。養豚農場の飼養衛生管理強化や、豚熱(CSF)発生農場の再開に向けた農家の取組みを業界団体と連携して伴走支援する。 |
| 指定棚田地域 | 棚田地域振興法において次のいずれにも該当すると認められる地域を主務大臣(総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣)が指定。 ①棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること ②当該棚田地域に係る棚田地域振興活動が円滑かつ確実に実施されると認められること |
| 指導農業士 | 高度な農業技術及び経営能力を有し、農村青少年の育成・指導や地域農業の振興に貢献するなど指導的な農業者として、市町村長からの推薦により知事が認定した者。 |
| 自動給餌機 | 1日に複数回、自動で飼料を給餌する機械。家畜の種類や畜舎の構造、給与する餌によって、様々な種類が販売されている。 |
| 自動給水装置 | ほ場に用水を供給するための取水口をスマートフォンやパソコンなどを用いて、離れた場所から操作することができるようにしたもの。遠隔操作の他、あらかじめ給水する時間を設定しておくことで自動で給水することができる。 |
| 自動操舵システム | トラクター、田植機、コンバイン等のハンドルを自動制御し、設定された経路を自動走行するシステム。既存の農機に後付けで使用できるシステムもある。自動で正確に作業できるため、大区画の長い直線操作などの作業が楽になる、非熟練者でも熟練者と同等以上の精度、速度で作業が可能となるなどの効果がある。 |
| ジビエ | 狩猟や被害防止捕獲などにより捕獲された野生鳥獣(ニホンジカ・イノシシのほかクマや鳥類など)の食肉のこと |
| 収入保険 | 農業保険法に基づき、原則として全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償する保険で、全国農業共済組合連合会が運営。 |
| ジャンボタニシ | 正式名;スクミリングガイ 南米原産で、食用目的で日本に持ち込まれたものが野生化した。関東以西に分布し、田植え後約3週間までの柔らかい小さな稲を食害する。成貝の殻高は2~7cm程度で、長い触角と、ピンク色の卵塊が特徴。 |
| 集落営農 | 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。集落営農を実践する営農組織が集落営農組織。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| 飼養衛生管理基準 | 家畜伝染病予防法で定められた、家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準。 |
| 食育 | 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。 |
| 食育推進ボランティア | 地域や学校等において「食」や「農林畜水産」に関する知識や経験などを紹介し、郷土料理の調理実習、食農体験の指導を行うため、岐阜県が募集し、登録するボランティア団体のこと。 |
| 食肉の簡易検疫制度 | 日本産牛肉を個人消費用に限り携帯品(お土産)として、1人あたり5kg以内に限り持ち出すことができる制度。令和元年度末現在、シンガポールに限り適用が認められている。 |
| 食農教育 | 「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶことをいう。 |
| 植物工場 | 施設内で植物の生育環境(光、温度、湿度、二酸化炭素濃度、養分、水分等)を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御と生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画生産が可能な栽培施設。 |
| 食味ランキング(米) | 一般社団法人日本穀物検定協会が、毎年、全国の産地・品種の米について、評価者による食味官能を実施し、その結果をランキングとして公表するもの。特Aは最高評価。 |
| 食料安全保障 | 全ての国民が将来にわたって良質な食料を合理的な価格で入手できるようにすることで、 <u>国の基本的な責務</u> 。 平成11年7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」において、 <u>国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄を適切に組み合わせ、食料の安定的な供給を確保することとしている。</u> |
| 食料自給率 | 国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度まかなえているかを示す指標のこと。供給熱量ベースで示される食料自給率は、重さが異なる全ての食料を足し合わせ計算するために、その食料に含まれる供給熱量(カロリー)を用いて計算した自給率のこと。 |
| 女性農業経営アドバイザー | 農業経営に意欲的に取り組み、女性の経営・社会参画、次代の女性リーダーの育成、地域活性化などに貢献する女性農業者として、市町村長からの推薦により知事が認定した者。 |
| 親魚養成技術 | 長良川に遡上してきた早期遡上鮎を獲り、親魚まで飼育池で養成し、その親魚から次世代の放流鮎を安定的に生産する技術。 |
| 水田の汎用化 | 水田に排水路や暗渠排水を整備して水はけを良くすることで乾田化し、麦・大豆などの畑作物を栽培できるようにすること。 |
| 水稲作付面積 | 主食用米と非主食用米(飼料用米や米粉用米等の新規需要米、加工用米、備蓄米)の作付面積の合計をいう。 |
| スマート農業 | ICTやAI、ロボット技術などの最先端技術を活用した農業技術。 |

| 用語 | 解説 |
|---|---|
| スマート農業推進センター | 岐阜県におけるスマート農業の情報発信拠点として、農業者等が最新の農業機器等を実際に見て、体験して、学んで、便利さを実感できる施設。オペレーションセンター、モデル温室、実演ほ場の3施設で構成されており、令和2年6月に海津市に開所。 |
| 「清流の国ぎふ」創生総合戦略 | 本格的な人口減少時代の到来を踏まえ、今後5年間(R1～5)の県政全体の政策の方向性を示す総合戦略。 3つの方向性として、『清流の国ぎふ』を支える人づくり、「健やかで安らかな地域づくり」、「地域にあふれる魅力と活力づくり」を掲げる。 |
| 3Sシステム | 夏秋トマト隔離型培地耕システム(Small amount Separated cultivate-system for Solanaceae)のことをいう。岐阜県が開発した夏秋トマト栽培に係る養液栽培技術であり、通常の土耕に比べ、大幅な収量増が可能となる。 |
| 世界農業遺産(GIAHS:ジアス) (Globally Important Agricultural Heritage Systems) | 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域(農林水産業システム)を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。 |
| 世界農業遺産「清流長良川の鮎」プレーヤーズ | 世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会と連携して周知・啓発するとともに、将来にわたって鮎をはじめとする流域の農林水産業等を発展させていくための活動を実践する団体・事業者等 |
| センシング技術 | センサー(感知器)等を使用して、様々な情報を計測・数値化する技術の総称。 |
| 早期遡上鮎 | 海から河川への遡上時期が早い天然鮎。遡上時期が遅い鮎より早く大型になるため、友釣りでも釣られやすい。 |

| 用語 | 解説 |
|---------------|--|
| 大区画ほ場整備率 | 県内の農振農用地面積のうち、用排水が分離しており標準的な大きさが50a以上のほ場の面積が占める割合。 |
| 棚田地域振興法 | 「貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与する」ことを目的に令和元年に制定、施行された法律。 |
| (農業・農村の)多面的機能 | 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で生活が営まれ、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物供給の機能以外の多面にわたる機能の総称。 |
| 多面的機能支払制度 | 農地や農業用水路等の資源の適切な維持管理と農村環境の保全を図るため、地域住民など非農家も含めた活動組織により、地域ぐるみで農地や水を守る共同活動を支援する制度。 |
| 田んぼダム | 「田んぼダム」を実施する地域やその下流域の浸水被害リスクを低減するため、水田の落水口に流出量を抑制するための堰板や小さな穴の開いた調整版などの器具を取り付けることで、水田に降った雨水を時間をかけてゆっくりと排水し、水路や河川の水位の上昇を抑え、あふれる水の量や範囲を抑制する取組み。 |
| 田んぼの学校 | 田んぼでの作業体験等を通じて、子どもに農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さ・つながり等を伝えとともに、住んでいる地域への関心や農業農村整備事業等で整備した農地・農業用施設などの「農村資源」への関心を高めてもらう環境学習の総称。 |
| 地域計画 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者の話し合い(協議の場)を踏まえ、地域農業のあり方や農地利用の姿を明確にし、市町村において策定・公告される計画。 |
| 地域別捕獲目標 | 各地域における野生いのししの捕獲を推進するため、生息頭数調査結果をもとにした県内10地域ごとの捕獲目標。 |
| 中山間地域 | 農林統計に用いる地域区分の都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、中間農業地域と山間農業地域をあわせた地域をいう。 中間農業地域とは、耕地率が20%未満で都市的地域及び山間農業地域以外の市町村、または耕地率が20%以上で都市的地域及び平地農業地域以外の市町村をいう。 山間農業地域とは、林野率80%以上かつ耕地率10%未満の市町村をいう。 ※本基本計画では平成29年12月現在の統計区分を使用した。 |
| 中山間地域等直接支払制度 | 遊休農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正する農家等への交付により、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて、遊休農地の発生を防止し多面的機能の確保を図る制度。 |
| 鳥獣被害防止特措法 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与するための法律。 |
| 直播栽培 | 種籾を直接水田に播く、水稻の栽培技術。育苗や田植えを省略することで、春作業の省力・平準化を図ることができる。乾田直播と湛水直播に大別される。 |
| 定年帰農者 | 本計画における定年帰農者とは、施策の対象者として定年退職等離職後に農業に取り組む者で、農業所得を概ね100万円を確保することを目指す者。 |
| 特定技能制度 | 生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある農業等の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる制度。 |

| 用語 | 解説 |
|----------|--|
| 特定農業用ため池 | 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、決壊による水害などにより周辺の住宅や公共施設などに被害を及ぼすおそれがある私人が所有する農業用ため池であり、都道府県知事が指定をしたもの。 |
| 独立ポット耕栽培 | 岐阜県が開発した冬春トマトに係る養液栽培技術。通常の土耕栽培に比べ大幅な収量増が可能となる。 |
| 土地改良区 | 土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として耕作又は養畜の業務を営む者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される法人。面積規模は数ヘクタールのものから複数市町村にまたがる大規模なものまで多岐にわたっており、かんがい排水事業やほ場整備事業などを実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県などが造成した土地改良施設の維持管理などを行っている。 |

| 用語 | 解説 |
|-----------|--|
| 中食(なかしょく) | 持ち帰り弁当やそう菜等そのまま食事として食べられる状態に調理されたものを家などに持ち帰って利用すること。 |
| 長良川システム | 長良川は地域の人々の暮らしの中で清流が保たれ、その清流で鮎が育ち、清流と鮎は地域の経済や歴史文化と深く結びついている。長良川におけるその循環は、人の生活、水環境、漁業資源が相互に連関している世界に誇るべき里川のシステムであり、これを「長良川システム」と呼ぶ。 |
| 日本型直接支払制度 | 農業の持つ多面的機能の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度で、中山間地域等直接支払、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払の3制度を併せて日本型直接支払制度とよぶ。 |
| 認定農業者 | 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、その目標を目指して農業者が策定した農業経営改善計画を認定する制度を認定農業者制度、その認定を受けた農業者を認定農業者と呼ぶ。 |
| 農業共済 | 農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする制度で、農業共済組合が運営。県内は、水稻、麦、家畜、りんご、もも、なし、かき、大豆、蚕繭、園芸施設等について実施。 |
| 農業金融制度 | 農業施策を推進する上で必要な資金の供給を行うため、国・地方公共団体が資金を融通したり、民間金融機関の貸出しに対して利子補給を行う制度金融と、資金融通を円滑にするための農業信用保証保険制度からなる融資のしくみ。 |
| 農業経営体 | <p>農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業</p> <p>①露地野菜作付面積15 a</p> <p>②施設野菜栽培面積350 m²</p> <p>③果樹栽培面積10 a</p> <p>④露地花き栽培面積10 a</p> <p>⑤施設花き栽培面積250 m²</p> <p>⑥搾乳牛飼養頭数1 頭</p> <p>⑦肥育牛飼養頭数1 頭</p> <p>⑧豚飼養頭数15 頭</p> <p>⑨採卵鶏飼養羽数150 羽</p> <p>⑩ブロイラー年間出荷羽数1,000 羽</p> <p>⑪その他調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</p> <p>(3) 農作業の受託の事業</p> |
| 農業就業人口 | 農林水産省の統計調査における区分で、自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者。 |
| 農業従事者 | 15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。 |
| 農業集落排水施設 | 農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に役立てるため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。 |

| 用語 | 解説 |
|-------------|---|
| 農業法人 | 農業を営む法人の総称。法人形態により、農事組合法人と会社法人に大別される。 |
| 農業やる気発掘夜間ゼミ | 県が行う就農支援研修の1つ。他産業に従事しながらも農業の基礎的知識を学べる座学中心の夜間講座。 |
| 農業用排水機場 | 大雨による農地や農業用施設などへの水害を防止するため、ポンプを運転して雨水を川や海に排水するための施設。 |
| 農振農用地 | 県が指定した「農業振興地域」について、市町村が「農業振興地域整備計画」を策定し、その中で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき優良農地を農用地区域として指定する農用地利用計画を定めている。ここで指定された農用地等を「農振農用地」という。 |
| 農地イキイキ再生週間 | 企業、地域、農業関係団体及び行政機関等が遊休農地解消に一斉に取り組む活動。名称は一般公募した中から選定された。 |
| 農地中間管理機構 | 「農地中間管理事業の推進に関する法律」第4条に基づき、都道府県知事から指定された、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする公的団体。岐阜県では、(一社)岐阜県農畜産公社が指定されている。 |
| 農地中間管理事業 | 知事が指定した「農地中間管理機構」が受け皿となり、農地を借り受け、まとまりのある形で利用できるように配慮したうえで、担い手に農地を貸し付ける事業。 |
| 農地の集積・集約化 | <p>【農地の集積】 農地を所有し、または借り入れることなどにより、利用する農地面積を拡大すること。</p> <p>【農地の集約化】 農地の利用権を交換することなどにより、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。</p> |
| 農の雇用事業 | 農業法人等が新規就業者を雇用し研修を実施する場合に、研修費用の一部を農業法人等に助成する事業。本事業は令和3年度で終了し、令和4年度から雇用就農資金に移行。 |
| 農泊 | 農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。 |
| 農福連携 | 農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組み。 |
| 農林漁業体験者数 | 県で登録する農林漁業体験施設を利用し、農林業や自然体験を実施する人数。 |


| 用語 | 解説 |
|---------------|---|
| 発情監視システム | 親牛の体温を温度センサーで監視し、発情や分娩の兆候を察知し、メールで通知するシステム。発情の見逃しを防ぎ効率的な種付けが可能となり、分娩時には、一次破水を察知し分娩兆候を把握でき、24時間体制での監視が不要となり、分娩事故が回避できる。 |
| 花育 | 花や緑に親しみ、育てる機会をとおして、子どものやさしさや美しさを感じる気持ちを育む活動のこと。 |
| パブリックコメント | 行政機関が命令等(政令、省令など)を制定するに当たって、事前にその案を示し、広く国民から意見や情報を募集するもの。県では本基本計画を策定するにあたり、令和2年12月14日から令和3年1月12日まで実施。 |
| 販売農家 | 経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家のこと。 |
| 肥育素牛 | 肥育牛のもとになる牛のこと。 |
| 被害防止計画 | 野生鳥獣による農作物等への被害を防止するため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(鳥獣被害防止特措法)」に基づき、対象鳥獣の捕獲や防護柵の設置、施策の実施体制など、被害防止に関する基本的な方針や具体的な取組内容を定めた市町村計画。 |
| 飛驒牛(ひたぎゅう) | 飼育期間が最も長い場所が岐阜県で、飛驒牛銘柄推進協議会「登録農家制度」にて認定・登録された生産農家により、14ヶ月以上肥育された黒毛和種の肉牛のうち、(公社)日本食肉格付協会が実施する牛枝肉格付で肉質等級が5・4・3等級と格付されたもので、かつ飛驒牛銘柄推進協議会が確認・認定したもの。 |
| 飛驒牛海外推奨店 | 日本国外において営業し、5等級及び4等級の飛驒牛を定期的に仕入れ、年間50kg以上を使用する料理店・販売店。飛驒牛銘柄推進協議会が認定。 |
| 飛驒牛カッティングセミナー | 飛驒牛の特徴や美味しさを、カッティングの実演を通じて海外シェフ等に伝えるセミナー。 |
| 飛驒牛繁殖研修センター | 岐阜大学、JA全農岐阜、岐阜県が連携して、和牛繁殖の担い手の育成と和牛繁殖雌牛の増頭を図ることを目的に、美濃加茂市内に設置。 |
| ビッグデータ | ICT等により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量のデータ。肥料散布量、農薬使用量、収量等の栽培データや温度、湿度等の気象データなどがある。 |
| 病性鑑定 | 疾病にかかった疑いのある家畜に対して、細菌検査やウイルス検査、病理検査、生化学検査等を行い、疾病の診断を行うこと。 |
| 複合環境制御 | 温湿度、日射量、CO2濃度などの環境情報に基づき暖房機、CO2発生装置、換気装置などを総合的に自動制御すること。 |
| 豚熱 | 豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴。感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大する。治療法は無い。予防的使用のワクチン接種は、2006年3月31日をもって事実上禁止されていたが、2019年10月より、本県をはじめ、地域を限定して接種が認められている。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚熱にかかった豚やいのししの肉等を食べても、人体に影響はないとされている。 |
| フードバンク活動 | 農業生産や食品の製造・流通の過程で発生する規格外品などを福祉施設等へ無料で提供する活動。 |

| 用語 | 解説 |
|------------|---|
| ふるさと水と土指導員 | 土地改良施設や農地の機能強化・保全活動を通じた地域住民活動の活性化に関して、助言・指導を行う地域住民活動のリーダー。岐阜県農業農村整備委員会が委嘱。 |
| 平坦地域 | 農林統計に用いる地域区分の都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4区分のうち、都市的地域と平地農業地域をあわせた地域をいう。 都市的地域とは、可住地に占めるDID(人口集中地区)面積が5%以上で人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の市町村、または可住地に占める宅地等率が60%以上で人口密度500人以上の市町村(ただし、林野率80%以上のものは除く。)をいう。平地農業地域とは、耕地率20%以上かつ林野率50%未満の市町村(ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。)、または耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の市町村をいう。 ※本基本計画では平成29年12月現在の統計区分を使用した。 |
| 防疫措置計画 | 家畜伝染病発生時におけるウイルスの封じ込め、まん延の防止のための当該家畜の殺処分、死体・汚染物質の処理及び畜舎の消毒等に関する計画。 |
| 防災重点農業用ため池 | 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第4条第1項に基づき、決壊による水害などにより周辺の住宅や公共施設などに被害を及ぼすおそれがある国、地方公共団体及び私人が所有する農業用ため池であり、都道府県知事が指定をしたもの。 |
| 包蔵水力 | 発電水力調査により明らかとなった水資源のうち、技術的・経済的に利用可能な水力エネルギー量のこと。 |
| ほ場整備率 | 県内の農振農用地面積のうち、用排水が分離しており標準的な大きさが20a以上のほ場の面積が占める割合。 |
| 哺乳ロボット | 自動で子牛に哺乳を行うシステム。自動でミルクとお湯を混合し、子牛の首などに装着したセンサーによって、個体毎に設定した哺乳量・哺乳回数で哺乳する。哺乳実績についても自動計測され、個体毎に子牛の発育状況を管理できる。 |
| ポーノブラウン | 霜降り割合を増加させる能力をもつ県オリジナル種豚で、10年以上の歳月をかけ、平成21年に開発。 「ポーノポーク」をはじめ「飛騨けんとうん・美濃けんとうん」などの県内ブランド豚で利用が拡大しており、この種豚を利用した豚肉生産は、県全体の約2割を占めていた。 |
| ぼろたん | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構で育成した品種。渋皮剥皮が易である特性があり、生栗(焼き栗)としての出荷が期待されている。 |

ま行

| 用語 | 解説 |
|--------------|---|
| 密苗栽培 | 育苗箱1箱に250～300gの種籾を高密度に播種した稚苗の移植により、苗箱数を大幅に削減する技術。 |
| みどりの食料システム戦略 | SDGsや環境問題に対応し、農林水産業の生産力向上と持続性の両立を実現させるための政策方針を示すものとして令和3年5月に農林水産省が発表。2050年の目指す姿として「耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大」等の目標を掲げている。 関連する「みどりの食料システム法」においては、本戦略に即した生産に取り組む農業者に対して税制と融資の優遇を受けることができる。 |

や行

| 用語 | 解説 |
|------|---|
| 有機農業 | 「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」において、「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。 一方、有機JAS制度では、JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。この「有機JASマーク」がない農産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。  |
| 遊休農地 | 農地法に基づき、市町村・農業委員会の現地調査により次の状態であると認められる農地。 ①現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地 ②利用の程度が周辺の地域の農地に比べ著しく劣っている農地 |

ら行

| 用語 | 解説 |
|------------|---|
| ライフサイクルコスト | 施設の建設に要する経費に、供用期間中の運転、補修等の維持管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額のこと。 |
| 流域治水 | 河川管理者等による治水に加え、河川の流域全体のあらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民など)が協働して流域全体で行う治水対策。田んぼダムは流域治水の取組みの一つ。 |
| 冷水病 | 冷水病菌という細菌による感染症。鮎などに体表の穴あき症状を呈する。養殖場だけではなく河川でも発生し、漁獲量減少の一因となっている。 |
| 6次産業化 | 農業者が、農畜産物等の生産(第1次産業)だけでなく、食品加工(第2次産業)、流通・販売(第3次産業)にも取り組み、生み出された付加価値を農業者自身が得ることにより農業を活性化させる取組。農業者が商工業者と連携して加工・販売に取り組む農工商連携や農村の地域資源を活用したグリーン・ツーリズム等新たな産業の創出も6次産業化に含まれる。 |

わ行

| 用語 | 解説 |
|---------|--|
| ワーケーション | 「Work(仕事)」と「vacation(休暇)」を組み合わせた造語。 観光地やリゾート地等でテレワークを活用し、休暇を楽しみつつ仕事を行う過ごし方。 |

3 策定経過

| 年 月 日 | 取組経過 |
|---------------------|---|
| 令和2年3月17日 | ◇岐阜県農政審議会 ・次期基本計画策定に係る諮問 ・計画策定部会設置の承認 ・策定方針の審議 |
| 6月22日 | ◆計画策定部会（第1回） |
| 8月4日 | ◆計画策定部会（第2回） |
| 8月31日 | ◆計画策定部会（第3回） |
| 9月11日 | ◇岐阜県農政審議会 ・骨子（案）審議 |
| 9月18日 | ◎岐阜県議会へ骨子（案）説明 |
| 10月5日 | ◎岐阜県議会農林委員会において骨子（案）説明 |
| 11月6日 | ◆計画策定部会（第4回） |
| 12月7日～12月13日 | ◇岐阜県農政審議会委員への計画素案の意見照会 |
| 12月14日 | ◎岐阜県議会農林委員会において計画素案説明 |
| 12月14日 | ●パブリックコメントの実施（～翌1月12日） |
| 12月17日 | ◆計画策定部会（第5回） |
| 令和3年1月13日 ～1月22日 | ◇岐阜県農政審議会委員への答申（案）の意見照会 |
| 1月29日 | ◇岐阜県農政審議会からの答申 |
| 2月25日～26日 | ◎岐阜県議会へ議案提出、説明 |
| 3月24日 | ◎岐阜県議会での議決 |
| 3月24日 | ぎふ農業・農村基本計画の策定 |

4 岐阜県農政審議会名簿

○ 岐阜県農政審議会

(50音順・令和3年1月時点)

| 氏名 | 職名 |
|--------|------------------------------|
| 板津 徳次 | 岐阜県町村会（富加町長） 副会長 |
| 岩井 豊太郎 | 一般社団法人岐阜県農業会議 会長 |
| | 岐阜県農業共済組合 組合長理事 |
| 大山 健二 | 岐阜県青年農業士連絡協議会 会長 |
| 片岡 美穂 | 岐阜県女性農業経営アドバイザーいいききネットワーク 会長 |
| 加藤 大博 | 岐阜県議会農林委員会 委員長 |
| 神谷 眞弓子 | 東海学院大学 学長 |
| 河田 昌子 | 岐阜県JA女性連絡協議会 会長 |
| 後藤 昌宏 | 岐阜県指導農業士連絡協議会 会長 |
| 櫻井 宏 | 岐阜県農業協同組合中央会 会長 |
| 杉山 ミサ子 | アグリ・エンジョイネット岐阜 会長 |
| 高田 禮子 | ぎふ農業委員会女性ネットワーク 会長 |
| 竹中 昌子 | 一般財団法人岐阜県地域女性団体協議会 会長 |
| 玉田 和浩 | 岐阜県漁業協同組合連合会 会長 |
| 道家 晶子 | 岐阜市立女子短期大学 副学長・教授 |
| 林 喜美子 | 生活協同組合コープぎふ 組合員理事 |
| 福井 博一 | 岐阜大学 副学長 |
| 藤原 勉 | 岐阜県土地改良事業団体連合会 会長 |
| 村下 貴夫 | 一般社団法人岐阜県畜産協会 会長 |
| 山内 清久 | 全国農業協同組合連合会岐阜県本部運営委員会 会長 |
| 山内 登 | 岐阜県市長会（下呂市長） |

○ 岐阜県農政審議会計画策定部会

(50音順・令和3年1月時点)

| 氏名 | 職名 |
|-------|------------------------------------|
| 大山 健二 | 岐阜県青年農業士連絡協議会 会長 |
| 片岡 美穂 | 岐阜県女性農業経営アドバイザーいいききネットワーク会長 |
| 高坂 茂 | 全国農業協同組合連合会岐阜県本部副本部長 |
| 座光寺 勇 | (一社)日本農業情報システム協会東海支部長 |
| 中尾 智 | イオンリテール株式会社東海カンパニーエリア政策推進チームサブリーダー |
| 林 喜美子 | 生活協同組合コープぎふ組合員理事 |
| 前澤 重禮 | 岐阜大学応用生物科学部教授(食品流通科学) |
| 松本 康夫 | 岐阜大学名誉教授(農村計画学) |
| 渡邊 健彦 | 岐阜県農業協同組合中央会常務理事 |
| 和仁 松男 | 岐阜県農業参入法人連絡協議会会長 |

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

ぎふ農業・農村基本計画（令和3～7年度）

岐阜県農政部農政課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話：058-272-1111（代表）

